

Ⅲ 次代を担う人づくり

1 地域と世界で活躍できる人材の養成

(1) 教育費の負担軽減の充実

【総務、文科】

主① 高等学校等就学支援金制度の拡充

・私立高校生への授業料負担軽減措置である高等学校等就学支援金について、令和2(2020)年度に年収590万円未満世帯を対象とした無償化を、全額国庫で確実に実施すること

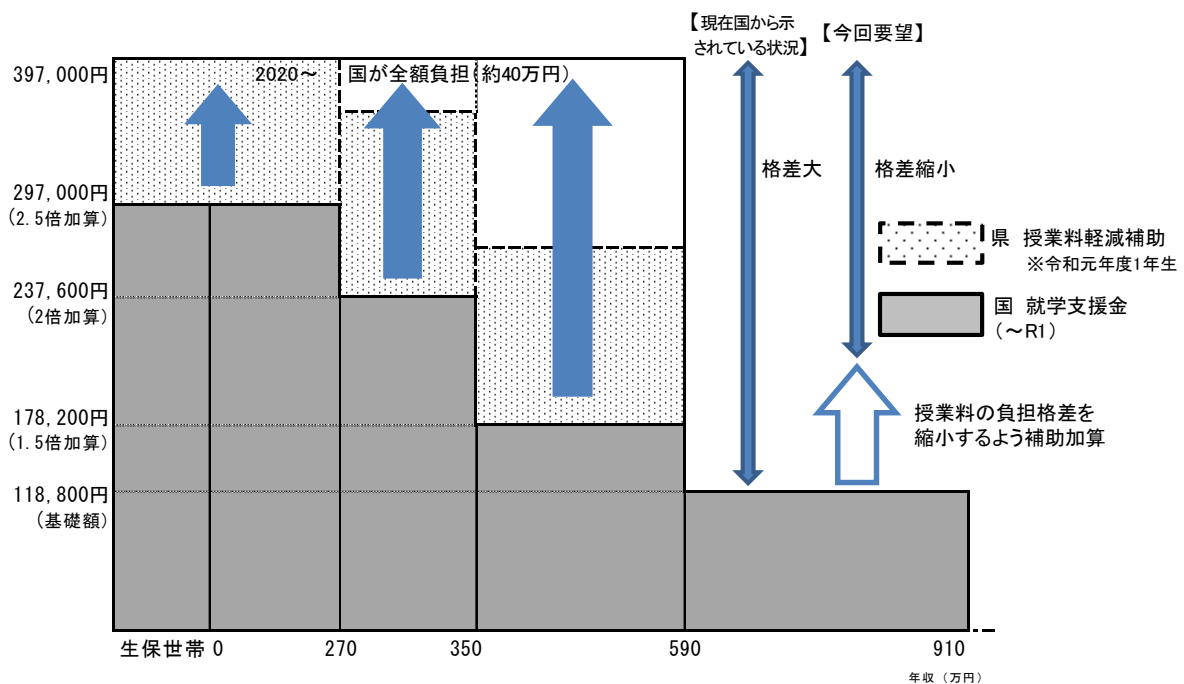
新 令和2年度に予定している高等学校等就学支援金の拡充(年収590万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化)においては、年収590万円以上の世帯についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないように制度設計すること

新 具体的な制度設計については、早期に地方へ情報提供を行い、地方の意見を適切に反映させること

【国制度の問題点】

- ・年収約590万円未満の世帯には一定の加算措置が講じられているが、実際の授業料負担に比較して充分なものではない。
- ・就学支援金に加え県単独の授業料軽減補助により、低所得層に重点を置いた補助を行っているが、授業料の一部負担が生じている。

<国の就学支援金及び授業料軽減補助>



② 県等が行う修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度の創設

・県が行っている授業料軽減補助や各学校が行う奨学金制度に関する利子補給など修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・高校生に対する奨学金制度は、貸与型奨学金が中心であり、卒業後の返済の負担が大きい。
- ・奨学給付金の対象は生活保護世帯と住民税非課税世帯に限定されたものである。

③ 高等学校等就学支援金制度の効率的な運用

ア 減免に関する全国統一基準の設定

- ・ 経済的理由による授業料の減免について、高等学校等就学支援金制度の枠組みの中で全国統一基準を設定し、必要な財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 保護者の失職・倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった者に対する支援について、国は、各都道府県が行う家計急変世帯支援事業費の1/2を補助している。
- ・ しかし、各都道府県が行う家計急変支援事業における所得基準は独自の減免基準を設定し運用できるため、国庫補助に不均衡が生じている。

【近隣府県における家計急変等への授業料免除基準（4人世帯の場合の目安）】

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	本県
保護者年収	350万円未満	500万円未満	倒産・解雇・廃業による失職	240万円未満	210万円未満	450万円未満

イ 新入生の受給資格認定申請の手続きの簡素化

- ・ 新入生の受給資格認定申請について、前年の所得が確定する6月時点で4月～6月分を遡及して当該年度分（4月～翌年6月分）の支給を決定できるよう制度を改正すること（現行：4月に前々年の所得で申請、7月に再度前年所得で申請と2回手続きが必要）

ウ 高等学校等就学支援金事業等に関する業務の政令市への移譲

- ・ 市立学校の高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費の支給決定事務等について、学校設置者である政令市が実施するよう法整備すること

【国制度の問題点】

- ・ 現行制度では、都道府県が補助者となっているが、各学校で申請書を取りまとめているため、都道府県と市立学校で書類の確認事務が重複し、申請から給付まで時間がかかっている。
- ・ 県費負担教職員制度の見直しに伴い、給付負担の決定権限等が政令市に移譲されたことから、政令市立の学校については、学校設置者である政令市が実施すべきである。

④ 給付型奨学金制度の充実

ア 全額国庫負担化

- ・ 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金について、他の教育予算を削減することなく、年収要件を拡充するとともに、全額国庫負担とすること

【国制度の問題点】

- ・ 年収約270万円未満である非課税世帯が対象要件であるが、支給対象外世帯が、対象世帯と年収に大きな差がない場合についても支援できるように要件の拡充が必要である。

【「高校生等奨学給付金」の概要】

補助率	国庫1/3
補助対象	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費等
年収要件	生活保護受給世帯、非課税世帯

イ 国による事務費の負担

- ・ 高校生等奨学給付金の支給に関する事務費を措置すること

ウ 税源移譲に伴う判定基準変更の見直し

- ・ 県費負担教職員制度の見直しによる指定都市への税源移譲に伴い、平成30年7月から変更となった高校生等奨学給付金の判定基準について、税計算上の端数処理の関係で支給対象外となることに対する救済策を講じること

【国制度の問題点】

- ・ 指定都市への税源移譲への対応として、高校生等奨学給付金の判定基準が、平成30年7月から、市町村民税所得割額から道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算に変更された。
- ・ 指定都市において、課税所得金額が同額にも関わらず、非課税から課税となる世帯が生じ、生活保護及び非課税世帯を対象の本制度において、保護者等の居住地により課税世帯となり支給対象外となる事例が生じるため、指定都市の判定基準を従来どおりとするなどの措置が必要である。

[指定都市において新たに課税世帯となる場合の例示]

- <変更前> 所得金額3,000円×6% (市町村税率) - 調整控除 (3,000円×3%) = 90円→0円
 <変更後> ①県民税: 課税所得金額3,000円×2% - 調整控除 (3,000円×1%) = 30円→0円
 (指定都市以外の場合: 税率4% 調整控除2% 60円→0円)
 ②市民税: 課税所得金額3,000円×8% - 調整控除 (3,000円×4%) = 120円→100円
 (指定都市以外の場合: 税率6% 調整控除3% 90円→0円)
 ①+②>0円のため、支給対象外 (指定都市以外の場合は①+②=0円となり支給対象)

エ 海外留学を支援する奨学金制度の創設

- 海外留学を促進する国の目標を達成するため、意欲ある高校生の海外留学を支援する奨学金制度を創設すること

[本県が実施している「高校生に対する留学支援制度」の概要]

対象者	県内高校生 (所得制限なし)	
区分	長期	給付額30万円、人数15人 (H30実績)
	短期	給付額6万円、人数131人 (H30実績)

⑤ 貸与型奨学金事業の充実

ア 返還猶予等によって生じる貸付け原資の不足額の補填

- 高校生向けの貸与型奨学金事業について、返還猶予や返済滞納等によって生じる貸付原資の不足額を補填する交付金を創設すること

【提案の背景】

- 平成26年から財源措置としての交付金が廃止されたが、実施状況を踏まえて今後も貸与型奨学金制度を円滑に運営できるよう、国の財源措置が必要である。

【貸与型奨学金に対する財源措置】

- 平成17年度から、全国で総額2千億円に達するまで(独)日本学生支援機構から交付されていたが、平成26年度に当該額に達したため廃止。それ以降の財源措置はない。
- 償還金を原資として新たな貸与を実施するよう制度設計されたが、返済猶予や滞納等により貸付原資に不足が生じており、不足分は一般財源で補填している。

イ 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度の創設

- 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度を創設すること

【国制度の問題点】

- 通学交通費貸与の所得制限により、結果として負担に逆転現象が生じている。
- 生徒の通学交通費の負担額が大きすぎる。
- 独自に所得要件なしに交通費の補助を実施している市町の財政的な負担が大きくなっている。

[本県が実施している「高等学校奨学資金における通学交通費の貸与」の概要]

対象者	奨学資金貸与者 (4人世帯の場合約680万円以下等の所得要件あり) のうち1ヶ月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上の生徒
貸与額	月額5,000~45,000円 ※通学区域再編後のH27.4月入学生から上限を拡大 (上限40,000→45,000)
実績	H30公立分: 29名

ウ マイナンバー導入への対応

i) 就学支援金システム (e-Shien) の改善

- 新**平成31年4月から稼動している国の就学支援金新システムの運用上の課題を的確に把握し、効率的に実務が行えるよう必要なシステム改善を図ること

【提案の背景】

- 就学支援金事務で得た地方税関係情報は、奨学給付金事務で利用することができないが、就学支援金の認定結果については他の事務でも利用できることとなっている。
- 就学支援金新システムの認定結果に区分を設け、住民税所得割非課税による認定とそれ以外の認定とすることで、奨学給付金事務で別途情報連携を行わずに対応が可能となる。

ii) 必要な高等学校等就学支援金事務費交付金の確実な予算措置

- ・ 現行の高等学校等就学支援金事務費交付金において、対象外経費となっているマイナンバー関連システム経費を対象経費として加え、適切な所要額を確実に予算措置すること

【国制度の問題点】

- ・ 生徒のマイナンバー入力等新たな事務負担が見込まれているにもかかわらず、今年度から事務費交付金が大幅に削減されている。

iii) マイナンバー情報連携の円滑な実施のための措置

- ・ 特別支援教育就学奨励費及び高等学校等就学支援金事務におけるマイナンバー情報連携において、円滑な実施のための適切な改善措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 国の情報提供ネットワークシステム等は処理容量に制限があり、大量の情報連携を行う場合、情報照会結果回答受領までに時間を要することから、支給認定事務が遅延し、不認定者に関する高等学校授業料徴収が納入期限に間に合わない等の支障が生じる。
(所要期間：就学奨励費2万件で約3週間、就学支援金20万件で少なくとも1ヶ月半を想定)
- ・ 所得未申告者(特別支援教育就学奨励費の申請全体の3割)について、市町村窓口での所得ゼロ申告の情報登録時期及び情報反映状況の日次処理と月次処理が混在し、統一的な事務処理が行えない。
- ・ DV被害者等について、システム上での情報連携不可の市町村があり、情報連携が行えない者への対応が個別に必要となることから、全国的に統一した対応マニュアルによる運用が必要。

iv) 情報連携可能な独自利用事務の拡充

- ・ マイナンバーの地方公共団体の独自利用については、制度導入の趣旨を踏まえ、情報連携の対象となる事務を幅広く認めること
- ・ 日本育英会から事務移管された奨学金事業を、県が当該事業のために設立した公益財団法人に委託して実施する場合、県と同様マイナンバーの独自利用を可能とすること

【奨学金事務に関してマイナンバーが利用可能な場合】

- ・ (独)日本学生支援機構(旧日本育英会)が実施する貸与事務は、マイナンバーを利用でき、旧日本育英会から都道府県へ移管された貸与事務も、都道府県が直接実施する場合は利用できる。

⑥ 遠距離通学の児童・生徒に対する支援の充実

- ・ へき地児童生徒援助費等補助金について、市町の財政運営に支障が生じないように、所要額を満額措置すること

【提案の背景】

- ・ へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費は、平成30年度において補助額が一部圧縮される市町があった。学校の統廃合により、遠距離通学をせざるを得ない児童が多いことから、通学市町の学校運営予算の圧迫を回避するためにも、100%交付は必須である。

【「へき地児童生徒援助費等補助金」の概要】

- ・ 学校統廃合等により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒のためのスクールバス運行を支援補助率：予算の範囲内もしくは事業費の1/2

⑦ 大学生等に対する奨学金の充実

ア 低所得世帯に対する高等教育の負担軽減策の充実

- ・ 国公立大学等の無償化及び必要な生活費等を支援する給付型奨学金について、令和2(2020)年度に全額国庫で、確実に実施すること
- ・ 給付型奨学金の対象経費のうち、実験実習費など授業料以外の学校納付金については、修学に必要な経費であることから、国公立大学生も支援対象とすること
- ・ 特に公立大学の授業料減免については、今回の高等教育の無償化が新たな国制度であることを踏まえ、事務負担も含め、国庫による財源措置が確実になされる仕組みとすること

[高等教育の無償化の概要] ※ 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象

①授業料等の免除

授業料 減免額	国立大学：約54万円（省令で規定される標準額） 公立大学：約54万円（国立大学の授業料を上限） 私立大学：約70万円（国立大学の授業料+（私立大学の平均授業料-国立大学の授業料）×1/2を上限）
入学金 減免額	国立大学：28万円（省令で規定される標準額） 公立大学：約28万円（国立大学の入学金を上限） 私立大学：約26万円（私立大学の入学金の平均額を上限）

②給付型奨学金

給付額	学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう支給 国立大学：自宅生：約35万円、自宅外生：約80万円 公立大学：自宅生：約35万円、自宅外生：約80万円 私立大学：自宅生：約46万円、自宅外生：約91万円
-----	---

※ 支援の谷間が生じないよう、授業料減免及び給付型奨学金について、住民税非課税世帯に準じる年収300万円未満の世帯は2/3の額、年収300万円から380万円未満の世帯は1/3の額を支援する。

イ 貸与型奨学金の充実

- ・貸与型奨学金について、所得連動返還型奨学金制度の利用状況等も踏まえながら、社会の諸情勢の変化に応じて不断の見直しを行い、充実すること

【国制度の問題点】

- ・貸与型奨学金の所得連動返還型奨学金制度は、平成29年度以降の新規貸与者が対象となっている新しい制度であるため、利便性を高めていくためには、利用状況や効果等の検証を行い、社会の諸情勢の変化に応じて制度の見直しを行っていく必要がある。

(2) 教職員定数の改善等

【総務、財務、文科】

① 教職員基礎定数の改善

標準法で措置されている定数については、従前どおり着実に措置するとともに、新たな課題について学校の指導・運営体制が効果的に実施できるよう適切に対応すること

ア 35人学級編制の拡大

- ・小学校1年生にのみ実施されている基礎定数化による35人学級編制について中学校3年生まで拡大できるよう、義務標準法を改正し、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること

【主】イ 小学校における専門分野に対応した教員の確保

- ・小学校高学年における英語の教科必修化、教科担任制の対応に必要な教員の確保に向け、義務標準法を改正し、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること

【提案の背景】

- ・加配定数を活用した英語等の専門的知識を持つ教員の配置には限界がある。恒常的な教員確保と財源確保が必要となる
- ・本県では加配定数を活用した「兵庫型教科担任制」を実施しており、算数や理科において学力向上の一定の教育効果が得られているが、小規模校では教員の確保が困難なため、専門性を生かした教育の展開が難しいという問題が生じている。

<兵庫型教科担任制>

- ・小学校5,6年生において、学力向上や中学校への円滑な接続を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた兵庫型教科担任制を全県で実施
(教科担任制) 国語、算数、理科、社会から2教科以上を選択
(少人数学習集団の編成) 国語、算数、理科、外国語活動から、1教科以上選択

ウ 中学校における少人数指導の一層の拡大

- ・中学校においては、教科の特性や生徒の学習状況を踏まえた少人数指導が効果的なことから、少人数指導がより一層充実できるよう、定数改善を図ること

エ 高等学校の定数改善計画の早期策定と着実な実施

- ・高等学校において以下のような取組を行うため、高校標準法を改正し、新たな定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること
 - 習熟度別少人数指導の充実
 - 国基準で措置されていない特色ある学科や類型等への実態に応じた十分な教員措置

オ 学校運営に関する教職員定数等の充実

- ・校長、教頭が学校運営に専念できるよう、教職員定数の充実、外部人材の活用促進などを図ること

【国制度の問題点】

- ・平成13～17年度までの第7次の定数改善計画以降、計画的な定数改善が行われていない。
- ・個々の子どもへの指導、支援をより充実させるためには、学習指導や生活指導の基盤となる学級規模を小さくすることが効果的であることから、本県では独自に少人数学級を設けている。
- ・職業学科等については、国が定める学科が基礎定数上での措置の対象となるが、兵庫県が設置している学科等で現在措置の対象となっていないものについても、定数改善計画の中で学科の特色や実態に応じて措置の対象とする必要がある。
- ・教職員の働き方改革の推進ためには、学校長などの管理職のリーダーシップが重要であり、校長、教頭が学校運営に専念できるよう、教職員定数の充実、外部人材の活用などを図る必要がある。

【本県の小学校の学級編制】

学年	国基準	本県の学級編制	
1年生	35人（※1）	35人	全校で35人学級編制
2年生	40人（※2）		研究指定校で35人学級編制
3年生			兵庫型教科担任制 (教科担任+少人数学級)
4年生			
5年生		40人	兵庫型教科担任制 (教科担任+少人数学級)
6年生			

平成13年度から児童生徒の成長発達段階や教科等の特性に応じて柔軟に少人数学習集団の編成等を行う「新学習システム」を推進

（※1）1年生の35人学級編制は法定措置

（※2）2年生は加配措置による35人学級編制（平成24年度～）

【基礎定数上での措置の対象】

- ・国基準で措置されているもの（農、工、商、水産、国際、家庭、看護、福祉、理数、音楽、美術、体育）
- ・国基準で措置されていないもの（環境防災科（舞子）、演劇科（宝塚北） ※国基準では措置）

② 教職員加配定数の改善

ア 加配定数の一層の充実

- ・児童生徒数や学級規模だけでなく、いじめ・不登校、教育格差に関する支援等の特別な事情を加配定数に適切に反映させ、より一層の充実を図ること
- ・高等学校においても生徒指導体制の充実及び特別な支援を要する生徒の増加に対応する加配定数について、より一層の充実を図ること

イ 個別事情に応じた加配定数の維持

- ・いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、児童生徒数の減少に連動して一律に削減されないよう基礎定数化は行わないこと

【提案の背景】

- ・加配定数は、いじめや不登校への対応等個別の事情に応じて措置するものであり、基礎定数化されると児童生徒数の減少に連動して一律に削減されるため、きめ細やかな対応が困難となる。

【H31の加配定数の増加（1,210人〔うち兵庫36人〕）の内訳】

- ①小学校専科指導（英語）に必要な教員の充実（1,000人）、
- ②中学校生徒指導体制の強化（50人）、
- ③学校運営体制の強化（60人）、
- ④貧困等に起因する学力課題の解消（50人）、
- ⑤養護教諭、栄養教諭の充実（20人）、
- ⑥統合校・小規模校への支援（30人）

【「児童生徒支援加配」の効果の例】

- ・県内のある小学校で加配教員を配置し、不登校児童のための連携体制を整備
- ・1日平均7件程度 of 家庭訪問を続けることができ、平成28年度には前年度と比較して、長期欠席者35名から23名、不登校児童も19名から12名と減少

ウ 中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の教職員定数の加配措置の拡充

- ・中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の高等学校における教職員定数の加配措置について、開設科目基準の引き下げ及び措置数の拡充を図ること

【国制度の問題点】

- ・本県は、地域の過疎化等にも配慮しながら、地域と連携した活性化方策を研究する連携型中高一貫教育校を設置（氷上西高等学校及び千種高等学校）しているが、学校規模が小さいために教職員定数の加配措置に必要な科目数を確保できず、国の加配措置を受けることができない。

[中高一貫教育における教職員定数の加配措置]

- ・後期課程（高等学校に相当）等で開設科目数が45科目以上の場合に加配

中等教育学校及び併設型	3人（教諭2＋事務職員1）
-------------	---------------

連携型	1.5人（教諭1＋事務職員0.5）
-----	-------------------

※ 連携型の県立氷上西高等学校及び千種高等学校については、学校規模が小さく、45科目以上の科目開設ができない。

③ 特別支援学校の教職員定数等の改善

- ・特別支援学校の学級編制や教職員定数について、学校現場の実態に即した配置が可能となるよう配置基準を改善すること

- 障害の程度に応じた適切な人員配置や就労支援の実施
- 小中学校との連携などセンター的機能を発揮するための専任教員の配置

【提案の背景】

- ・障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、一人一人に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るため、看護師、介助員をはじめ、言語療法士等の多様な人員の配置が必要である。
- ・特別支援学校が専門性を生かしながら地域の小・中学校を支援するためには、相談の窓口や校外との関係者との連絡調整等を行う専任教員の適切な配置が必要である。

[平成29・30年特別支援学校指導要領等の改訂の概要]

- ・幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
- ・一人一人の障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実
- ・卒業後の自立と社会参加に向けた教育の充実

④ 小規模中学校における免許外教科担任を解消するための支援の充実

新 現職教員の複数免許状取得に要する時間や経費の負担軽減を図るため、取得単位要件の一部について、勤務する学校の実務経験を踏まえた都道府県教委による認定も可能とすること

新 定年退職者を有効に活用するため、環境整備を行うこと

- 免許状の有効期限を迎える者の更新講習の免除
- 免許更新に要する大学の受講料及び交通費に対する補助制度の創設 など

【提案の背景】

- ・小規模中学校における免許外教科担任については、免許保有者が配置されるよう計画的な人員配置や加配措置、兼務の活用により解消を図っているが、これらの取組だけでは限界がある。
- ・複数教科の免許状取得や保有者が少ない免許状を所有している定年退職者に更新を促しているが、時間と費用を要することから、取組が進まない。

[本県の小規模中学校における免許外教科担任の推移]

（夜間中学校、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く）

申請年度	27	28	29	30
許可件数	192	188	183	177

(3) 教育の充実

【文科】

① グローバル化に対応した教育の推進

ア 小学校英語の教科化への対応

- ・小学校への専科教員の加配措置を拡大すること
- ・現場の実態を踏まえ、英語に関する資格要件の緩和（英検2級程度）など、活用しやすい加配要件に緩和すること

イ ALTの配置拡充のための財政措置の充実

- ・ALT(外国人外国語指導助手)の配置拡充のための補助制度の新設及び英語教材・備品整備等、財政措置を充実すること

【提案の背景】	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2(2020)年度の新学習指導要領の完全実施に向けて、英語指導力を持つ教員の確保が急務であるが、加配教員の英語力に関する要件が厳しいため、加配教員の確保が困難な地域がある ・新学習指導要領で示された、聞く、読む、話す、書くの4技能をバランスよく育成することや、グローバル人材を育成するための英語以外の授業における英語の導入、大学入学共通テストの英語で導入される民間検定試験への対応するため、より一層のALTの活用及び英語教材・備品整備の充実を図る必要がある。 	
【加配措置の経過】 今年度 小学校英語専科教育の加配措置(+1,000人)	
【加配教員の英語力に関する要件】	
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校又は高等学校英語の免許状を有する者 ・CEFR B2相当以上の英語力を有する者(小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要)等 	
【本県が実施している「地域人材を活用した小学校英語支援充実事業」の概要】	
概要	小学校外国語活動及び英語科の早期化に伴い、地域人材を活用した校内指導体制強化を支援
実施内容	地域人材を活用した英語授業の実施
事業期間	平成29～31年度(3年間予定)

② 発達段階に応じた体系的な体験活動の充実

- ・小学校から高等学校まで各発達段階に応じた体系的な体験活動の実施に対する財政支援等を充実すること

【提案の背景】		
<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領が改訂され、特別活動の目標及び内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」が記述されており、キャリア教育の視点からの兵庫型「体験教育」充実を図る必要がある。 		
【兵庫型「体験教育」の推進(公立学校全校において展開)】		
学年	事業	目的
小学3年生	環境体験事業	自然との触れ合いにより、命の大切さを実感させる。
小学5年生	自然学校	4泊5日の宿泊体験活動の中で、自分の役割や責任を果たすとともに、集団への連帯意識を高めさせる。
中学1年生	わくわくオーケストラ教室	本物の演奏に触れることで、豊かな情操を育む。
中学2年生	トライやる・ウィーク	就業体験を通じて地域や社会と関わることで、地域の一員であることを自覚させるとともに、将来の生き方、進路を考えさせる。
高校生	就業体験(インターンシップ)	将来進む可能性のある仕事や職業を経験し、自分の生き方について考え、目標を持って主体的に進路を選択させる。
	ふるさと貢献・活性化事業	ふるさと意識を醸成するため、生徒の主体的な地域社会への参画や企業や自治体に対して、地域活性化に向けた解決策等を提案し、実践する活動を推進する。

③ 小学校における効果的な体育を実施するための支援の充実

- ・体育授業の充実に必要となる小学校教員の資質向上に向けた研修を充実すること
- ・専門性に優れた地域の外部指導者を活用できるよう補助制度を創設すること

【提案の背景】		【H30年度小学校5年生の体育授業の楽しさと体力合計点(30全国体力・運動能力、運動習慣等調査)】 <table border="1"> <caption>体育授業の楽しさと体力合計点</caption> <thead> <tr> <th>楽しさのレベル</th> <th>男子(体力合計点)</th> <th>女子(体力合計点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽しい</td> <td>54.7</td> <td>56.5</td> </tr> <tr> <td>やや楽しい</td> <td>49.5</td> <td>51.6</td> </tr> <tr> <td>あまり楽しくない</td> <td>46.5</td> <td>48.2</td> </tr> <tr> <td>楽しくない</td> <td>46.5</td> <td>46.7</td> </tr> </tbody> </table>	楽しさのレベル	男子(体力合計点)	女子(体力合計点)	楽しい	54.7	56.5	やや楽しい	49.5	51.6	あまり楽しくない	46.5	48.2	楽しくない	46.5	46.7
楽しさのレベル	男子(体力合計点)		女子(体力合計点)														
楽しい	54.7	56.5															
やや楽しい	49.5	51.6															
あまり楽しくない	46.5	48.2															
楽しくない	46.5	46.7															
<ul style="list-style-type: none"> ・本県は、全国体力テストにおいて、全国平均値を下回る項目が多くなっている。 ・授業を「楽しい」と感じている児童生徒ほど、体力が高く運動時間も多くなっていることから、本県では独自に県内70校程度((神戸市除く)660校)の小学校に体力アップサポーターを派遣し、小学校児童や教員に対して授業及び研修を実施している。 ・派遣校では、体力テストで高い結果が出ていることから、更なる研修の充実が求められる。 																	

④ 地域との協働による先進的教育課程の開発・研究の促進

新 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定校数を増やすこと

<地域との協働による高等学校教育改革推進事業（H31年度新規事業）>

・高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を促進するため、地域振興の核として高等学校の機能強化を推進（5,000千円/校）

- 地域魅力化型 地域課題の解決等を通じた学習を、各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成
- グローバル型 グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーを育成
- プロフェッショナル型 地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

[指定状況]

・地域魅力化型

本県（申請）	全国（申請）
1校（2校）	20校（58校）

↑県立生野高校

・グローバル型

本県（申請）	全国（申請）
1校（2校）	20校（34校）

↑県立柏原高校

・プロフェッショナル型

本県（申請）	全国（申請）
0校（1校）	11校（46校）

(4) 特別支援教育の充実

【文科】

① インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備に伴う財政支援制度の創設

- ・インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備について、高等学校も補助対象にすること

【国制度の問題点】

- ・国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、施設は構造の改善等の環境整備に努めなければならないとされているが、それに伴う高等学校への財政支援策が講じられていない。
- ・未整備による合理的配慮の不提供は、障害差別にあたるとされている。

[インクルーシブ教育システムの構築に必要なこと]

- ・エレベータ、トイレの手すり、点字ブロック、スロープ等環境整備と文字の読み書きが困難な方の読み上げソフト、イラストを用いた具体的な指示等
- ・校種が変わっても同様の教育を受けることができる、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校を用意しておくこと（連続性のある「多様な学びの場」の用意）

② 学習環境の整備に対する支援の充実

ア 政令市や中核市等における特別支援学校の設置の促進

- ・子どもにふさわしい教育を地域で責任を持って行う観点から、補助制度の充実を含めた特別支援学校設置のあり方を検討すること

【国制度の問題点】

- ・都道府県から政令市・中核市への権限移譲等が進む中、特別支援教育における県と市町の役割分担が旧態依然のまま不明確である。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加しており、政令市や中核市等における特別支援学校の設置が促進される。

イ 教室不足を解消する補助制度の充実

- ・新增築や大規模改修の補助率や補助単価を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに対応できる施設整備を行うには、自立活動や職業教育等の充実のための特別な施設設置が必要であるが、特別支援学校建物の新增築及び大規模改修に対する補助制度は義務教育諸学校と同等となっており不十分である。

[国の補助制度の概要]

小・中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)における教室不足解消を目的

区分	新增築	改築、大規模改造
補助対象	学校家具、備品は対象外	面積の増減を伴わないものが対象
補助率	1/2	1/3
補助単価	189千円 (参考) 西神戸高等特支 (H28.3建築)	単価238千円

③ 障害の特性に応じた支援の充実

ア 高等学校における通級指導導入への支援の充実

i) 小・中学校からの指導の連続性が確保できる制度設計

- ・高等学校における通級指導の推進に当たり、小・中学校からの指導の連続性が確保できるよう、指導を担当する加配教員の配置基準が明確に示されていない

【提案の背景】

- ・平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化されたが、小・中学校までの教育的支援を引継ぐ切れ目ない指導体制を構築するためには、小・中学校で通級指導を受けてきた生徒が高等学校でも引き続き指導を受けられるような制度設計が必要である。

ii) 教室環境の整備に対する財政支援制度の創設

- ・空調等の教室環境の整備に対する財政支援制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・高等学校における通級による指導のためのタブレット端末や書画カメラ等の教材・教具については、地方交付税措置が新設されたが、通級指導教室を設けるに当たっての教室の空調等環境の整備に対する措置が講じられていない。

イ 特別支援教育支援員の配置への支援の充実

- ・特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる充実を図ること

【提案の背景】

- ・発達障害等の特別な教育的支援を要する児童生徒が増加している中、児童生徒の個々の状況に応じた個別かつ弾力的な指導体制と支援の充実が必要である。

【特別支援教育支援員の配置数の推移】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特別支援教育支援員数	1,636	1,803	1,888	1,958	2,051	2,121

【支援を要する児童生徒の推移】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特別支援学校在籍	5,179	5,294	5,438	5,456	5,622	5,699
特別支援学級在籍	6,529	6,963	7,344	7,924	8,636	9,283
通級による指導	1,717	1,934	2,175	2,419	2,675	2,956

ウ 看護師配置に要する予算確保

- ・たんの吸引等の医療的ケアを担う看護師配置に要する経費への補助について、必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・看護師配置に伴う経費は教育支援体制整備事業費補助金の対象で、経費の1/3が国から補助されるものの、特別支援学校だけでなく、小・中学校への医療的ケアを必要とする児童生徒の就学が増加していることに対応するため市町での看護師配置に伴う経費負担が増加している。

【看護師配置に伴う経費の措置状況】

区分	H28	H29	H30
市町立学校で医療的ケアが必要な児童生徒数	195	269	340
看護師配置人数(補助金充当人数)	76(19)	110(110)	110(110)

【「過小規模校への支援」の概要】

- ・過小規模校に対し、国の標準を上回る教職員を配置

小学校学級数	国標準	県基準
1～2学級	学級数と同人数	学級数+1人
3～5学級	学級数+1人	学級数+2人

(5) いじめ等問題行動・不登校への対応強化

【内閣府、文科】

主① スクールカウンセラー等の配置義務の明確化

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置を義務化し、その増員を行うとともに、財政措置制度を確立すること

【制度概要等】			
区分	役割	必要性や課題	本県の状況
スクールカウンセラー	児童生徒本人及び保護者の心の問題に着目して問題解決を図る。 資格 ・臨床心理士等 職務内容 ・児童生徒へのカウンセリング ・教職員に対するカウンセリング ・「マインド」に関する研修 ・児童生徒への対応に関して、保護者・教職員への助言	・不登校や問題行動等の増加や低年齢化が進む中、教職員のカウンセリング能力の向上が求められており、市町からは配置拡大や配置時間の増加の要望がある。	公立小：130校配置 公立中：全校配置 公立高：全校配置 【目標】 全公立小(585校)に配置
スクールソーシャルワーカー	児童生徒を取り巻く環境に働きかけて問題解決を図る。 資格 ・社会福祉士、精神保健福祉士等 職務内容 ・個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ・家庭環境への働きかけ	・教育分野の知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけて支援を行うことが求められている。 (H27.12.21 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」中央教育審議会答申)	公立中学校校区単位に設置(138校区) 【対象】 市町立小中特高 【目標】 全公立中学校校区に配置(173校区) ※指定都市・中核市を除く

② ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口に対する支援の実施

- ・学校ネットパトロールに加え、インターネット上のトラブルの相談窓口も支援対象とすること

【国制度の問題点】

- ・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業において、インターネット上でいじめ等のトラブルを発見し、対応するための学校ネットパトロール等への支援(補助率1/3)はあるが、児童生徒等を対象とした相談窓口の設置は対象となっていない。

【ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口の概要】

概要	パソコンや携帯電話等を使ったインターネット上の誹謗中傷やいやがらせなどのトラブル等が生じたときに、早期の解決に向けた具体的な手立てをアドバイス
体制	相談員2名配置
方法	① 電話相談 月～土 14:00～19:00(日、祝日、12/28～1/3を除く) ② FAX相談 ③ 電子メールでの相談 ④ webサイトからの相談 ②～④は随時受付

③ 不登校対策の推進

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づき、教育支援センター(適応指導教室)や民間施設に通う不登校児童生徒への財政支援制度並びに児童生徒を受け入れている民間施設への財政支援を確立すること

【提案の背景】

- ・教育支援センターやフリースクール等が、自宅から離れているため、交通費や活動費等が発生し、それによる経済的負担により参加を諦めざるを得ない児童生徒がいる。
- ・経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が教育支援センター・フリースクール等で活動を行うために必要な経費の支援について、早急に制度の確立が必要である。

(6) 教職員の働き方改革の推進

【文科】

主① スクール・サポート・スタッフの配置の充実

- ・スクール・サポート・スタッフの配置について、高等学校及び特別支援学校を含めたすべての公立学校に配置できるよう、更なる充実を図ること
- ・補助率の拡充を図ること(補助率1/3→10/10)

【提案の背景】

- ・社会の価値観の変化や地域・家庭の教育力の低下により、学校課題が一層複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは解決が困難な課題が増大している。
- ・本県においても、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、平成29年には「教職員の勤務時間適正化推進プラン」を策定し、学校・市町教委・県教委連携の上、具体的な取組目標を定め業務改善等を推進している。
- ・文部科学省による緊急対策が公表された(H31.3.18)が、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政的支援が不可欠である。

【スクール・サポート・スタッフの概要】

役割	必要性や課題	本県の状況(H31)
授業準備・外部対応・会議準備など教職員(教頭含む)以外でも従事可能な業務を分担し、超過勤務の縮減を図る	教職員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家や地域人材と連携・協働する新しい学校観への転換が求められており、市町教育委員会及び県立学校からは配置拡大の要望がある。 なお、市町立学校については、市町が独自の判断で配置を拡充できるよう負担割合を国1/3、市町2/3とする。	市町立：全市町へ各1名配置(計40名) 〔目標〕 希望する全公立学校に1名を配置

【県立学校業務支援員配置事業の概要 (H31 新規・県単独事業)】

〔業務内容〕 情報整理 (各種調査に関するデータ入力等の補助)

- ・文書作成 (関係機関への文書作成・整理)
- ・外部対応 (電話対応、来訪者取次)

〔勤務時間〕 3時間×3日/週

〔配置人数〕 152名 (全県立学校(全日制)：126校、全県立特別支援学校：26校に各1名)

主② 部活動への支援の充実

ア 中学校部活動指導員の配置に対する支援制度の充実

- ・部活動指導員の配置に対する補助事業の補助率を拡充すること (現行1/3 → 10/10)
- ・部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

イ 高等学校部活動指導員の配置等に対する支援制度の創設

新 高等学校においても、部活動指導員の配置に対する補助事業を創設すること

新 部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・経験のない部活動の技術指導や長い練習時間、休日の大会引率等のため、日常の授業の準備等に支障を来し、負担を感じている教員が多数いる。(H28勤務時間実態調査：中学40.1%、高校31.8%)

【専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部の状況】 (平成29年度部活動実態調査)

区分	専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部のある学校数			学校数	専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部のある学校の割合		
	運動部	文化部	計		運動部	文化部	計
高等学校	114校	76校	125校	147校	77.6%	51.7%	85.0%

【中学校における部活動指導員の配置】 H31当初：10億円 (H30当初：5億円)

概要	適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援 [9,000人]
実施主体	学校設置者 (主に市町村)
補助率	国1/3

【本県が実施している「運動部活動活性化推進事業」の概要】

概要	専門的な技術指導を受けられない生徒のために、部活動指導員の配置等を実施
配置等先	県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的指導力を有する部活動指導員の配置 [55人(指導回数42回/年)] ・運動部活動専門家会議の開催 ・指導力向上研修会 (対象：専門的な技術指導ができない運動部顧問等)

(7) 学校施設の環境改善

【文科】

① 老朽化対策に要する地方負担の軽減措置の充実

- ・老朽化対策のための設備更新や改修・改築に要する地方負担分に対する軽減措置を充実すること

【提案の背景】

- ・昭和50年代半ばまでの児童生徒急増期に多く建設された学校施設の老朽化が深刻化し、内外壁のひび割れ、屋上防水シートの劣化、トイレ等水回りや電気系統の老朽化など安全面・機能面で不具合が発生している。

② 学校施設の整備に必要な財源の当初予算での確保

- ・空調整備、安全対策、トイレ改修、給食施設整備などを計画的に進められるよう必要な財源を当初予算で確保すること

【提案の背景】

- ・各市町は、域内の学校施設について複数年計画により順次、整備を実施すること、また、学校運営への配慮から夏休みなどの長期休暇中の工事を計画していることから、時期の不確定な補正予算での対応となると、長期的、短期的な整備計画に大きな支障を来す。

【近年の国の予算の措置状況】

H31	当初：1,608億円（うち941億円は「臨時・特別の措置」）
H30	当初：682億円／補正：1,357億円（補正のうち985億円はブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金）
H29	当初：690億円／補正：662億円
H28	当初：709億円／補正：1,407億円

※ 事業主体は学校設置者である市町であり、県としては法定受託事務として市町への交付事務及び指導助言を行っている。

③ 学校プール・給食施設の改修の補助対象化

- ・学校プール・給食施設の老朽化対策として行う改修を補助対象とすること

【提案の背景】

- ・現行の補助事業では、学校プール・給食施設の耐震改修や改築は補助対象となっているが、耐震を伴わない改修は対象となっていない。
- ・給食施設については、施設の老朽化のため「学校給食衛生管理基準」に適合しない施設設備で学校給食を実施している給食施設が多くみられる。そのため、施設の老朽化による施設設備の改修費に関する地方公共団体の財政負担が大きくなっている。

④ 空調設置に対する地方負担軽減

- ・特別教室や体育館を含む全ての学校施設の空調整備が完了するまでの間、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を継続すること
- ・多様な整備手法が選択できるよう、補助対象となっていないリース方式による空調導入に対して、地方交付税措置をはじめとした地方負担の軽減に関する対応を検討、実施すること

【提案の背景】

- ・ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金はH30年度補正予算限りとされているが、優先された普通教室のほか、特別教室や体育館の空調設置を推進するためには特例交付金の継続が必要である。
- ・H30年度補正予算を活用した市町は更新時に多額の費用負担が一時期に集中するため、リース方式による空調導入・更新についても、支援する必要がある。

⑤ 高等学校等の改築等の補助対象化

- ・学校施設環境改善交付金について、高等学校等も対象とすること

【提案の背景】

- ・国と地方（県）との役割分担を理由に高等学校等は対象外になっているが、子ども達の安全の確保や学習環境の向上を早急に図るためには国の支援が不可欠である。

【学校施設環境交付金の概要】

交付対象：小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、幼稚園

区分	内容	算定割合
改築	危険改築、不適格改築	1/3
大規模改造	老朽対策、トイレ改修、空調設置、障害児等対策	1/3

⑥ 補助単価の引き上げ

- 補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

[県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例（平成30年度実績）]		
補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
194,800円/m ²	258,100円/m ²	△63,300円/m ² （75.5%）

(8) 修学環境の充実

【文科】

① 中等教育学校の後期課程における施設整備に対する支援の拡充

- 中高合同の授業や行事等に必要な施設整備に対する支援について、前期課程と同様に後期課程の校舎等も対象とすること

[中等教育学校の施設整備に対する支援]	
・前期課程(中学校に相当)における校舎等の施設整備に対する支援 ※後期課程(高等学校に相当)は補助制度なし	
区分	内容
新增築	1/2(公立学校施設整備費負担金)
改築	1/3(学校施設環境改善交付金)

② 小規模な小中学校の存続に向けた支援の拡充

- 小規模な小中学校について、極めて小規模となる場合以外は、地域住民の合意の下に存続できるよう、支援を拡充すること

【提案の背景】	
・小中学校は地域のコミュニティ拠点として重要な役割を果たしており、標準的な学校規模や適正配置の目安を示して一律的・機械的に統合を進めることは、地域活性化の動きに逆行する。	

③ 夜間中学の新設に関する支援

- 市町の夜間中学設置に要する負担を軽減するため、設置及び維持管理に対する財政支援制度を充実すること

新夜間中学については本校・分校に関わらず、事務職員が配置されるよう義務標準法改正を行うこと

【提案の背景】	
・県内の夜間中学は、神戸市と尼崎市の3校のみであるが、今後、更なるニーズが見込まれる。	
・夜間中学の教員に関しては、本校・分校に関わらず法定上措置されるが、事務職員については本校のみが措置される。	
・しかし、経理等の事務処理は本校と区分して行うため、分校の事務職員についても法定上措置することにより、市町の夜間中学設置を促す必要がある。	

(9) 私立学校教育の充実

【文科】

① 私立高等学校等経常費助成費補助金の充実

ア 当初予算どおりの交付

- ・私立高等学校等経常費助成費補助金について、予算の総額を確保し、当初示した予算単価及び補助率どおり交付すること

【国制度の問題点】

- ・本県では、国の予算単価及び補助率に基づき予算措置を行った上で私立高等学校等への補助金を交付しているが、最終的な国の交付額について、過去に大幅に減額されたことがあり、県の負担増となったことがあった。

イ 幼稚園等特別支援教育経費の充実

i) 補助対象の拡大

- ・幼稚園等特別支援教育経費について、障害児1人以上（現行：2人以上）に補助対象を拡大すること

【国制度の問題点】

- ・発達障害児は年々増加し、園においてきめ細やかな対応が求められる中、障害児1人の園は国庫補助対象外であり、県が独自に補助している状況であるが、2名以上の園と補助単価が異なる。

ii) 予算の確保

- ・交付要綱に定める補助率どおりに補助金を交付すること

【国制度の問題点】

- ・平成21年度以降、国庫補助申請額に圧縮率を乗じた額で交付決定され、差額分を県が負担しており、県の負担増となっている。（H28、29は圧縮無し）

② 私立高等学校等の施設整備費に対する補助の一層の充実

ア 予算の確保・充実

- ・私立高等学校等における耐震化の推進に加え、障害のある生徒等の円滑な校舎の利用のためのバリアフリー化等施設整備について、予算を確保・充実すること

【国制度の問題点】

- ・平成30年度の補助要綱にバリアフリー化等施設整備の事業メニューがあるものの、近年の補助事業募集は耐震等安全対策が優先であり、募集がない。

イ 補助対象の拡充

- ・改修に加え増築工事を補助対象とするなど補助制度を拡充すること

③ 私立学校建物其他災害復旧費補助事業の適用要件の緩和

- ・「私立学校建物其他災害復旧費補助事業」の適用要件を「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで緩和すること

【国制度の問題点】

- ・激甚災害に指定されない台風や地震等不測の災害により被害を受けた場合でも、私立学校が早急に施設等の復旧を図る必要がある。
- ・平成30年度より私立学校に対する適用要件について一部緩和（局地激甚災害指定区域に立地していれば対象となった）されたものの、依然として公立学校施設とは適用要件や財政措置に差がある。

【公立学校施設災害復旧事業の対象災害】

- ①降雨：最大24時間雨量80mm以上、又は連続雨量が特に大である場合（3日間（72時間）雨量180mm以上）、又は時間雨量が特に大である場合（1時間雨量20mm以上）
- ②暴風：最大風速15m毎秒以上（10分間平均の風速）
- ③洪水、高潮、津波等：被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの
- ④その他：降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等

主① 専門職大学の設置運営に対する財政支援

- ・専門職大学は、高度かつ専門的な職業教育が求められることや、企業等における臨地実務実習等を行う必要があること等を踏まえ、設置運営に関して十分な財政支援措置を講じること
- ・公立の専門職大学の地方交付税措置に当たっては、専門職大学と同様に専門性が高く、実習等が卒業要件となっている保健系公立大学並の単位費用(1,830千円/人)とすること

【提案の背景】

・安定的な専門職大学の設置運営には、運営に対する十分な財政支援措置が必要である。

【学校教育法の改正による「専門職大学」の制度化《H31年4月施行》】

目的	専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・実習等の強化（卒業単位の概ね3～4割以上。長期の企業内実習等） ・実務家教員の積極的任用（必要専任教員数の概ね4割以上） ・産業界と連携した教育課程の開発・編成・実施、認証評価 ・社会人が学びやすい仕組みを導入（前期・後期の課程区分、修業年限の通算等）

【公立大学の運営に要する地方交付税の算定（単位費用×学生数）】

区分	医学系	歯学系	理科系	保健系	社会科学系	人文科学系	家政系・芸術系
単位費用(千円)	3,801	2,226	1,601	1,830	212	439	700

【本県で検討中の専門職大学構想】

但馬	観光・芸術文化分野を通じて新たな価値を創造し、豊かな地域づくりを担う人材を育成 →ホテル・旅館、観光DMO、劇場等文化施設、観光施設、テーマパークなど
淡路	シェフの技能を持った「食」産業のプロを育成 ※モデル：CIA（米国の料理大学） →外食企業、飲食業（海外の日本食レストランを含む）、ホテル・旅館など

② 大学COC+事業の拡充

- ・地域と大学が連携して地域創生を進めるため、COC+（地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）について、事業期間（今年度末まで）を延長するとともに、5年目の補助金額の減額措置の廃止など国庫補助金を充実すること

【「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の概要】

趣旨	地方公共団体や企業等と協働し、魅力ある就職先を創出・開拓、地域が求める人材養成のために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援
補助期間	最大5年間（事業最終年度前年に当初予算額の2/3、最終年度に1/3に通減）
補助金基準額	年間6,800万円

2 多様な人材の活躍推進

(1) 働き方改革の推進

【厚労】

① 長時間労働是正に向けての施策の強化

- ・長時間労働の是正に向けて、以下のような働き方改革の施策を強化すること
 - 時間外労働の上限規制の円滑な導入
 - 勤務間インターバル制度の普及啓発
 - 違法な長時間労働防止のための労働基準監督署による監督指導の徹底
 - 長時間労働是正に対する助成の拡充

【「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の概要】

1 働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法）

国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定める。

2 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

- ・労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
時間外労働の上限規制の導入（原則月45時間、年360時間）/一定日数の年次有給休暇の確実な取得/高度プロフェッショナル制度の創設/使用者による労働時間の把握の義務化 等
- ・勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
- ・産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

3 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法等）

不合理な待遇差を解消するための規定の整備/労働者に対する待遇に関する説明義務の強化/行政による履行確保措置等の整備

② 多様な働き方の導入促進

- ・勤務地限定正社員、短時間勤務、在宅勤務（テレワーク）など、多様な働き方の普及を促進する施策を強化すること

【本県が実施している「ワーク・ライフ・バランス推進事業」の概要】

趣 旨	「ひょうご仕事と生活センター」を拠点として県内企業の取組を支援
取 組	①普及啓発・情報発信：情報誌の発行、フェスタの開催、「宣言→認定→表彰」の枠組みによる取組企業の量的拡大・質的向上、表彰企業の事例集発行等 ②相談・研修：ワンストップ相談、経営者等向け健康管理相談、企業の実状にあわせた相談員派遣・研修等 ③実践に対する支援：中小企業育児・介護代替要員確保助成、仕事と生活の調和推進環境整備助成、中小企業育児・介護等離職者雇用助成
企業数	宣言企業 1,937社、認定企業 192社、表彰企業 97社（H31.3.31現在）

③ 非正規雇用労働者の処遇改善対策の充実

- ・職務内容が同じ場合の単位時間当たり賃金を統一し、同一労働同一賃金を実現すること
- ・キャリアアップ助成金など各種施策の活用を推進すること

【提案の背景】

- ・労働者が正規・非正規の区別なく、職務に応じた共通の待遇を受けることができるよう、各種手当や福利厚生等の均等待遇の確保など、同一労働同一賃金の早期実現が必要である。

④ 最低賃金の決定方法の見直しと制度の普及啓発

ア 地域別最低賃金の目安額に基づく決定方法の見直し

- ・各都道府県の状況に応じた最低賃金額を実現すること

【国制度の問題点】

- ・中央最低賃金審議会が都道府県を4つの「ランク（A～D）」（本県B）に分け、ランクごとの引上げ額（目安）のみを決定する方法となっている。
- ・東京都、神奈川県、大阪府、愛知県等はAランクであるが、同じ大都市圏を有する兵庫県（ほか京都府も）はBランクであり、隣接する大阪府との差が拡大する仕組みとなっている。

イ 最低賃金制度の普及啓発の拡充

- ・地域別最低賃金、特定の産業に設定されている特定最低賃金について、普及啓発を充実強化すること

【提案の背景】

- ・県は、全戸配布の広報誌やHPなどでPR、周知を行っているが、最低賃金制度の意義・役割の一層の周知には、県と兵庫労働局が連携して、広く県民に浸透するよう取り組む必要がある。
- ・国は全国共通ポスター等によるPRを行っているが、さらに十分な広報予算を確保し、様々な媒体の活用や、本省だけでなく各都道府県労働局でも積極的な広報活動を展開する必要がある。

(2) 女性活躍の推進

【厚労】

① 出産・育児後の就業継続を支援する施策の充実

- ・出産や育児等で一時的に職場を離れる職員の代替要員等の賃金補助制度の創設など支援策を充実すること

【提案の背景】

- ・約5割の女性が第1子出産を機に退職している。また、出産後も継続就業した女性の6割以上が短時間勤務などの育児との両立支援制度があることを就業継続に必要な条件に挙げている。
- ・育児休業等による代替要員の賃金補助などの経営者側の負担軽減策の充実は、経営者の両立支援への理解と育児休業・短時間勤務制度の利用を促進する効果が期待できる。

【本県が実施する「中小企業育児・介護代替要員の確保事業」の概要】

事業概要	代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成
対象	従業員総数 300人以下の企業 事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所
対象労働者	同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者等
支給額	代替要員の賃金の1/2（短時間勤務コースは短縮時間分のみ）
支給上限額	休業コース 月額10万円、総額100万円 短時間勤務コース (育児理由) 月額2万5千円、養育する子が小学校3年生まで (介護理由) 月額10万円、総額100万円
支給実績	H30実績 休業コース85人、短時間勤務コース8人 計93人 (81事業所)

② 再就職を支援する施策の充実

- ・地方公共団体が行う女性の起業や再就職に向けたスキルアップ研修などの事業を支援する助成制度を創設すること
- ・求職者支援制度について、短時間就労を希望する者を対象とするなど、女性の再就職に向けた支援策を充実すること

【提案の背景】

- ・就業を希望している女性の非労働力人口は262万人にのぼる。特に本県は女性の就業率が45.2%と全国と比較しても低い(全国48.3%、45位)。
- ・再就職に必要な知識・スキルを得るための支援制度として求職者支援制度等があるが、女性に特化されたものではなく、短時間就労を希望する者が対象にならないなど、女性が利用しづらい。

【本県が実施する「ひょうご女性再就業応援プログラム」の主な実施事業】

女性就業いきいき応援事業	出産・育児などの理由で離職した女性の多様な働き方を支援するため、再就業・起業のためのカリキュラムを提供
育児・介護等離職者再就職準備支援事業	育児、介護等を理由とする離職者が、再就職に必要な知識・スキルを得るため受講した教育訓練経費の一部を助成

③ 男女の均等な雇用機会・待遇の確保に向けての施策拡充

- ・女性向け企業説明会や就職面接会の開催など企業が積極的に女性の採用活動を行えるよう、男女の均等な雇用機会・待遇の確保の支障となる事情を改善するための措置に関する要件を緩和すること

【現行の要件】

- ・現在、過去の女性労働者に対する取扱い等が原因で男女間に格差が生じている場合にのみ、女性を有利に取り扱う措置（ポジティブアクション）を講じることができる。

(3) 高齢者の活躍推進

【厚労】

① 再就職支援施策の充実及び定年延長に向けた検討

- ・ 高齢者の継続雇用施策、資格取得への支援など再就職支援施策を充実すること
- ・ 定年延長に向けた検討を進めること

【提案の背景】

- ・ 現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいという意欲を持っている一方で、70歳まで働ける県内企業は23.3%（全国25.8%）に留まる。
- ・ 高齢者雇用安定法では、65歳までの安定した雇用が義務づけられているが、少子高齢化の流れの中で就労を希望する高齢者の増加が見込まれることから、年齢にかかわらず働き続けることができる企業を増加させる必要がある。

【本県が実施する「高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」の概要】

趣 旨	コミュニティ・ビジネスの立ち上げに要する経費を補助することにより、高齢者の就業機会の創出を図る。
補助対象	ア 県内に活動拠点を置き、新たに高齢者コミュニティ・ビジネスを始めるグループ、団体 イ 構成員が3人以上、うち55歳以上の者が2人以上であること（代表者は55歳以上に限る）
補助率	補助対象経費の1/2以内（上限100万円）

② シルバー人材センターへの財政支援の拡充

- ・ シルバー人材センターなどへの財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ シルバー人材センター関連予算は、事業仕分け前の金額に回復したが、高齢化に伴い入会者の増加が見込まれることから、機能強化により、多様な就労の場の拡大を図る必要がある。

- ・ シルバー人材センターが継続的・安定的に運営できるよう、「特定費用準備資金」の将来の収支変動に備えた資金や運転資金としての積み立てを可能とすること

【提案の背景】

- ・ 「特定費用準備資金」は、公益社団法人及び公益財団法人の将来の特定の費用に充てるために国の規則に基づき保有する資金であり、将来の一般的な備え、災害時の備えは要件を満たさない。
- ・ シルバー人材センターの多くは、事業規模が小さく財政的に不安定であるため、将来の収支変動に備えた資金や運転資金として積み立てることで、事業の継続的・安定的な運営が可能となる。

(4) 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた支援【総務、法務、外務、厚労、文科】

① 日本語や母語の習得等に向けた取組に対する支援の充実

ア 学校における外国人児童生徒に対する支援の充実

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する支援を充実すること
 - 少数在籍校を含む更なる加配措置の拡充
 - 日本語指導教材の充実
 - 日本語指導に対応できる教員の養成
 - 日本語指導や適応指導、通級による指導等に対する支援の充実（母語を話せる人材の確保、専門指導員の設置等）

新 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」は、支援の実態が把握しにくいいため、調査項目等の見直しや様式の改善を行うこと

【提案の背景】

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒には「特別の教育課程」が編制できるが、本県では対象児童生徒が散在しており、少数在籍校まで十分な教員の配置ができていない。

（国の制度改正）

H26 日本語が必要な生徒に「特別の教育課程」が編成できるよう制度改正

H29 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員を、基礎定数(18人に1人)として新たに設定

- ・ 日本語指導ができる専門性をもつ教員が少なく、多様な児童生徒へのきめ細かな対応が困難なことから、どの学校でも一定レベルの系統的・継続的な日本語指導ができる体制整備が必要である。

[日本語指導が必要な外国人児童生徒の現状]

区 分	児童生徒数	
	兵庫県	全国
平成26年度	980人	37,095人
平成28年度	1,214人	43,947人
平成30年度	1,307人	(集計中)

[兵庫県公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別枠選抜の実施]

- ・全日制高等学校で学ぶ意欲があるにもかかわらず、渡日間もなく日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に特別枠選抜を実施している。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3校(9人)	3校(9人)	3校(9人)	5校(15人)

- ・夜間中学に在籍する外国人生徒に対して、母語が話せる専門人材配置等の制度充実を図ること

【国制度の問題点】

- ・夜間中学は、日本人の義務教育未修了者の教育の場として制度化されたが、現行では、外国人の割合が高く、日本語の習得状況や学習の習熟度が大きく異なるなど、通常の中学校とは状況が大きく異なる。
- ・このような夜間中学の生徒に応じたきめ細かな指導を行うため、母語を話せる人材、専門指導員の設置等実情に則した制度の充実が必要である。

イ 日本語教室への支援継続と母語教室等への支援制度の創設

- ・日本語習得が必要な在住外国人を対象とした日本語教室への支援を継続すること
- ・外国人児童生徒に対する母語教室、母語による学習教室への支援制度を創設すること

【本県の取組】

- ・日常生活ですぐに役立つ日本語講座、基礎から学ぶ日本語講座の開催のほか、県内各地でNPOや市町国際交流協会等が行う外国人向け日本語教室、外国人児童生徒向け日本語・母語・教科学習支援事業に対して運営支援をしている。

② 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた各種制度の整備

ア 外国人留学生の就職支援

- ・外国人留学生について、国による就職支援事業を大都市に限らず各地域で実施すること

【国制度の問題点】

- ・国が実施している大都市（東京、大阪、名古屋、福岡）を対象とした現在の就職支援事業では、県内の留学生が東京、大阪などへ流出し、県内中小企業への就職促進が進まない。

イ 医療通訳制度の創設

- ・多言語による医療制度の情報提供や医療通訳者の派遣、電話通訳など、医療保険制度が適用され、医療機関が利用しやすく、効果的な医療通訳制度を創設すること

【提案の背景】

- ・診療時の言語や生活習慣等による制約を解消するため、県内全域の外国人、医療機関が利用しやすい制度とするには、医療通訳の費用負担が軽減され、全国画一の制度とする必要がある。

【本県の取組】

- ・在留外国人を支援するNPOが、外国人患者と医療機関からの要請に基づき廉価で医療通訳者を派遣している。年々利用件数が増加している中では、人的・経済的に限界を迎えている。

ウ 外国籍無年金者に対する救済措置の実施

- ・日本国籍を有していなかったため国民年金の受給権がない在日外国人（高齢者・障害者）の生活の安定を確保する救済措置を早期に実施すること

【国制度の問題点】

- ・S57に国民年金法の国籍条項が撤廃され、外国人にも国民年金の加入が認められたが、特定の高齢者(T15.4.1以前生まれ)については、救済措置がとられず制度的無年金者となっている。
- ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律附則で、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後の検討結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとされている。
- ・障害者制度改革において、「立法府その他の関係者の議論を踏まえつつ検討する。」として方針決定しているものの、現時点で具体的な動きはない。
- ・国連人種差別撤廃委員会において、日本政府に対して法改正を求める勧告が出された(H30.8.30)。

[本県で実施している「無年金外国籍高齢者・障害者への福祉給付金の支給」の概要]

○高齢者福祉給付金 16,654円/月

対象者170人(平成30年10月1日時点) ※ 老齢福祉年金の1/2相当額を、市町を通じて支給

○障害者福祉給付金 40,630円/月

対象者 73人(平成30年10月1日時点) ※ 障害基礎年金1級の1/2相当額を、市町を通じて支給

エ 罰則等の見直し

- ・ 中長期間在留者の過度な負担となっている在留カードの常時携帯義務(罰則あり)を廃止すること
- ・ 在留カード等の更新や各種変更届出における罰則等を緩和すること

【国制度の問題点】

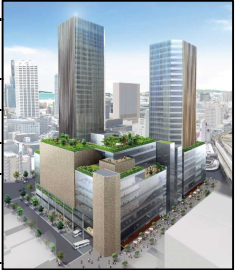
- ・ 住所地の変更遅れでは、出入国管理法の20万円以下の罰金及び住民基本台帳法の5万円以下の料とされ、複数罰を科せられる。一般県民と同様に住民基本台帳法による罰則まで緩和すべき。

IV 交流・環流を生む兵庫五国の魅力向上

1 魅力ある都市・地域の整備

主(1) 都市再生緊急整備地域における再整備への積極的支援 【国交】

- ・新たなバスターミナルの整備及び市街地再開発事業に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】		
<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫・神戸の玄関口である三宮駅周辺は、震災以降、機能更新が進んでおらず、施設の老朽化が進行している。また、乗り換え動線がわかりにくいといった課題もかかえている。 ・そこで、三宮周辺地区を国際競争力の高い魅力的な都市空間、交通結節拠点として再整備するため、先行的に取り組んでいる新たなバスターミナル及び再開発ビルの整備に向け、引き続き国からの支援が必要である。 		
【三宮駅周辺の課題】		
施設の老朽化	兵庫・神戸の玄関口の三宮駅周辺は、震災以降、機能更新が進んでおらず、施設の老朽化が進行	
公共交通の複雑な乗り換え	中・長距離バスの乗降場が分散し、利便性が低く、交通結節機能が低い	
【整備による効果】		
集客力向上	既存の商業・業務機能の更新や文化・芸術機能、宿泊機能など新たな都市機能の導入による賑わいの創出	
交通結節機能の向上	中・長距離バス乗降場の集約による利便性向上	
【事業の概要】 雲井通5丁目地区市街地再開発事業（I期 約1.2ha）		
財政支援	調査設計計画費・土地整備費・共同施設整備費	
スケジュール（予定）	H30.5 雲井通5丁目再開発株式会社設立 R1～ 都市計画決定／事業認可 R4 工事着手	

【事業協力者からの提案パース（北方向より）】

主(2) 瀬戸内海国立公園六甲地域のブランド力向上による活性化 【環境】

瀬戸内海国立公園六甲地域について、遊休施設の活用を図りつつ、豊かな自然や魅力的な夜景など高いポテンシャルを活かしてブランド力を高め、魅力的な国立公園として再活性化を図るため、以下の措置を講じること

① 企業保養所等の公園事業（宿舍）への位置付け

新企業保養所等を公園事業（宿舍）として認可する基準の設定にあたっては、事業者の開発意欲の促進につながる基準とするとともに、予見性を高めるために基準の明確化を図ること

【提案の背景】	
<ul style="list-style-type: none"> ・六甲山が一般利用施設より前に、別荘・企業保養所として発展してきた歴史的経緯があり、これら施設の活性化が必要である。 ・公園事業（宿舍）として位置付ける具体的な要件が示されていないため、事業者が予見性を欠き新築や増築を躊躇することとなる。企業保養所等を公園事業（宿舍）と同等に位置付けるとともに、基準を明確化することで、事業者の予見性が高まり活用の選択肢が増える。 	
【H30地方分権改革に関する提案募集（本県の提案に対する環境省からの2次回答）】	
本県の提案	環境省からの2次回答
国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業（宿舍）として認める要件の明確化及び認可権限の知事への移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・公園事業の前提となる公益性・公平性を確保するために、どの程度オーナーの優先利用を制限することが適当か検討する必要がある。 ・今年9月までには明確化を図る基準を示す。

[国立公園の宿泊事業として分譲ホテル等を認可する審査基準]パブリックコメント(R1.6月)	
環境省が示した審査基準	審査基準に対する本県の考え方
① 下記ア、イ、ウのいずれにも適合 ア. 独占的に利用する客室を設けない イ. 一般利用者の宿泊機会を7割以上確保 ウ. 季節性の強いエリアでは、ハイシーズンも一般利用者の宿泊機会を一定数確保	イ. 宿泊の平均稼働率を参考としつつ、企業保養所の本来の目的も踏まえ、企業の開発意欲を高めるため、 <u>概ね5割に緩和</u> すること
② 下記ア、イのいずれかに該当 ア. 廃業施設や休業施設が目立つ <u>エリアの再活性化</u> に資する。 イ. 風致景観の保護上支障を来している廃屋や老朽化施設の改築又は建替えにより実施されるもの。	ア. 一般利用者にも宿泊機会を提供する企業保養所を整備すること自体が再活性化に繋がることから、予見性を高めるため、「 <u>エリアの再活性化を目的として、新築・増改築・建替えにより実施されるもの</u> 」と具体行為を示す表現とすること

② 特別地域内の行為の許可基準の緩和

- ・一般利用を前提に、土地利用目的に応じた特別地域内の行為の許可基準を特例で緩和すること
 - 工作物の高さ基準（13m以下）について、周辺の景観に影響を及ぼさない範囲で区域を限って更に緩和
 - 大規模開発を排除する建築面積（2,000㎡以下）の緩和
 - 建築面積が制約される主要道路からの壁面後退距離（20m以上）について、それ以外の道路の基準（5m以上）まで緩和

【提案の背景】

- ・国立公園計画変更による集団施設地区の指定により、一般利用を前提とした公園事業は大幅な活性化が期待される。

【六甲山における企業保養所等の現況】（平成27年 本県調べ）

営業中（※1）	閉鎖	転用（※2）	撤去済	計
70件（30.0%）	81件（34.8%）	71件（30.5%）	11件（4.7%）	233件

（※1）営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件

（※2）「転用」のうち72%が個人宅への転用、その他は事務所、宿泊施設等への転用

主(3) 空き家改修による宿泊施設等への利活用促進

【国交】

新地域資源として宿泊施設等への利活用を図るため、保養地の遊休別荘などの比較的規模の大きい空き家のうち、火災時に迅速に避難できるなど、利用者の安全が確保されるものについて、小規模な戸建て住宅（階数2以下で延べ面積200㎡未満）から宿泊施設への用途変更を可能とする場合と同様に、建築基準法の緩和を行うこと

(4) 過疎地域等の振興

【内閣官房、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

主① 新たな過疎対策法の制定

新新たな過疎対策法の制定にあたり、実態に即したきめ細やかな指定要件の設定や過疎に準じる地域への支援制度を創設すること

新市町村合併により従前の人口要件や財政力要件が適合しなくなっている場合には、合併前市町村単位でもみなし措置を講じること

新過疎対策事業債の対象事業を拡充すること

- 〔 例 〇現行：簡易水道のみが対象 → 上水道事業にも対象を拡充
〇県が市町の代わりに実施するソフト事業を対象に追加 〕

② 地域振興立法に関する財政措置の拡充

- ・特定農山村法、山村振興法及び離島振興法等の地域振興立法について、過疎地域自立促進特別措置法と同様に、現行の指定要件に加えて人口動態など近年の実態等を踏まえ、その指定地域の拡大及び過疎債並みの財政措置を図ること

③ 離島振興施策の一層の充実

ア 離島振興関係予算の確保と補助率の嵩上げ

- ・隔絶性等の地理的特性などから生じる船舶建造や送水管設備の整備等、離島固有の財政需要に対処できるよう離島活性化交付金事業を含め、国土交通省所管の離島振興関係公共事業予算や各省庁所管の離島振興関係予算の所要額を確保するとともに、補助率の更なる嵩上げを行うこと

イ 離島航路補助事業の予算の確保と補助率の嵩上げ

- ・島民の命綱ともいべき航路を堅持するため、燃料代の高騰等に伴う離島航路事業の欠損額の増加を踏まえた十分な予算を確保すること
- ・人件費や船舶修繕費等の抑制など離島航路事業者の経営改善努力に応じた国庫補助率の嵩上げなど制度を拡充すること

④ 地域住民等が行う活動への支援の充実

ア 過疎地域等の活性化に向けた取組に対する支援制度の拡充

- ・過疎地域等自立活性化推進交付金について、地域住民の主体的な取組を幅広く支援するため、予算を増額すること
- ・地域の実情に応じた事業実施が可能となるよう、対象事業や事業主体の規模等の制限を撤廃するなど、自由度を高めること

イ 森林保全活動への支援の維持

- ・「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」制度を維持すること

【提案の背景】

- ・里山林における森林の多面的機能を維持するためには、地域住民等による森林の手入れ等が不可欠であるが、林業の不振・山村地域の過疎化・高齢化により地域住民が減少しており、共同活動への支援が今後も必要となっている。

【森林・山村多面的機能発揮対策交付金の概要】

趣 旨	地域住民等による森林の保全管理活動などの取組について支援
実施主体	地域住民・森林所有者・NPO法人など民間共同組織
交付率	定額・1/2・1/3以内
種 類	里山林を維持するための雑木の伐採・侵入竹の伐採除去・資機材の購入や整備

⑤ 情報格差是正のための支援拡大

- ・条件不利地域において交流人口及び定住人口の増加に寄与する重要なインフラである超高速ブロードバンドの基盤整備を促進するため、「高度無線環境整備推進事業補助金」及び「携帯電話等エリア整備事業補助金」について、以下の措置を講じること

<高度無線環境整備推進事業補助金>

- 携帯電話等エリア整備事業等と同等に補助率を嵩上げ（現行：1/2→2/3）
- 補助率の嵩上げに伴う交付申請にも対応できる十分な予算の確保

<携帯電話等エリア整備事業補助金>

- 公設に限定せず、民間事業者による基地局建設及び維持管理も支援対象化
- 支援対象拡大に伴う交付申請にも対応できる十分な予算の確保

(5) 地域おこし協力隊への支援

【内閣官房、総務】

主① 特別交付税措置の対象地域の拡大

新特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域に限定せず、高齢化や人口減少により外部人材の支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること

新活動期間(最長3年)の延長や協力隊の移住要件を緩和するなど、制度の拡充を行うこと

【国制度の問題点】

- ・現行の対象地域は、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域等に限定されているが、指定地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。

【兵庫県版 地域おこし協力隊(平成31年度新規事業)の概要】

区分	県版 地域おこし協力隊	国 地域おこし協力隊
対象市町	20市町 ※国制度17市町との重複含む (概ね10集落以上の小規模集落を有する市町)	17市町 (条件不利地域(過疎、振興山村、離島)を有する地域等)
対象人材	集落の実情に詳しい近隣在住者や当該地域の出身者等(通い型支援も可)	住民票を移動し、生活の拠点を移す者(移住型支援)
配置人数	30人(予定)	97人(H31.4.1時点)

※小規模集落：世帯数50戸以下で、高齢化率(65歳以上比率)が40%以上の集落(市街地及びその周辺、駅周辺など除く)

② 起業を支援する特別交付税措置の充実

- ・「地域おこし協力隊」の起業を支援する特別交付税措置について支援額の上限(現行：上限100万円)を引き上げるとともに、支援期間(現行：1年間)を複数年化すること

③ 地域おこし協力隊募集イベントの定期開催

- ・人材確保のため、全国規模やブロック規模の地域おこし協力隊募集イベントを都市部において定期的に開催すること

2 スポーツ、芸術文化の振興

(1) ゴールデン・スポーツイヤーズへの対応【内閣府、総務、文科、文化、スポーツ、観光】

主① ゴールデン・スポーツイヤーズに関する取組への支援

ア 機運醸成に向けた一体的なPR支援

- ・ラグビーワールドカップ2019(RWC2019)、東京オリンピック・パラリンピック(TOKYO2020)、ワールドマスターズゲームズ2021関西(WMG2021)と3年連続国内で開催される3つの国際大会を「ゴールデン・スポーツイヤーズ」として一体的に広報する取組を支援すること

【提案の背景】

- ・「スポーツ参画人口」の拡大を図る国家的プロジェクトとして、開催地の地方自治体等が3つの国際大会を一体のものとして効果的に広報活動が展開したくても、3大会の名称やロゴマークを並べて使用したチラシの配布やポスターの掲示、会場でのブース出展等が困難な状況である。

イ 各大会に共通する取組に対する一体的な支援

- ・各大会に共通する取組について、一体的な支援を行うこと
 - 大会運営のノウハウを共有するための人的交流
 - 表彰台や競技用具、システムなどの有効活用
 - ボランティアの育成 等

【提案の背景】

- ・令和元年から連続するスポーツ3大会をスムーズに運営するには、国主導により、国家的プロジェクトとして一体的に支援するシステムの構築が必要であり、第2期スポーツ基本計画で目標としている「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大を図る必要がある。
- ・アスリートを活用したスポーツに関わる人材の育成を図るための人的交流や、施設や設備を整備・管理することによる競技用具の有効活用、またスポーツボランティア団体への先進事例の紹介や団体間の情報共有を図ることによるボランティアの育成などを図る必要がある。

【日本で開催される大規模国際的スポーツ大会の比較】

大会名称	ラグビーワールドカップ 2019	東京オリンピック・パラリンピック	ワールドマスターズゲームズ 2021関西
組織委員会	独立組織	独立組織	独立組織
名誉会長		御手洗富士夫・経団連名誉会長	森喜朗・日本スポーツ協会名誉会長
名誉顧問(最高顧問)		内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長	文部科学大臣、スポーツ庁長官 など
顧問		2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟、(公社)日本青年会議所会頭など	府縣市関係国会議員 スポーツ議員連盟国会議員 など
会長	御手洗富士夫・経団連名誉会長	森喜朗・日本スポーツ協会名誉会長	井戸敏三・関西広域連合会長 松本正義・関西経済連合会会長
事務総長	嶋津昭・元総務事務次官	武藤敏郎・元大蔵事務次官	木下博夫・元国土事務次官
その他役員	日本ラグビー協会、開催地副首長、経済団体 など	国会議員、スポーツ庁長官、JOC、東京都副知事 など	開催地知事・政令市長、市長会長・町村会長、関西経済団体、文部科学省局長、日本スポーツ協会・各県体育協会 など
参加選手数	620人	オリンピック11,000人、パラリンピック4,300人 ※前回大会実績	50,000人(うち海外20,000人) ※障害者を含む
参加国・地域数	20※予選参加国90	オリンピック205、パラリンピック159	100 ※前回大会実績
競技数	1	オリンピック 33、パラリンピック 22	35 ※障害者が参加可能な競技種目を含む
開催地	12都道府県12市町	9都道県26市区町	9府県48市町

② 東京オリンピック・パラリンピックに関する取組の支援

ア 事前合宿招致等に資する情報の定期的な提供

- ・東京オリンピック・パラリンピック関連事業に関する情報を地方公共団体へ定期的に提供すること

【提案の背景】

- ・全国知事会でも「推進本部」を設置し、合宿の誘致や観光情報の発信に連携・協力しているものの、国からの大会参加国の合宿条件や要望事項などの情報提供が不足している。

イ 芸術文化の発信等地方公共団体が行う取組に対する支援措置の実施

- ・東京オリンピック・パラリンピックに向け、世界の芸術文化を国内に紹介するとともに、日本各地の独自の文化を世界に発信できるよう、地方公共団体が実施する事業に対して財政的な支援措置を講じること

【提案の背景】

- ・1件あたりの補助額が低廉なメニューを追加する等、よりきめ細やかで自由度の高い支援措置が必要である。

主③ ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援

- ・ワールドマスターズゲームズ2021関西が生涯スポーツの振興を図る国家的なプロジェクトと位置づけられたことから、準備段階も含めた以下の財政支援を行うこと
 - スポーツ振興くじ助成の大会開催年度の上限度(2億円)及び補助率(2/5)の引上げ
 - 全国自治宝くじの収益金の活用への支援
 - 新**○ 誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債の創設
(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))
 - 新**○ 地域交流や大会運営経費等への特別交付税措置

【提案の背景】

- ・生涯スポーツのより一層の振興を図るためオリンピック・パラリンピックと同様に、世界最大の一般参加型、生涯スポーツの国際総合競技世界大会として、国からの財政支援が不可欠である。

【近畿宝くじ「ワールドマスターズゲームズ協賛くじ」】

- ・近畿2府4県で発売（平成30年11月7日～11月25日）した近畿宝くじにより、大会運営費の一部（約7,000万円）を確保することだけでなく、本大会の周知活動として一定の効果を得られた。

<国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)>

ラグビーワールドカップ2019

- 地域交流経費
 - ・競技イベントの開催経費 等
- 公認キャンプ実施経費
 - ・トレーニング機器のレンタル経費 等
- 大会運営等経費
 - ・広報、自治体プロモーション等の機運醸成費
 - ・道路交通等の警備やボランティア経費 等

東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 大会関係者との交流経費
 - ・大会関係者の招へい経費
 - ・競技体験イベントや講演会の開催経費
- 事前合宿等経費
 - ・ボランティア養成、警備、宿泊、輸送等に要する経費 等

(2) 生涯スポーツの振興に向けた支援

【スポーツ】

① 地域の生涯スポーツ大会に対する支援

- ・生涯スポーツのすそ野拡大に向けた地域の生涯スポーツ大会に対する支援を行うこと（ワールドマスターズゲームズ2021関西の機運醸成イベントとなる「関西マスターズスポーツフェスティバル」など）

【提案の背景】

- ・国際大会である令和3（2021）年のワールドマスターズゲームズ開催の機運醸成のためには、国と地方が一体となって、地域の生涯スポーツ大会等をさらに活性化させる必要がある。
- ・生涯スポーツの各競技団体は、会員も少人数で運営基盤が不安定な団体が多く、活動も小規模な活動に留まっていることから、用具などの整備や大会開催に要する費用等について支援する必要がある。

② 総合型地域スポーツクラブ運営に対する支援

- ・総合型地域スポーツクラブの運営を行うクラブマネージャーや地域のスポーツ活動における指導者（マネジメントを含む）の養成等に対する支援を行うこと
- ・総合型地域スポーツクラブの活性化及び広報に対する支援を行うこと

【提案の背景】

- ・健康の保持増進と地域コミュニティの形成には、県民だれもが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の役割が期待され、その活性化に向けた取組が必要である。
- ・活動の充実を図るためには自立したクラブ運営が必要であり、その推進には、地域スポーツの企画・運営に携わるクラブマネージャーや地域のスポーツ指導者など、人材を養成する支援が必要である。
- ・また、クラブの活性化には経済的支援はもとより、地域におけるクラブ像や運営資源の獲得方法、会員増加のための工夫、指導者の育成など、地域のスポーツクラブとして、自立した運営を継続していくために必要なガイドラインを示すなど、スポーツクラブ運営に向けたノウハウの周知する必要がある。

(3) 次代を担うジュニア層を中心とした競技力向上に対する支援

【スポーツ】

- ・世界の第一線で活躍できる次世代アスリートの育成・強化に対する財政措置を行うこと

【提案の背景】

- ・「JOCエリートアカデミー」では、①対象競技種目がレスリング、卓球等の一部の競技に限られ、②全国大会等で優秀な成績を収めている者の中から、さらに絞られた者が対象となる。本県では、①②に該当はしない将来有望なアスリートに対し、「ゴールデンエイジ・プロジェクト」を展開し、「JOCエリートアカデミー」を補完する役割を担っており、その充実を図るため、国の財政支援が必要である。

【本県が実施している「ゴールデンエイジ・プロジェクト」の概要】

対象者	小学校4、5、6年生
事業内容	①スポーツ体験教室等の実施 ②オリンピック選手等を講師とするスポーツ体験教室の実施 ③能力開発・育成プログラムと競技体験プログラム等の実施
実施団体	県体育協会、体育協会加盟の競技団体等

(4) 体育・スポーツ施設整備に対する支援の充実 【スポーツ】

- ・社会体育施設の整備に対する助成制度について、自転車競技場など特定の種目に特化した施設も対象とするとともに、助成割合の嵩上げを行うこと（現行：国1/3）

【国制度の問題点】

- ・現行の補助制度では、体育館やプール等の社会体育施設に限られている。
- ・多額の費用を要する施設整備について、地方負担（2/3）が大きい。

(5) 芸術文化活動への寄附に対する税制優遇措置の充実 【財務、文化】

- ・（独）日本芸術文化振興会が現在実施している「日本版アーツカウンシル」に新たに認定制度を設け、認定された芸術文化事業への寄附について、地方公共団体や公益法人等への寄附と同等の税制上の優遇措置を適用すること

【提案の背景】

- ・県民一人一人が芸術文化を支えていく機運を醸成し、個人や企業等が芸術文化活動に対して行う支援をより一層促進する。

【日本版アーツカウンシル】

- ・現在、（独）日本芸術文化振興会に専門家を配置し、助成事業の申請に対する審査・採択、事後評価等を行っているが、寄附対象事業の審査・認定までは行っていない。

(6) 日本遺産をはじめとする歴史遺産の活用への支援の充実 【文化】

① 日本遺産の活用に対する継続的な支援

- ・日本遺産について、一過性のものにするのではなく、認定された地域の認知度が高まり定着する支援を検討すること

【国制度の問題点】

- ・日本遺産認定市町への支援制度である「日本遺産魅力発信推進事業」は認定後3ヶ年に限られており、日本遺産の魅力を発信し定着させるためにはもう少し長期での財政支援が必要である。

② 歴史学習・研究施設整備等に対する財政支援

- ・淡路島で発見された松帆銅鐸や弥生時代の遺跡群などを活用し、地元自治体が行う地域活性化策や歴史学習・研究に資する施設整備等に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・淡路島は、銅鐸祭祀の実態を示す松帆銅鐸や、鉄器づくり集落跡である国史跡五斗長垣内遺跡など、弥生時代の特に金属の使用に関する発見が相次いでいる。
- ・これらを活用して地域創生の核として活用するため、専門の研究機関により詳細な実態研究を積み重ねることが有用である。
- ・埋蔵文化財の展示公開等を行う施設について、既存施設の改修・整備を行うための補助制度（国1/2、県1/4、市1/4）はあるが、新たに施設を建設する場合の補助制度がない。

③ 歴史研究機関の設置検討

- ・歴史遺産の発見が相次ぐ「国生みの島」淡路島に鉄器や銅鐸文化に関する国の歴史研究機関の設置を検討すること

【提案の背景】

- ・文化財の保存における専門機関が国内では1箇所（奈良県：奈良文化財研究所）しかなく、地域の特性に対応するためには、地域性や時代ごとの歴史文化に特化した研究機関が必要である。

3 観光・ツーリズムの振興

(1) アジア・欧米等の多様な国からの訪日観光客誘致対策

【観光】

① 国による先導的なプロモーションの実施

- ・訪日観光客の多い中国、韓国、台湾等のアジア諸国をはじめ、欧米や豪州等においても、国が主体となる先導的なプロモーションを実施すること

【提案の背景】

- ・訪日観光の更なる促進のため、地域が個別に行うプロモーションとともに、国において、WEB等の様々な媒体を活用した訪日グローバルキャンペーンの実施に併せた、地方への波及効果が期待できる先導的なプロモーションを継続的に実施する必要がある。

② 国によるファムトリップの実施

- ・訪日旅行に影響力を持つマスメディアを対象とするファムトリップ（招聘取材旅行）を国においても実施すること

【提案の背景】

- ・地域の魅力を効果的にPRし訪日観光客の拡大を図るため、各国の消費者に対して大きな影響力を持つ海外著名人や世界的メディア（TV局、旅行誌記者など）の招請など、地域が個別に行う取組だけでなく、国においても実施することによる、更なる情報発信が必要である。

(2) 広域観光圏の形成

【観光、文科、外務、経産、環境】

① 関西広域連合における広域観光交流圏の形成

ア 「関西・美の伝説」の推進

- ・広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」の推進主体となるDMO、地方公共団体等の取組に対する支援を充実すること

【提案の背景】

- ・関西エリアの認知度向上による誘客促進を図るため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の広域周遊、滞在を図る取組の充実により誘客促進を図る必要がある。
- ・国のDMOに対する財政支援策が不安定であり、DMOの安定的運営を圧迫しており、自律を促進する制度となっていない。DMOの持続可能な基盤形成による誘客促進を図る必要がある。

イ 海外への積極的な情報発信

- ・観光庁の様々な事業を通じ、関西の魅力を海外へ積極的に情報発信すること

【提案の背景】

- ・海外からの誘客を促進するためには、地域の個別の取組だけでなく、国による訪日グローバルキャンペーンの実施等に併せた、関西の魅力PRの機会を確保することが必要である。

② 山陰海岸ジオパークの推進

広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」の一角を占める「山陰海岸ジオパーク」について、ユネスコの正式プログラム化を契機に、国の窓口を設置し、京都府・兵庫県・鳥取県にわたる観光資源をネットワーク化した以下のような誘客促進対策を関係省庁の連携により支援すること

ア アクセスのための交通機関の整備

- ・山陰近畿自動車道等の地方交通機関を整備すること

イ クルーズツーリズムの促進

- ・クルーズツーリズムの促進に関する支援制度を創設すること

ウ 但馬－羽田直行便の実現

- ・首都圏からの誘客のための但馬－羽田直行便を実現すること

エ 再審査に向けた取組に対する財政支援

- ・世界ジオパークネットワークによる4年ごとの再審査に向けた財政支援を行うこと
 - ガイド認定研修やガイド交流会の開催
 - 外国人観光客受入に向けた研修
 - ジオサイトの看板整備・改修
 - GGN（世界ジオパークネットワーク）国際大会の参加に要する経費 等

オ 調査研究等に対する財政支援

- ・国内外のジオパークの調査研究、セミナー開催等研究充実に對する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・世界ジオパークの認定を維持するためには4年ごとに再審査を受ける必要があり、更なる認知度向上と誘客拡大の具体的な取組を推進する必要がある。
- ・世界的な学者による再認定審査に耐えうる、専門的な調査・研究の充実が必要である。

カ 学校教育への導入

- ・学校教育における学習単元としての組み入れ、児童生徒の環境体験学習を推奨すること

③ 瀬戸内海における広域観光交流圏の形成

ア 「せとうち・海の道」の推進

- ・広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の推進主体となるDMO、地方公共団体等の取組に対する支援を充実すること

イ クルーズツーリズムの促進策の実施

- ・船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、クルーズツーリズムの促進策を実施すること

【提案の背景】

- ・瀬戸内エリアの認知度向上による誘客促進を図るため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の広域周遊、滞在を図る取組の充実により誘客促進を図る必要がある。
- ・国のDMOに対する財政支援策が不安定であり、DMOの安定的運営を圧迫しており、自律を促進する制度となっていない。DMOの持続可能な基盤形成による誘客促進を図る必要がある。
- ・近年、クルーズツーリズムは注目を集めており、瀬戸内の観光振興のために更なる推進に取り組みたいが国の補助制度がない。

主(3) 2025年大阪・関西万博開催の効果を周辺地域に波及させる取組の検討 【経産、国土、観光】

新 2025年大阪・関西万博の開催は、関西の魅力を世界に発信する絶好の機会であり、関西全体の活性化につなげていくため、以下の取組を検討すること

- 期間中、関西全域で実施する万博会場と連携した取組（サテライト会場の設置、関連イベントの実施等）への支援
- 交通アクセス確保に向けた高速艇等の海上交通の設置
- 拡大する航空需要に対応する関西3空港をはじめ関西圏域に存在する空港の利活用

【提案の背景】

- ・大阪・関西万博は、関西及び本県のみならず、日本全体にとっても大きな経済効果や知名度向上が期待できる。

【2025年大阪・関西万博博覧会の概要】

テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン [サブテーマ] - 多様で心身ともに健康な生き方 - 持続可能な社会・経済システム
開催場所	大阪府大阪市此花区夢洲
開催機関	令和7(2025)年5月3日～11月3日(185日間)
入場者数	約2,800万人を想定
経済波及効果	2.0兆円 ※経済産業省試算値 (万博開催までに行われる周辺インフラ整備や2次波及効果を含めると5.8兆円)

(4) 統合型リゾート（IR）推進に伴うカジノ対策

【内閣官房】

- ・カジノ施設の立地が住民生活に悪影響を及ぼさないよう、以下について、実効性のある対策を講じること

○ ギャンブル依存症対策、青少年等の入場規制、マネーロンダリング対策

【特定複合観光施設区域整備法の概要】

- ・区 域：上限3 ※認定申請に当たっては都道府県議会の議決及び立地市町村の同意が必要
- ・事業者：カジノ管理委員会の免許制
- ・入 場：日本人は7日間で3回、連続する28日間で10回に制限
- ・入場料：6千円/回（24時間毎）国3千円＋都道府県3千円

【ギャンブル等依存症対策基本法の概要】

- ・政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定（3年毎に見直し）
内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を設置
- ・都道府県にギャンブル等依存症対策推進計画の策定の努力義務
- ・具体的な対策案
 - 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入
 - 都道府県、政令市における専門医療機関、治療拠点、相談拠点の整備
 - 中・高・大学生向けの啓発
 - 貸金業、銀行業における貸付自粛制度の整備 等

- ・カジノ事業者が行う特定金融業務について、①貸付限度額が事業者の決定に委ねられていること、②無利子かつ返済期限が2ヶ月先となっていることから、過剰な貸付けとなりギャンブルへの依存を助長する恐れがあるため見直すこと

【特定複合観光施設区域整備法における特定金融業務の概要】

貸付対象者	日本に住居を有しない外国人、一定の金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者
貸付限度額	返済能力に関する調査に基づき顧客毎に決定（貸金業法の適用外であり、個人の借入総額が、原則、年収等の3分の1までに制限される総量規制がかからない）
返済期間	カジノ事業者は返済期間が2か月を超える特定貸付契約を締結してはならない
利 息	利息を付することを内容とする特定資金貸付契約の締結、利息の受領、支払いの要求はしてはならない。
延滞金	年14.6%

(5) 外国人旅行客等の受入環境の整備

【内閣府、法務、外務、総務、厚労、観光】

① 海外からの訪日観光旅行に関する査証発給要件の更なる緩和

ア 個人観光査証発給要件の緩和

- ・訪日に当たってビザが必要な国の中でも特に潜在力の大きいアジア諸国をターゲットに、個人観光査証発給要件の更なる緩和を行うこと

【提案の背景】

- ・訪日観光を更に拡大するためには、アジア諸国をターゲットにしたいが、特に潜在力が大きい中・印・インドネシア・ベトナム・フィリピン等においてビザの発給要件の緩和が必要である。

主イ 国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件の緩和

- ・東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019やワールドマスターズゲームズ2021関西等の国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件を緩和すること

② 地域通訳案内士制度の取組に対する支援

- ・地域通訳案内士制度の基本方針や語学能力等の基準の策定に当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえること

【提案の背景】

- ・改正通訳案内士法では、国土交通大臣が地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針や求めるべき外国語能力についての基準が示されることになっている。
- ・地域の実情に応じた運用を行うためには、都道府県の意見を十分に踏まえる必要がある。

主③ 無料公衆無線LANなど外国人旅行者受入基盤の整備

- ・外国人旅行者の急増を踏まえ、無料公衆無線LANの整備を促進すること
- ・観光地の案内看板の多言語化など受入基盤整備に対して更なる支援を行うこと

【提案の背景】

- ・外国人旅行者の受入環境の整備を進めているが、SNSやロコミ等により、映画のロケ地やアニメでモデルや舞台となった施設や風景など、これまで外国人が訪れなかった場所にも旅行者が来ていることから、更なる支援が必要である。

④ 観光人材確保対策の推進

ア 観光産業の人材確保対策等の支援制度の創設

- ・観光産業の人材確保対策や就労環境改善に対する支援制度を創設すること
 - 旅館等への就職を促進するセミナーの開催
 - 保育所整備、職員宿舍の整備 等

【提案の背景】

- ・国では、経営人材や中核人材などマネジメント層の人材育成事業はあるが、旅館等の現場の人材確保対策や就労環境改善に対する支援がない。
- ・訪日外国人観光客に日本らしいおもてなしを提供できるよう、ホテル・旅館等をはじめとした観光産業に対する支援が必要である。

イ 外国人就労の体制整備への支援

- ・外国人就労のための労働環境の整備に加え、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実等、生活環境の整備に対する支援を充実すること

⑤ 訪日外国人消費動向調査の調査地点等の拡充

- ・訪日外国人消費動向調査について、調査方法が外国人旅行者への聞き取りであり調査地点や調査母数が少なく、適切に実態を把握できていないため、調査母数の拡充など調査方法の見直しを検討すること

【国制度の問題点】

- ・「平成30年訪日外国人消費動向調査」では、全国17の空海港約8,000人の調査から、地域調査等28空海港を加えた約35,000人からの聞き取り調査となったが、訪日外国人旅行者が急増しているにもかかわらず、調査地点などがあまり変わっていないため、外国人旅行者の訪問地や消費額が適切に把握できていない。
- ・各地へのインバウンド誘客に関する基礎データが整備されることにより、インバウンド推進施策をよりの確かつ戦略的に展開することが可能となる。

主⑥ 国際観光旅客税の地方への配分

- ・国際観光旅客税について、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることから、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること

【国制度の問題点】

- ・国際観光旅客税（H31年1月7日施行）は、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの2点を踏まえ、地方へしっかりと配分されるべきである。
（参考）本県の観光施策に関するH31年度予算額 970百万（うち一般財源752百万）

4 交流基盤の整備

(1) 社会基盤整備に必要な予算総額の確保

【国交】

- ・住民の暮らしを守り、地域の活力を支える社会基盤の整備の着実な推進に必要な予算を確保すること（下表例示）

事業名	事業箇所
道路整備事業	北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道、東播磨道、東播丹波連絡道路（国道175号西脇北バイパス）、国道176号名塩道路、県道豊岡竹野線（(仮)城崎大橋）、竜泉那波線等
街路整備事業	尼崎宝塚線、加古川国道2号線、姫路国道線等
連続立体交差事業	JR山陽本線東加古川駅付近
交通安全施設整備事業	国道179号、福良江井岩屋線、明石高砂線等
道路防災事業	国道427号、姫路上郡線、川西篠山線等
道路橋耐震対策事業	朝来出石線糸井橋、坂越御崎加里屋線赤穂海浜大橋等
河川改修事業	加古川、円山川、武庫川、市川、津門川、明石川、別府川、香住谷川等
砂防関係事業	六甲山系等
港湾整備事業	姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、家島港、柴山港等
海岸整備事業	東播海岸、尼崎西宮芦屋港海岸、福良港海岸、淡路海岸等
下水道整備事業	武庫川流域下水道等
市街地整備事業	英賀保駅周辺土地区画整理、三田駅前Cブロック地区市街地再開発等
都市防災総合推進事業	姫路市（大津地区・糸引地区）
都市再生整備計画事業	姫路市キャストイ21イベントゾーン周辺地区、尼崎市阪神尼崎駅周辺地区等
暮らし・にぎわい再生事業	姫路市キャストイ21イベントゾーン周辺地区
公園整備事業	国営明石海峡公園、三木総合防災公園、有馬富士公園等
公営住宅整備事業	伊川谷住宅、明石舞子南住宅、姫路御着住宅 等

(2) 基幹的な交通インフラの整備

【内閣府、総務、国交】

主① 双眼型国土形成のための交通インフラ整備

- ・国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること
 - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
 - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
 - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備

主② 関西都市圏のミッシングリンクの解消

- ・大阪ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携強化による国際競争力の強化や国土のリダンダンシーの確保の観点から、以下の道路整備を推進し関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> ・早期整備に必要な予算確保・全線での早期着工 ・「みなと神戸」にふさわしい景観の創出 ・道路を活用した地域活性化に資する展望施設や休憩施設の整備 ・直轄道路事業費の地方負担分に対する地方財政（交付税）措置の拡充
名神湾岸連絡線	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業着手に向けた環境影響評価手続きの促進及び都市計画手続きへの協力
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> ・早期着手に向けた「計画段階評価完了」と「都市計画決定等に向けた検討促進」（第3回近畿地方小委員会の早期開催） ・早期完成に向けた国と県の役割分担による整備（播但連絡道路から東側を国、西側を県で整備） ・早期完成に向けた有料道路事業の導入検討 <ul style="list-style-type: none"> ○有料道路事業の料金徴収期間の延長 ○国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図るための検討 ・播但連絡道路接続部の早期整備に向けた検討
神戸西バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 ・専用道路部との同時開通に向けた一般道路部の着実な整備促進
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2(2020)年度中の確実な開通
東播磨道(北工区)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進に必要な予算確保
東播丹波連絡道路	
国道175号 西脇北バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・寺内～畑瀬ランプ(2019年度)の部分供用に続く早期全線供用
西脇市黒田庄町地区以北	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業着手に向けた調査促進

【各道路の進捗状況】

・大阪湾岸道路西伸部

国・阪神高速により調査設計、用地買収、工事等を実施中

・名神湾岸連絡線

平成29年1月、概略ルート・構造が決定（計画段階評価完了）。平成30年3月兵庫県幹線道路協議会において、2車線計画、周辺ネットワークとの接続（名神高速、神戸線大阪方向、湾岸線両方向、西宮浜出入路）等を合意。平成30年8月に環境影響評価手続き、平成31年3月に都市計画手続きに着手

・播磨臨海地域道路

平成30年7月5日に計画段階評価の第2回近畿地方小委員会が開催され、概略ルート・構造を検討する際の前提条件として、①臨海部産業地域からの良好なアクセスルート、②自動車専用道路、③多車線道路（4車線）を設定

・神戸西バイパス

平成30年5月に西日本高速道路(株)が有料道路事業に着手

・中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨新宮IC～山崎JCT(仮称)）

工事を実施中

・東播磨道(北工区)

設計、用地買収、工事を実施中

・東播丹波連絡道路

○国道175号 西脇北バイパス：用地買収、工事を実施中

令和元(2019)年度 部分開通予定（寺内ランプ～畑瀬ランプ）

○西脇市黒田庄町～丹波市氷上町：国により調査中

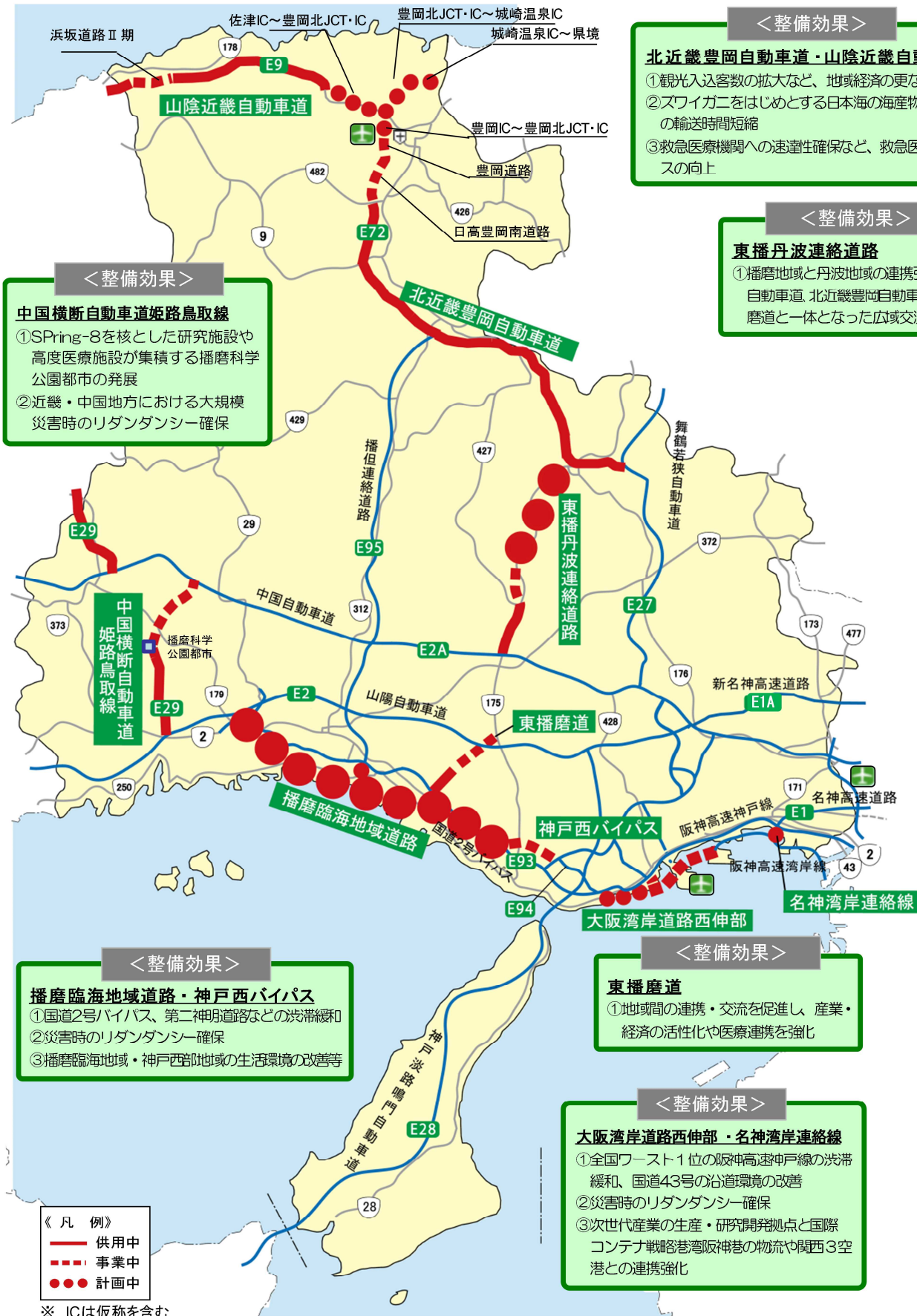
主③ 日本海国土軸のミッシングリンクの解消

- ・山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏形成による交流人口の拡大や国土のリダンダンシーの確保の観点から、日本海国土軸の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
山陰近畿自動車道	
浜坂道路Ⅱ期（居組IC～新温泉浜坂IC）	・事業推進に必要な予算確保
佐津IC～豊岡北JCT・IC	・早期事業化に向けた調査費の予算確保
豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC	・直轄による調査の実施
城崎温泉IC～府県境	・直轄権限代行による事業化
北近畿豊岡自動車道	
日高豊岡南道路（日高神鍋高原IC～豊岡南IC）	・令和2（2020）年度中の確実な供用
豊岡道路（豊岡南IC～豊岡IC）	・日高豊岡南道路に続く速やかな供用に向けた事業促進
豊岡IC～豊岡北JCT・IC	・令和2（2020）年度の事業着手

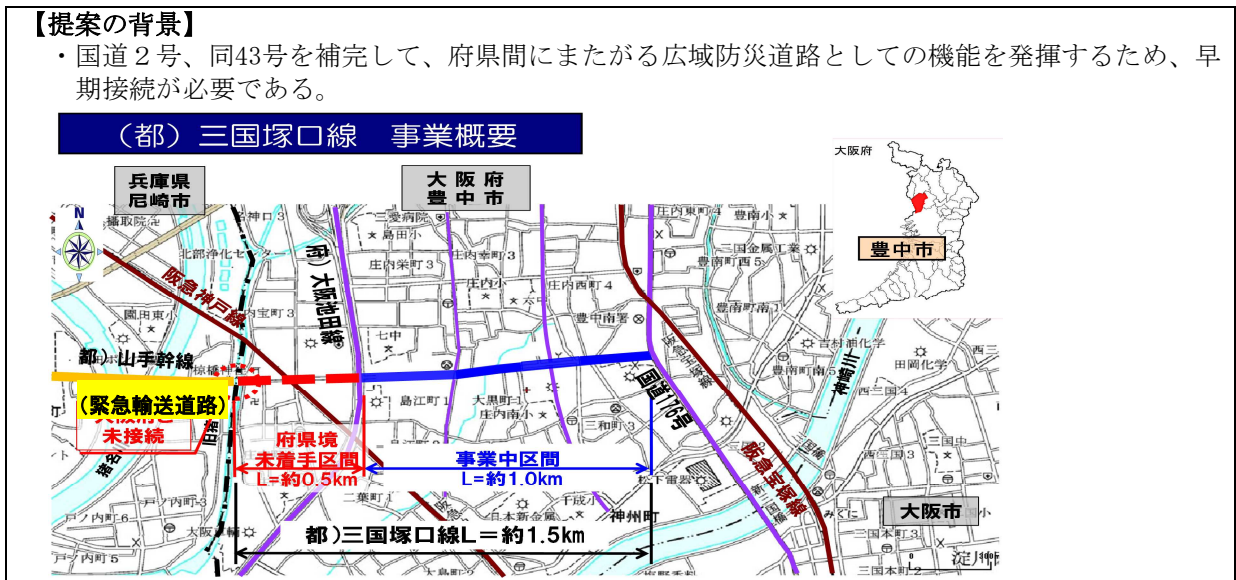
【各区間の進捗状況】

- **山陰近畿自動車道**（約120km、うち兵庫県内約51km）以下、西から順
 - ※日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯
 - ・東浜居組道路（東浜IC～居組IC：3.5km、うち県内1.9km）：供用済
 - ・浜坂道路Ⅱ期（居組IC～新温泉浜坂IC：7.6km）：早期の工事着手に向け、調査設計・用地取得を推進
 - ・浜坂道路（新温泉浜坂IC～余部IC：9.8km）：供用済
 - ・余部道路（余部IC～香住IC：5.3km）：供用済
 - ・香住道路（香住IC～佐津IC：6.2km）：供用済
 - ・佐津IC～県境（約20km）：県により調査中
 豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC間について、技術的な課題を整理するため、有識者等による技術検討会を設置
- **北近畿豊岡自動車道**（約70km）以下、南から順
 - ・春日和田山道路（春日IC～和田山IC：31.7km）：供用済
 - ・和田山八鹿道路（和田山IC～八鹿氷ノ山IC：13.7km）：供用済
 - ・八鹿日高道路（八鹿氷ノ山IC～日高神鍋高原IC：9.7km）：供用済
 - ・日高豊岡南道路（日高神鍋高原IC～豊岡南IC：6.1km）：工事中、令和2年度開通予定
 - ・豊岡道路（豊岡南IC～豊岡IC：2.0km）：設計、用地買収、工事を実施中
 - ・豊岡IC～豊岡北JCT・IC（5.1km）：国により調査中



④ 府県間にまたがる広域防災道路の早期接続

- ・都市計画道路山手幹線（平成22年度供用済）と接続する大阪府側の「三国塚口線」の早期供用に向け、更なる事業促進を支援すること



⑤ 高速道路の利活用の促進

ア スマートICの整備等の推進

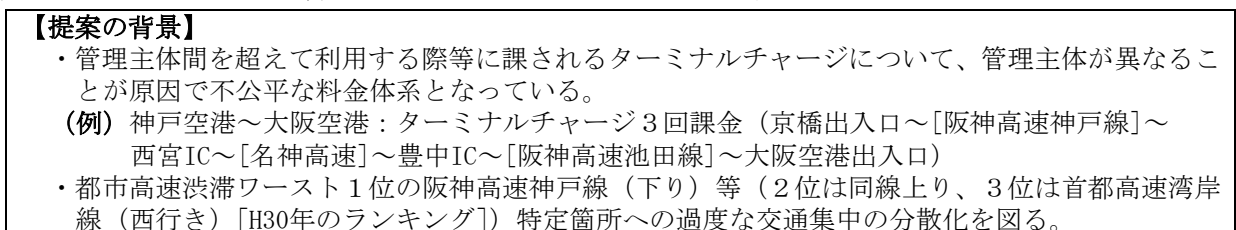
- ・既存の高速道路ネットワークの有効活用による高速道路の利便性向上や地域の活性化、物流の効率化を図るため、以下のスマートICの整備等の推進を支援すること
 - (仮称)三木スマートIC（山陽自動車道）
 - (仮称)淡路ハイウェイオアシススマートIC（神戸淡路鳴門自動車道）

[各スマートICの整備効果と進捗状況]

スマートIC名(仮称)	整備効果	進捗状況
三木スマートIC	市街地の渋滞緩和、地域活性化、工業団地へのアクセス改善	準備段階調査中
淡路ハイウェイオアシススマートIC	オアシス館・淡路SAの利用者数増加、淡路島北部の地域活性化	平成31年3月連結許可 (民間施設直結)

イ 近畿圏高速道路の料金体系の確立に向けた更なる充実

- ・近畿圏高速道路の料金体系について、ネットワークの整備に合わせて管理主体間を超えて継ぎ目のない「真のシームレスな料金体系」に見直すこと(例:1回の利用に対し1回のみ課金)
- ・「経路によらない同一料金」について、ネットワークの整備に合わせて大阪方面から神戸都心部への流入や神戸都心部の通過交通を迂回させる経路にも拡大を図ること



ウ 本州四国連絡道路の料金割引の格差解消

- ・本州四国連絡道路の料金割引について、段階的にでもNEXCOと同一とすること

【提案の背景】

・平成26年度から全国路線網に編入されたが、料金割引は未だNEXCOとの格差が解消されていない。

【平成26年度からの本四高速料金とNEXCO並割引料金試算額(ETC・普通車)】

(単位：円)

主なIC間	基本料金	休日割引		平日朝夕割引 (月10回以上利用の場合)	
		現行料金	NEXCO並(3割引) 試算額	現行料金	NEXCO並(5割引) 試算額
垂水～淡路	900	900	630	900	450
垂水～洲本	1,860	1,650	1,300	1,750	930
神戸西～鳴門	3,280	2,620	2,300	2,810	1,640

主⑥ 有料道路制度における建設債務の償還期限の延長

- ・有料道路制度を有効に活用するため、2050年9月30日までとされている建設債務の償還期限を延長すること

【提案の背景】

・道路公団の民営化時に建設債務の償還期限は2050年9月30日までとされており、今後、新設又は改築を行う高速道路(想定箇所：名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路)では建設債務を償還する期限が短くなり、制度を十分に活用できない。

⑦ 料金徴収期間の延長を含めた地方道路公社への支援

- ・地方道路公社における維持更新等のための料金徴収期間の延長を可能とすること

【提案の背景】

・料金割引などの利用促進策や新たに必要となる維持更新等に対応する必要がある。
・高速道路会社は、大規模更新・修繕のための料金徴収期間の延長(2050年→2065年)が可能。

※ 道路整備特別措置法の一部改正(平成26年6月4日公布)による

・一方、地方道路公社に関する規定がないため、延長ができない。

(地方道路公社の償還期間については国の有料道路整備資金貸付要領の中で、原則40年以内とされている)

主⑧ 国直轄事業で整備する特に重要な路線に対する地方財政措置の拡充

- ・大阪湾岸道路西伸部など高規格幹線道路と同等の機能を発揮する重要な路線のうち、国直轄事業で整備する路線の地方負担について、地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充(現行20%→45%)すること

【提案の背景】

- ・現行の高規格幹線道路網計画(昭和62年策定)は、全国約14,000kmで構成
- ・うち、三大都市圏で高規格幹線道路がネットワークしていないのは、名神高速道路の端末部のみ
- ・大阪湾岸道路西伸部(平成6年に地域高規格道路に指定)は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道をネットワークし、一体となって機能を発揮する重要な路線
- ・本来、高規格幹線道路とすべき路線であるため、直轄高規格幹線道路並の地方財政措置が必要

【高規格幹線道路及び地域高規格道路の概要】

区分	概要	県内の事業中路線
高規格幹線道路 (昭和62年～)	国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する道路(全国で約14,000km)	北近畿豊岡自動車道、 中国横断自動車道姫路鳥取線
地域高規格道路 (平成6年～)	高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路	大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、 山陰近畿自動車道(浜坂道路Ⅱ期)、東播磨道(北工区)、 東播丹波連絡道路(国道175号 西脇北バイパス)

※ 太字：国直轄事業または合併施行方式(国直轄事業+有料道路事業)

⑨ 大規模事業の個別補助事業化

- ・跨線橋や県境トンネル等、一定期間に多額の事業費を要する整備について、個別補助事業の対象として補助制度を拡充すること

【提案の背景】

・協定を締結して実施する鉄道立体交差部、府県境をまたぐトンネルなど、一定期間に多額の事業費を要する事業については、補助事業の採択要件を拡充し、交付金事業で実施している事業を、個別補助事業として実施することが必要である。

⑩ 踏切の安全対策の推進

ア 着実な安全対策の推進に向けた十分な財政支援

- ・道路管理者と鉄道事業者が行う踏切の安全対策に対する十分な財政措置を講じること

【本県の「踏切すっきり安心プラン」の概要】

平成30年度に新たな「踏切すっきり安心プラン（2019(H31)～2023(R5)年度）」を策定し、立体交差化や踏切部の歩道拡幅等の対策を計画的に推進している。

イ 危険な踏切の解消

- ・改正法による指定をいまだ受けていない危険な踏切について、速やかに指定を行い、危険な踏切の解消に向けた取組を促進すること

【提案の背景】

- ・国土交通省において、緊急対策踏切（緊急に対策の検討が必要な踏切（県内71箇所））の中から、順次指定しており、現在、県内では、61箇所が指定されている。
- ・法指定を受けると、令和2年度までに改良を行うか、踏切道の改良に要する期間等を定めた地方踏切道改良計画に従って改良を行うことが義務付けられる。

⑪ 無電柱化の推進

- ・無電柱化の取組が計画的かつ円滑に進むよう、道路管理者及び電線管理者への支援措置等を充実すること

【提案の背景】

- ・近年の災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加など、無電柱化をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、「無電柱化の推進に関する法律」が施行（H28.12）された。
- ・国は、法律に基づき、「無電柱化推進計画」を策定（H30.4）し、それを受け、県も計画を策定（H31.3）して無電柱化を推進している。
- ・道路管理者が行う無電柱化整備を計画的に実施するため、交付金等の確実な予算確保が必要であるとともに、電線管理者が自ら無電柱化を行う場合の補助がないため、電線管理者が行う事業への補助の導入を求める。

⑫ 重要物流道路の指定

- ・重要物流道路の指定を推進し、県内の基幹道路ネットワークの機能強化と整備加速を図ること

【提案の背景】

- ・重要物流道路に指定される既存道路については、国際海上コンテナ車(40ft背高)の円滑な交通を確保するため、機能強化が必要である。
- ・重要物流道路に指定される事業中・計画中の道路については、ネットワーク効果を早期に発現させるため、重点整備が必要である。

(3) 人と物の新たな流れを生み出す空港の整備

【国交】

主① 関西3空港一体運営の効果を高める施策の推進

- 新**本年5月に関西3空港懇談会で取りまとめられた内容について、速やかに実現できるよう支援するとともに、3空港がそれぞれの潜在能力を最大限発揮し、一層活用されるよう取り組むこと

【提案の背景】

○関西3空港の最大活用

- ・関西3空港の発着回数は、伊丹及び神戸が合意された上限に達するとともに、関空も環境アセスによる容量の上限値に近づきつつある。
- ・インバウンド等による航空需要の更なる拡大が見込まれる中、この需要を取り込み、関西経済を発展させていくためには、各空港それぞれのポテンシャルを十分発揮するための規制の見直しが必要である。
- ・関西3空港懇談会(令和元年5月)において、今後の取組を取りまとめ、今後、取りまとめ内容を速やかに実現することが必要

[関西3空港懇談会取りまとめ(R1.5)(概要)]

(2021年頃までの短期の視点に立った取組)

- ・ 関西空港：災害対応力の抜本的強化、国際拠点空港としての一層の機能強化
- ・ 伊丹空港：ターミナル改修等による機能強化・利便性向上
- ・ 神戸空港：国内線発着枠、運用時間の段階的拡大
(当面、最大発着回数60回→80回/日、運用時間を22時→23時まで延長)
空港アクセス強化の検討、プライベートジェットの受入推進
- ・ 全体：3空港の災害対応力向上、発災時の3空港相互支援体制などの整備

(2025年頃までの中期の視点に立った取組)

- ・ 関西空港：旅客処理能力の拡大継続、環境影響調査の検証、将来需要に応じた発着容量の拡張可能性に関する検討、国際拠点空港としての競争力強化と需要拡大
- ・ 神戸空港：国際化を含む空港機能のあり方の検討

(上記以外の課題)

- ・ 伊丹空港
 - 存続協定を尊重し、地元関係者と対話しながら取組みを進めることが重要
 - 運用時間外の発着便や代替着陸便等については、定時運航率向上などに取組み、周辺環境改善への努力と利用者利便の向上を図る。
 - 上記の課題解決を図った上で、存続協定や国の経営統合方針、地元の意向、短中期の取組等を踏まえ、また、将来の大幅な需要変動を見据えて、国際便の就航可能性を含めた今後のあり方について、状況に応じて議論

(その他の取組)

ワールドマスターズゲームズ2021関西など、国際イベントの臨時的対応は、懇談会でその時々議論

[関西3空港の発着回数の上限等]

関西	伊丹	神戸
上限：23万回	上限370回/日	上限：60回/日
実績：19万回 (H30年度)	実績370回/日 (R1.5月代替)	実績：60回/日 (R1.5月代替)

[国際チャーター便の種類]

伊丹空港、神戸空港は、チャーター便数の99%を占める包括旅行チャーターや、アフィニティチャーターの運航が認められていない。

種類	概要	割合(H30)
包括旅行チャーター	旅行会社がツアーのため、航空機を貸し切る形態	99.4%
アフィニティチャーター	旅行会社以外の団体・法人等が、その構成員のために航空機を貸し切る形態	0.1%
オウユースチャーター	法人や個人が自らの利用のために料金を全額負担し、航空機を貸し切る形態	0.5%

ア 神戸空港の最大活用の推進

i) 運用制限の緩和

新本年5月に関西3空港懇談会で合意した、発着枠拡大、運用時間延長（当面、最大発着回数60回→80回/日、運用時間22時⇒23時まで）を早期に実現すること。

- ・ 発着枠、運用時間を更に拡大すること
- ・ 全ての国際チャーター便の運航を認めること

ii) CIQ体制の充実

- ・ 国際ビジネスジェット・チャーター便の利用促進のためCIQ体制を充実すること
 - 受入時間の延長
 - フライトプラン届出期間の緩和
 - 人員体制の拡充 等

イ 伊丹空港の最大活用の推進

i) 運用制限の緩和

- ・ 全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・ 国内長距離便枠（1日35.5回）を拡大すること

ii) 国の責任による安全・環境対策事業の適正実施

- ・国と地元との確認書を踏まえ、関西エアポート株式会社及び新関西国際空港株式会社による安全・環境対策が適正に実施されるよう、国が責任を果たすこと

【提案の背景】

- ・コンセッションの実施契約書において、関西エアポート(株)には国と地元自治体等との存続協定等の合意の趣旨に則り、引き続き騒音影響に配慮した空港運営を行うことが義務づけられているが、国の責任の下、安全・環境対策が確実に実施される必要がある。

[大阪空港の存続及び今後の運用等に関する協定 (H2. 12) 抜粋]

- ・空港周辺の関係地方公共団体等の理解と協力を得るため、今後とも環境基準の達成に向け不断の努力を尽くすとともに運航上の安全の確保・向上に最大の配慮を払うものとする。

ウ 空港間アクセスの強化

- ・3空港間のアクセス時間短縮に資する大阪湾岸道路西伸部及び名神湾岸連絡線を早期に整備すること

【大阪湾岸道路西伸部及び名神湾岸連絡線の進捗状況】

(1) 大阪湾岸道路西伸部(神戸市東灘区～垂水区L=約21km)

- ◇六甲アイランド北～駒栄(L=14.5km)
- ・六甲アイランドや駒栄地区などで工事に着手されるなど、着実に事業が推進(調査・設計は継続)

(2) 名神湾岸連絡線(西宮市L=約3km)

- ・平成30年8月に環境影響評価手続き、平成31年3月に都市計画手続きに着手



② コウノトリ但馬空港の利便性向上

主ア 但馬ー羽田直行便の実現

全国でも首都圏との時間距離が長い地域の1つである但馬と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬ー羽田直行便の実現に向け、下記の措置を講じること

i) 政策コンテストの継続・拡充

- ・羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、更なる拡充を図ること

ii) 航空会社への働きかけ

- ・プロペラ機枠の創設を前提に、航空会社へ但馬ー羽田直行便の運航に向けた働きかけを行うこと

【提案の背景】

- ・国の総合交通分析システム(NITAS)を用いた本県の分析では、但馬地域は本州134生活圏のうち、東京都庁から地方都市役場までの時間距離が最も遠い18地域の一つである。
- ・但馬地域の活性化のためには但馬ー羽田の航空路線が不可欠であるが、発着枠は一杯の状況が続いており、小型機しか就航できない但馬空港の路線開設の可能性は政策枠しかない。
- ・現在、政策枠を獲得している路線は、いずれもジェット機かつ増便であることから、地方路線の維持・充実には、プロペラ機に特化した枠の創設が必要である。

[羽田発着枠政策コンテストの概要]	
選定空港	山形、鳥取、石見（いずれもR2.3まで）
選定経過	増便を希望する地域とパートナーたる航空会社の今後の取組について、有識者懇談会（H25.11）による評価を実施し、優秀と考えられた3路線（羽田-山形、鳥取、石見）に1枠ずつ配分
期間延長	<ul style="list-style-type: none"> ・H26夏ダイヤからH27冬ダイヤまでの2年間の取組とされていたが、有識者懇談会（H27.12）の評価を踏まえて延長（H28年夏ダイヤから山形3年、鳥取、石見2年） ・H29冬ダイヤで枠使用が終わる鳥取・石見について、取組効果の検証がH29.9に実施され、H30夏ダイヤから2年間再延長決定（H29.10） ・H30冬ダイヤで枠使用が終わる山形について、取組効果の検証がH30.9に実施され、H31夏ダイヤから1年間再延長決定（H30.10）

ウ 地域航空路線維持のための税制措置の拡充

- ・国内航空機に対する固定資産税の特例措置（課税標準が最初の5年間1/4又は2/5に軽減）を拡大すること

【提案の背景】
<ul style="list-style-type: none"> ・但馬-伊丹路線の運航機材の経年化を踏まえ、H30年度に、新型機材（ATR42-600）に更新した。採算性の厳しい但馬-伊丹路線の維持を図るため、更なる税制措置の拡充が必要。 ※H30年度の利用実績42,220人（対前年度：+10,253人）

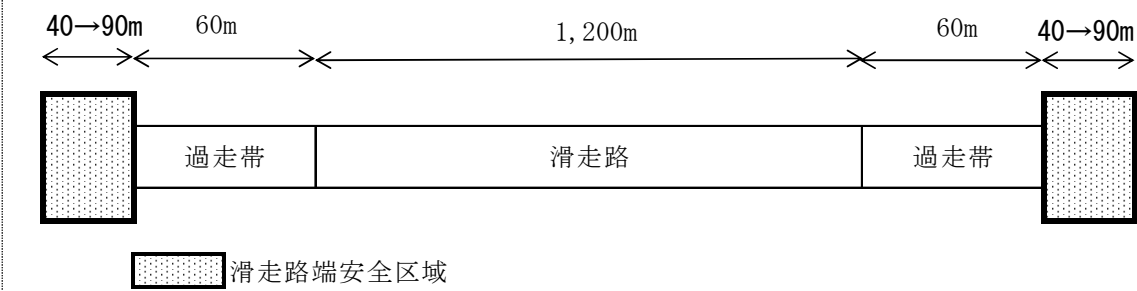
主③ 空港整備事業の補助制度の拡充

- ・空港ターミナルビルや格納庫等の老朽化対策について、空港整備事業の補助対象とすること

新滑走路端安全区域（RESA）対応工事の国庫補助率の引き上げ及び必要な予算を確保すること

【提案の背景】	
趣旨	地方公共団体の設置・管理するコミューター空港において、一般の公衆の利用に供する目的で以下の工事に対し補助を行う。
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン又は照明施設の新設又は改良工事 ・航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とする空港用地の造成又は整備 ・排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は気象観測施設の新設又は改良
補助率	40%（コミューター空港）、50%（地方管理空港）

<但馬空港のRESA> 現状：両端とも40m → 改正後：2027年3月までに、両端とも90m



(4) 経済と産業を支える港湾の整備

【国交】

① 西日本の産業と国際物流を支える阪神港等のインフラ整備の推進

ア 基幹施設整備への国費の集中投資

- ・基幹施設整備に国費を集中投資すること(神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港)

【提案の背景】

- ・基幹航路(神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港)の維持・拡大のため、係留、外郭施設などの港湾施設整備を図り、産業の活性化を図る。

イ 荷役機械整備等に対する補助制度の拡充

- ・集貨機能の強化を図る荷役機械の整備、修繕更新に対する補助制度を拡充すること(姫路港、東播磨港等)

【国制度の問題点】

- ・港湾機能高度化施設事業費補助では、国際戦略港湾との間に年間5,000TEU以上の国際フィーダー輸送が見込まれる港湾に限り荷役機械の整備や修繕更新に対する補助が認められるが、姫路港、東播磨港では5,000TEUを下回っているため、補助対象にならない。(H29年度実績：姫路港0TEU、東播磨港4,680TEU)

【「港湾機能高度化施設事業費補助」の概要】

コンテナ物流円滑化共同利用施設の整備など港湾機能の高度化を図るために行う施設の整備に係る事業のうち、国土交通大臣が補助する必要があると認めるもの。(補助率：1/3)

② 姫路港の活性化

ア 港湾施設の整備促進

- ・広畑地区公共ふ頭と臨港道路広畑線(4車化)の事業着手を図ること
- ・臨港道路網干沖線の早期事業化を図ること

【提案の背景】

- ・広畑地区では民間の土地売却が進み、今後の更なる港湾利用が予定されている。
- ・船舶の大型化に対応した公共ふ頭整備と、網干地区と広畑地区の物流機能強化につながる臨港道路の整備によって、姫路港の更なる活性化を図る。

【港湾施設の整備による効果】

広畑地区公共ふ頭	分断されたふ頭用地の改善及びふ頭全体の利便性向上
臨港道路広畑線(4車化)	工場や物流施設等の立地促進及び網干・広畑地区間の物流円滑化
臨港道路網干沖線	

イ 快適な利用空間創出に対する支援

- ・旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出など、快適な利用空間創出に対して支援すること

【提案の背景】

- ・姫路の海の玄関口としての魅力向上を図るため、姫路港において旅客ターミナルエリアのリニューアルに取り組んでいる。現行ではターミナル周辺のロータリーや駐輪場整備等、快適な利用空間創出における調査設計及び整備に対する国からの補助等の支援がない。

【姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアルの状況】

平成30年3月に姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画に基づき、旅客船事業者や貨物事業者等と調整しながら旅客ターミナルエリアの整備を進めていく。

③ 競合する内航航路の維持に向けた支援

- ・内航航路について、危機管理の観点からも、安定的経営に向け、国の責任による支援を行うこと

⑤ 地域鉄道等に対する支援の充実

【国交】

① 地域鉄道事業者等の運営経費への支援制度の創設

- ・神戸電鉄粟生線など移動手段として維持すべき地域鉄道の赤字路線の運営を支援する制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・従前の国補助事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）は、施設整備が主となっている。
- ・赤字路線を運営する地域鉄道は、経営基盤が脆弱であり、経営悪化が直ちに利便性低下を招くことから、経営安定化に向け一定の支援が必要であるため、施設整備以外の用途にも使える制度を創設することが必要である。

② 地域鉄道の輸送設備等の整備に対する支援の拡充

ア 車両等の更新・修繕・検査に対する予算の確保

- ・神戸電鉄、北条鉄道及び北近畿タンゴ鉄道の車両等の更新・修繕・検査に対する補助事業の予算を十分に確保すること

【補助事業の概要】

区 分	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業
概 要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備の更新・修繕・検査を支援	訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性向上の促進を図るため、地域鉄道事業者が行う鉄軌道車両設備の更新・修繕・検査を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう 等	車両設備

イ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の対象拡充

- ・駅舎改良やパーク&ライド駐車場・駐輪場等の整備などに活用できるよう、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象を拡充すること

【「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要】

概 要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう 等

ウ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助率引上げ

- ・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に対する国庫補助率を引き上げる（1/3→1/2）とともに、予算を十分に確保すること

【国制度の問題点】

- ・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の国庫補助率は原則1/3であり、他の補助事業（道路、河川等）の補助率（1/2）と比較して低くなっている。近年の激甚化する豪雨対策から鉄道施設を守り、鉄道インフラの強靱化を進めるためにも、国庫補助率の引上げと予算確保が必要である。

【「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要】

概 要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう 等
国庫補助率	1/3（鉄道事業再構築事業で財政力指数が0.46未満の地方公共団体が支援する場合 1/2）

エ 鉄道事業再構築事業の財政力指数要件の撤廃

- ・「鉄道事業再構築事業」における国庫補助率引上げに必要な財政力指数要件（財政力指数0.46未満に限る）を撤廃した上で、国庫補助率を一律1/2に引き上げること

【国制度の問題点】

- ・財政力指数が0.46未満の地方公共団体が支援する場合、国は1/2を補助しているが、財政力指数が0.46以上の場合、国は1/3の補助にとどまっている。（京都丹後鉄道宮津線において、豊岡市・宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の財政力指数は0.46未満であり、国庫補助率が1/2である。しかし、兵庫県・京都府・舞鶴市の財政力指数は0.46以上であるため、国庫補助率が1/3となる。）

【「鉄道事業再構築事業」の概要】

継続が困難となるおそれのある鉄道事業を対象として、地方公共団体と鉄道事業者が共同して、上下分離等の事業構造の変更に係る鉄道事業再構築実施計画を作成して実施する場合に、国庫補助率の嵩上げや予算の重点的配分等の措置を行う。

③ 地域鉄道以外の鉄道事業者が行う輸送設備等の整備に対する予算確保

- ・地域鉄道に優先配分される「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」について、地域鉄道ではない北神急行電鉄でも十分に活用できるだけの予算を確保すること

【「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要】

概要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう等

④ JR鉄軌道等の整備・利用促進に対する支援の充実

ア 車両、鉄軌道等整備への支援制度の創設

- ・在来線の高速化など鉄軌道等の整備を行う鉄道事業者への支援制度を創設すること
 - 山陰本線（城崎温泉駅以西）、播但線（寺前駅以北）等

【提案の背景】

・JR西日本に対する高速化などへの補助制度がなく、採算性の乏しい地方路線で整備が遅れている。

【「幹線鉄道等活性化事業費補助」の概要】

概要	在来の幹線鉄道を高速化するための鉄道費用整備に要する経費
補助対象	第3セクター等

イ 地方負担に対する起債・地方交付税措置の拡充

- ・国庫補助制度を活用できない鉄軌道等の整備に対する地方負担への起債措置、地方交付税措置を拡大すること

【国制度の問題点】

・一般事業債（一般分）については、地方公共団体が行う地域鉄道への投資のみが対象(地域鉄道対策事業 充当率100%、交付税措置30%)となっている。

ウ 利用促進施策に対する支援制度の創設

- ・地元が実施する鉄軌道等整備に向けた利用促進施策に対する支援制度を創設すること

【国制度の問題点】

・パーク＆ライド駐車場整備などの利用促進に対する国庫補助制度がない。

⑤ 鉄道施設の災害復旧に対する支援の拡充

- ・鉄道災害復旧事業に対する国庫補助率（現行1/4）を引き上げること

【国制度の問題点】

- ・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業(地域鉄道事業者が行う落石等防止設備など安全性の向上に資する設備整備に対する支援)の国庫補助率(原則1/3)と比較して、緊急性の高い災害復旧事業の国庫補助率の方が低い。
- ・公共土木施設災害復旧事業における国庫補助率（2/3）と比較しても国庫補助率が低い。

【経緯】

- ・鉄道施設は道路・河川等公共土木施設と同様に公共性の高い施設であるが、補助制度設立当初（S33）、民間が所有する鉄道施設については民間の資力で復旧すべきという考えのもと、自らの資力で復旧が困難な事業者に限り、復旧費の一部(当時1/5)を補助する制度として創設された。
- ・なお、H3年の法改正で補助率1/5→1/4に引き上げられ、H30年の法改正で補助率原則1/4、最大1/3（上下分離等の実施により国土交通大臣が認めた場合）に変更となっている。

(6) 社会資本整備を進める各種制度の推進

【法務、総務、財務、国交、農水】

① 自動運転の実現に向けた環境整備

- ・自動運転によるコミュニティバス等の導入に向けて交通関連法規を見直すこと
- ・路車連携による社会実験に必要な白線の引き直し、GPSの埋込等への支援を行うこと

【提案の背景】

- ・自動運転によるコミュニティバス等の運行は、高齢者等の交通弱者の新たな移動手段、公共交通のサービスレベルが低い地域における将来の移動手段の一つとして有効な取組である。
- ・線形の悪い中山間地の道路における安全性強化に資するなど有効な取組となる路車連携の社会実験を推進していく必要がある。

【見直す必要がある交通関連法規の例】

道路交通法で運転者に課される義務が自動運転になった場合の考え方
(例：前方注意の義務、事故時の救護義務など)

【自動運転に係る制度大綱】

- ・H30. 3. 30 政府の未来投資会議でとりまとめられ、以下のことが盛り込まれた。
 - 安全性要件等のガイドラインの今夏までの策定
 - 交通ルールに関する国際的な議論等を踏まえた速やかな国内法整備 など

【本県の自動運転の実証実験の実施状況】

実施エリア	実施時期	内 容
神戸市北区筑紫が丘	H29. 11. 7～12. 24	ラストマイル自動運転移動サービス実証実験
淡路市夢舞台	H30. 3. 3～6	自動走行実証実験
播磨科学公園都市	H30. 5. 20～23	自動運転EVバスの実証実験
三木市緑が丘青山地区	H31. 2. 16～22	ニュータウンにおける自動運転移動サービス実証実験

② 所有者不明土地に対する抜本的な対策の検討

- ・相続登記等がされておらず直ちに土地所有者情報の把握が困難な場合があることから、相続登記を義務化するとともに、登記簿と戸籍などの情報を一元化するなど土地所有者情報を円滑に把握できる仕組みを検討すること
- ・土地を手放すことができる仕組みの検討に当たっては、土地所有権の帰属先と管理の在り方について県・市町等の意見を十分踏まえること

新土地基本法の改正にあたっては、土地の管理や利用に関する土地所有者の責務等を明示すること

【所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針】

- ・H30. 6. 1 関係閣僚会議において、以下の内容を盛り込んだ基本方針を決定。
 - 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行
 - 登記制度・土地所有権等の在り方、相続登記の促進、土地基本法等の見直し など

【H29年度地籍調査実施状況（平成29年度地籍調査実施面積等調書より）】

調査筆数 A	不明筆数 B	率 B/A	備考
31, 530	7, 315	23. 2%	不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地

③ 地籍調査事業の予算確保

- ・地籍調査事業の予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- ・国直轄事業で整備した「北近畿豊岡自動車道」では、道路事業に先行して地籍調査を実施したことにより、用地取得に要した期間が通常の概ね1/3に短縮されるなど、社会基盤整備等の事業期間が大幅に短縮される。
- ・東日本震災の被災地で、地籍調査実施の有無が復旧・復興のスピードに大きく影響することなど、今後想定される大災害発生時における円滑な復旧・復興に大きく寄与する。

【令和2年度本県地籍調査事業計画】

(単位：百万円)

区分	実施主体	所要額（国費）
地籍調査費負担金	神戸市ほか28市町、1組合	506
社会資本整備総合交付金	播磨町ほか5市	73
防災・安全社会資本総合整備交付金	西脇市ほか13市町、2組合	742
合 計	神戸市ほか34市町、2組合	1, 321

(7) 社会資本の老朽化対策の推進

【総務、国交、警察】

① 社会基盤施設の老朽化対策の充実

主ア 老朽化対策の予算確保

- ・ 橋梁、排水機場、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 10箇年計画の全体事業費2,187億円のうちR3年度以降残事業費約1,495億円、現計画終了後のR11年度以降も250億円/年が必要

[ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画] 計画期間：H31(2019)～R10(2028)年度

施設	実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費	
①橋梁	705橋	389億円	⑫ダム施設	21箇所	64億円	
②舗装	950km	120億円	⑬防潮堤	19.0km	50億円	
③トンネル	覆工	41億円	⑭岸壁等係留施設	23施設	61億円	
	設備		⑮防波堤等外郭施設	9施設	23億円	
④アンダーパス	6箇所	4億円	⑯砂防設備	141箇所	16億円	
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	20億円	⑰地すべり防止施設	16箇所	1億円
	組立歩道	5.6km	5億円	⑱急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)	5,130箇所	33億円	⑲下水道施設	8処理場	570億円	
⑦道路法面施設	400箇所	20億円	⑳公園施設	13公園	52億円	
⑧排水機場	51箇所	363億円	㉑滑走路	53,600m ²	5億円	
⑨水門・堰	57箇所	82億円	㉒その他施設	1式	190億円	
⑩樋門・陸閘	146箇所	10億円	計		約2,187億円	
⑪矢板護岸	8.8km	64億円				

イ 下水道施設の国庫補助制度の堅持及び予算枠の更なる拡大

- ・ 老朽化対策の国庫補助制度を堅持すること
- ・ 予算枠を更に拡大すること

【提案の背景】

- ・ 下水道施設は耐用年数の短い機械、電気設備が多く、今後、更新時期が集中し、機能停止に陥る恐れがある。
- ・ 財政制度等審議会において、今後の下水道事業は「未普及対策と雨水対策に重点化」との議論がなされ、老朽化施設の改築更新等に対する補助が削減されることが懸念されるが、下水道は汚水処理だけでなく公共用水域の水質保全や浸水防除を受け持つ極めて公共性の高い社会資本である。

【「流域下水道事業」関連交付金の概要】

概要	施設の設置又は改築に関する事業
交付対象	終末処理場(国費率2/3)、ポンプ場、管渠(国費率1/2)

ウ 定期点検、小規模な修繕・更新工事等の補助対象化

- ・ 交付金事業を以下の工事等でも活用できるようにすること
 - 社会基盤施設の定期点検
 - 修繕・更新計画策定
 - 小規模な修繕・更新工事

【提案の背景】

- ・ 社会基盤施設を将来にわたり安全に使用するためには、定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新工事が欠かすことができないが、地方単独事業では十分な対応が困難である。
- ・ 地方港湾に存在する事業規模の小さい港湾施設も、計画的に老朽化対策を進めていく必要がある。

【地方単独事業で実施している社会基盤施設の修繕・更新】

《港湾施設》岸壁・防波堤等で総事業費が2億円未満の修繕・更新

《河川管理施設》矢板護岸の修繕・更新、排水機場等の非致命的機器(遠隔監視操作制御設備等)の修繕・更新等

主② 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大

- ・個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や社会基盤施設である空港施設を対象とすること
- ・対象となっている市町村本庁舎に加え、県本庁舎の建替事業を対象とすること
- ・令和3(2021)年度までとされている制度の恒久化を図ること

【提案の背景】			
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度から対象となった橋梁、地すべり防止施設、都市公園施設等と同様に必要な社会基盤である警察施設等の公用施設や空港施設は対象外となっている。 ・発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること 			
【公共施設等適正管理推進事業債の概要】			
		対象事業	充当率
長寿命化事業	公共用施設	施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業	90%
	社会基盤施設	所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、都市公園施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、林道、農道、地すべり防止施設)	
	市町村役場機能緊急保全事業	新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建替え等	交付税措置率
			財政力に応じて30～50%
			交付税措置対象分(75%)の30%

③ 公共施設等の老朽化対策の充実

- ・公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還や公共施設等の老朽化に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など財政措置を更に充実すること

【提案の背景】	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等適正管理事業債(除却事業)については、交付税算入のない資金手当債である。 ・個別施設の老朽化度合いを把握するためには調査・点検等を実施する必要があるが、これらに要する経費に対しては何ら交付税措置がない。 	

④ 交通安全施設の老朽化対策の充実

- ・信号機をはじめとする交通安全施設の老朽化対策の予算を十分に確保すること

【提案の背景】	
<ul style="list-style-type: none"> ・交通の安全と円滑を確保するため、重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。 ・特に、信号制御機については、老朽化率が平成29年度末時点で全国ワースト1位(平成30年度末は未公表)となっており、突然の機能停止等に陥るおそれがあり、早急に老朽化対策を講じる必要があるため。 	

【老朽化した交通安全施設数(平成30年度末時点)】 ※老朽化更新基準：信号制御機(19年)、信号柱(40年)			
区分	信号制御機	信号柱	
総数	7,231	35,243	
老朽化数	2,749	6,980	
割合	38.0%	19.8%	

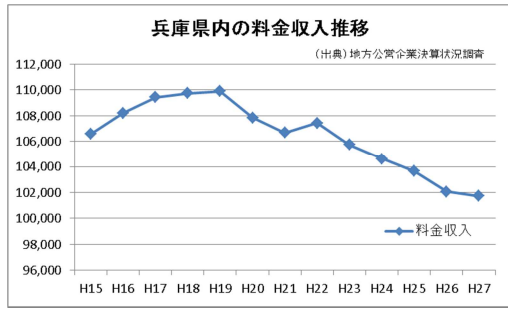
⑤ 水道事業への財政支援の拡充等

ア 将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置

i) 中長期課題に対応する取組への財政支援

- ・人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと

[料金収入の推移]



- ・水道事業は、原則、料金収入のみで給水原価を回収することが前提とされており、今後、人口減少による水需要の減少により、各事業体の料金収入は大きく減少することが想定される。
 - ・特に小規模事業体(県内134事業体中123)は、将来にわたる経営維持に大きな支障が生じる懸念がある。
 - ・現行の財政支援制度は、耐震化など、現状の課題に対応するものしか措置されていないことから、水需要の減少等中長期の課題にも対応できるよう新たな財政支援制度を創設する必要がある。
- ※ 小規模事業体とは：給水人口 10 万人未満の事業体（簡易水道事業含む）

ii) 繰出基準の拡充

- ・水道事業に対する繰出し基準を拡充した上で財源措置を設けること

【国制度の問題点】

- ・水道事業への一般会計繰出金に対する財政措置の対象が極めて限定されており、簡易水道の上水道への統合の進展により、今後、更なる切り下げが行われる予定である。
 - ・人口減少社会においては、個々の事業体の努力だけでは経営を維持することが困難な地域が増加することから、地域の実情に応じた財政措置が行われるよう対象を拡大する必要がある。
- ※ 一般会計繰出金とは：地方財政措置の対象となる一般会計等が負担する経費

[建設改良に要する経費への財政措置]

上水道事業	なし
簡易水道統合後の上水道事業（国庫補助対象事業）	地方負担の25%
簡易水道事業	地方負担の55%

イ 当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正

i) 国庫補助・交付金制度の拡充

- ・生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金の必要な予算枠を確保し、補助率を引き上げること（1/4～1/2 → 一律1/2）
- ・上水道に統合された旧簡易水道区域の建設改良費も事業の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・市町の財政力、資本費等により補助率が設定されているが、施設のダウンサイジングや建設投資の縮減など経営努力に取り組んだ結果、資本費が低減すると補助率が低くなるため、必要額が措置されない状況となっている。
- ・補助率が下水道と比べ低いことから（下水道では1/2～2/3）、財政基盤の弱い事業者においては、耐震化等、必要な整備が進まない状況となっている。
- ・国の施策により、簡易水道の上水道への統合が進んでいるが、山間部等、地形的な理由により、施設の統廃合等を伴わないソフト統合（経営・会計の一元化）とならざるを得ない団体が多い（13団体中10団体）ため、建設改良費は統合前から比較して縮小されていない。
- ・一方で、補助金等の財政支援は上水道として措置されることとなるため、簡易水道と比較して事業が限定され、事業実態に応じた財政措置がなされていない状況となっている。

ii) 過疎・辺地対策事業債の対象事業の拡充

- ・旧簡易水道区域を含む上水道を過疎・辺地対策事業債の対象事業に追加すること

【国制度の問題点】

- ・現行制度では、上水道は過疎・辺地対策事業債の対象となっておらず、上水道に統合された旧簡易水道同様に対象とならない。
- ・旧簡易水道区域を含む不採算な条件のもとでの経営を余儀なくされる上水道が増加していることから、上水道に統合された旧簡易水道に対しても適切な財政措置が不可欠である。

[簡易水道の上水道への統合の状況]

時 期	団体数（認可事業数）
平成19年3月末	14団体（128事業）
平成29年3月末	3団体（28事業）
平成29年4月1日以降	1団体（6事業）

[過疎・辺地対策事業債の対象事業]

区 分	過疎・辺地対策事業債の対象
上水道事業	対象外
上水道に統合された簡易水道事業	対象外
簡易水道事業	対 象

iii) AIやIoTなどの新技術活用への財政支援

- ・ AI やIoTを活用した施設の自動化や遠隔操作等の先端技術の導入を支援する国のモデル事業の成果を踏まえ、早期に本格実施すること
- ・ 広域化が困難な地域においても同様の事業が実施できるよう採択要件を設定すること

【国制度の問題点】

- ・ 小規模事業者や地理的に隔絶された集落を抱える事業者に対しては、IoTやAI等を活用した施設運転の自動化や遠隔操作等による事業効率化が有効な対応方策となる。
- ・ モデル事業では、地域条件により広域化が困難な事業体は先端技術を活用した設備の導入のみが対象となり、設備とあわせて整備する取水・導水施設等の施設は補助対象とならない。

【国の制度】

- 広域的な水道施設の整備と合わせて実施するIoT 技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業
(対象施設)・先端技術を活用した設備
・先端技術を活用した設備と合わせて整備する施設(取水・導水・浄水・送水・配水施設)
- IoT 技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業
(対象施設)・先端技術を活用した設備

iv) 施設基準の緩和と地方裁量の拡大

- ・ 全国一律に適用される施設基準の検証を進め、水道事業者の経営状況に配慮した基準の緩和と地域の実情に応じて基準を運用できるよう地方の裁量を拡大すること

【国制度の問題点】

- ・ 水道事業の運営には、その施設規模や原水水質*等に関わらず、水道法に定める施設基準、水質基準、人的基準等、全国一律に適用されている。(※原水水質:一般細菌数、重金属類、pH、色度、濁度等)
- ・ 水道事業者の経営状況に差がある中、基準に適合させるための施設整備が大きな負担である。
- ・ 新たな知見や新技術を考慮し、必要性・合理性を検証の上、制度を見直す必要がある。

ウ 水道事業の広域連携への財政支援

i) 広域化のための財政支援の拡充及び要件緩和

- ・ 事業統合等による広域化事業に加え、施設の共同利用など、事業統合等を伴わない広域連携を行った場合も交付金等の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 本県では、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、本県の地理的条件や地域ごとに抱える課題が異なるという特性から、事業統合等を伴わない広域連携を対応方策の一つとして進めることとしている。
- ・ 施設の共有化や共同利用は施設の集約にもつながり、事業統合等と同様にコストの削減に資することから、広域連携を進めるための支援が必要である。

[生活基盤施設耐震化等交付金(水道事業運営基盤強化等推進事業等)]

現 行	課 題	提案する対象の拡大
市町域を越えた3事業以上の統合・経営の一体化	事業統合や経営の一体化及び3以上の事業間の調整は、地理的条件、水道料金の格差等により困難であり、事業統合等を伴わない広域連携の推進に支障をきたす。	事業統合等を伴わない2事業間の水源の共有化、施設の共同利用、施設の統廃合(集約化)のための整備も対象化

ii) 専門人材派遣・人材育成に対する支援

- ・ 業務ノウハウを有する専門職員を確保・育成するための広域連携の取組に対して財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・各事業体における定数削減、団塊世代の退職などにより、県内の水道事業に従事する職員数が大きく減少するとともに、職員の高齢化も進んでいることから、業務ノウハウを有する専門職員を確保・育成するための広域的な支援の仕組みをつくる必要がある。

【想定する経費】

- ・県が水道事業OB・OGや水道事業に精通した者等を雇用して市町へ助言等を行う経費
- ・県が外郭団体や水道事業に精通した公認会計士等へ委託して市町へ助言等を行う経費
- ・市町が県関係団体、基金等に出資する経費

iii) 市町が行う共同発注・共同委託・共同購入等への財政支援の拡充

- ・広域化を促進するためのシステム共同化等事業の経費に対する支援を拡大すること

【国制度の問題点】

- ・地域特性により施設の共同化等が困難な場合、料金システム等の共同化や資材の共同発注などにより、事業の効率化を進めることは有効な手段であることから、こうした取組を進めるためにも財政支援が必要である。
- ・複数市町村（2以上）におけるシステム整備等に要する経費については、地方財政措置がなされているが、生活基盤施設耐震化等交付金については、市町域を越えた3事業以上の統合・経営の一体化が前提となっており、事業の効率化の推進に支障をきたす。

【想定する経費】

- ・システムの共同化に伴う新システムの開発費用
- ・水質検査の共同実施等に伴う新機器の共同購入費用
- ・災害時応急給水のための資機材の共同購入費用等の経費

iv) 統廃合・集約化に伴う施設整備への財政支援

- ・統廃合・集約化(市町合併の場合も含む)に伴う施設整備や施設の取り壊しに対して財政支援を行うこと
- ・水道施設の廃止等における国庫補助金等の返還免除を行うこと

【国制度の問題点】

- ・市町合併等により施設の統廃合が行われた場合は、同一市町域内であっても、実質的に広域化されることから、当該統廃合に要する経費に対しても広域化事業と同様の取扱いが必要である。
- ・今後、水需要の減少を想定した施設の統廃合を進めるに当たり、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還が生ずる場合がある。

[市町合併に伴う事業統合]

市町名(上下水道事業)	数
篠山町、丹南町	2
緑町、三原町、西淡町、南淡町	4
姫路市、家島町、夢前町、香寺町	4
三木市、吉川町	2
新宮町、龍野市	2
朝来町、生野町、和田山町、山東町	4
豊岡市、城崎町、日高町、出石町	4
津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町	5
洲本市、五色町	2
計	29



市町名(上水道事業)	数	年度
篠山市	1	H11
南あわじ市	1	H16
姫路市	1	H17
三木市	1	H17
たつの市	1	H17
朝来市	1	H17
豊岡市	1	H17
淡路市	1	H17
洲本市	1	H17
計	9	

V 自立の基盤づくり

1 地域創生の推進

(1) 地方の創意が発揮できる地方創生推進交付金の運用等

【内閣府】

① 制度運用の抜本的な見直し

- ・年度当初から実施しなければ効果が十分に得られない事業もあることから、追加内示に当たっては、既に着手している事業についても対象とすること
- ・複数年度にわたる事業に活用できるよう、後年度事業分を基金造成することを認めること
- ・地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば、改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど手続きを簡素化すること

② 採択基準の明確化

- ・「先駆的な事業」の採択基準（自主性、官民協働、地域間連携、政策間連携の確保）が曖昧で採択の可否が予測できないことから、採択基準の明確化、早期の段階での採択結果の提示、不採択理由の説明を徹底すること
- ・外部有識者による審査の対象となる事業については、申請団体が審査会で直接説明できる機会を設けること

【国制度の問題点】

- ・申請事業の検討段階や交付決定後の執行段階において制約が多く、使い勝手が悪い。
- ・地域再生計画に基づく「先駆的な事業」では、採択基準（自主性、官民協働、地域間連携、政策間連携の確保）が曖昧で、採択されるかどうか予測できず、戦略の計画的・効率的な推進に支障が生じている。

【使い勝手が悪い例】

- ・対象分野や対象経費等の制約が多い。
- ・実績報告期日が4月10日となっており、年度末の実施が困難となっている。
- ・基金の造成や繰越が原則認められないことなど、機動性がない。
- ・地方版総合戦略に位置付けた事業も、改めて地域再生計画の事業認定を受けなければならない。

【地方創生推進交付金の事業タイプ】

先駆タイプ：①官民協働、②地域間連携、③政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業
横展開タイプ：先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①から③のうち、2つ以上含まれている事業)

【ひょうご地域創生交付金の概要 [H31県予算：40億円(事業費ベース)]

- ・少子高齢化の進展や本格的な人口減少の中にあっても、活力ある地域社会を実現するため、市町、地域団体等の取組を支援する交付金を平成30年度に創設
(国の交付金の申請を優先した上で、国の交付金の対象外となる事業も対象)

申請上限額	政令・中核市	2.0億円
	上記以外の市	1.0億円
	町	1.0億円
市町負担率	政令・中核市	2/3
	上記以外	1/2

平成30年度は、市町から申請があった地域独自の地域創生に資する190事業(約43億円)について交付決定

③ 交付金規模及び交付率の拡充

- ・令和2(2020)年度当初予算では、1兆円を超える額を確保すること
- ・交付率(国1/2)を加速化交付金以前の水準(国10/10)に戻すか、実質的な地方負担が生じないよう財政措置を講じること

④ 地域再生計画に基づく施設整備に対する財源の確保

- ・令和2(2020)年度以降も、地域再生計画に基づく、道、汚水処理施設、港の整備が着実に実施できるよう、地方創生推進交付金制度を堅持し、十分な予算を確保すること

【地方創生推進交付金の活用を予定している地域再生計画（平成31年4月時点）】

地域再生計画の名称	計画作成主体	計画期間	総交付金額(千円)		交付金の種類	施設の種類	地区等の名称	事業主体
				うちR2年度要望額				
水・緑・人がともに生きるまちづくり計画	兵庫県、神戸市、多可町、西脇市	H27～R3	3,050,000	125,000	道	林道	千ヶ峰・三国岳線	兵庫県
					道	市町村道	水走り中川原線ほか2地区	神戸市
					道	市町村道	町道豊部35号線ほか3地区	多可町
					道	市町村道	市原羽安線	西脇市
『食』をつなぐ南淡路活性化計画	兵庫県、洲本市、南あわじ市	H28～R2	3,859,000	1,144,010	道	広域農道	南淡路3期地区	兵庫県
					道	市町村道	宇原千種線	洲本市
津波災害に強い輸送拠点づくり	兵庫県、南あわじ市	H28～R2	1,200,000	381,500	港	港湾	福良港	兵庫県
					港	漁港	灘漁港	南あわじ市
あなたが好きなまち・朝来市計画	兵庫県、朝来市	H28～R2	1,505,000	269,500	道	林道	千ヶ峰・三国岳線ほか1地区	兵庫県
					道	市町村道	市道玉置七味線ほか3地区	朝来市
響きあう心 世界へ拓く結の郷やぶ計画	兵庫県、養父市	H29～R3	695,000	197,000	道	林道	須留ヶ峰線	兵庫県
					道	市町村道	市道朝倉高柳線ほか1地区	養父市

主(2) ハード面で地域創生を推進するための交付金の充実等 【内閣府】

① 地方創生拠点整備交付金の恒久化

・平成28年度から補正予算で措置されている地方創生拠点整備交付金について、恒久的な制度とすること

② 制度運用の見直し

・既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど、使い勝手の良い仕組みとすること

新やむを得ず事故繰越となる場合も、交付金の対象とすること

【国制度の問題点】

・これまで県では全額を明許繰越しているが、整備事業であるため避けがたい事故が生じ事故繰越となった場合、その所要額については交付金の対象外となるため、全額県費負担せざるを得なくなっている。

【地方創生拠点整備交付金の概要 H30国補正：600億円】

趣 旨 地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくり等の事業について、地方の事情を尊重しながら、地方創生の推進に資する先導的な施設整備等の取組を進める。

申請上限額 1 都道府県あたり 事業費30億円程度

負担割合 国1/2、都道府県1/2

本県活用例 ○初代県庁復元施設整備

○データサイエンスと放射光の融合利用に向けた放射光研究センター高度化整備事業

(3) 地方創生経費の地方財政計画への反映等 【内閣府、総務】

① 総額の確保

・地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生事業に引き続き取り組むことができるよう、令和2(2020)年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費を継続した上で、今年度の1兆円を上回る規模を確保すること

② 財源の確保

・財源については、既存歳出の振替や法人課税の偏在是正効果等地方の努力で生み出した財源ではなく、新たな財源を恒久的に確保すること

【国制度の問題点】

- ・既存歳出(地域の元気創造事業費、歳出特別枠)の振替、法人住民税法人税割の交付税原資化(国税化)に伴う法人課税の偏在是正効果により財源が確保されている。

【平成31年度まち・ひと・しごと創生事業費の内訳】

項目	金額(兆円)
地域の元気創造事業費等既存歳出からの振替分	0.5
法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果	0.2
地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用	0.2
過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用	0.1
合計	1.0

③ 算定方法の見直し**ア まち・ひと・しごと創生事業費の適切な算定**

- ・人口が集中している東京圏以外の地方に重点的に配分することはもちろんのこと、地方創生関連の追加需要等に基づき適切に算定すること

【国制度の問題点】

- ・人口減少等地方が抱える構造的な課題の解決には、長期的取組が必要であるが、団体ごとに進捗が異なる行革努力等の短期的な成果に基づく算定は適切でない。

イ 地域の元気創造事業費の算定の見直し

- ・道府県分の配分を拡充すること
- ・行革努力分による加算のうち職員数削減については、法令により定数が定められている警察官及び教職員を除外すること

【国制度の問題点】

- ・職員数の基準等が法令で定められる警察官や教職員の削減数が行革努力として算定されている。
- ・職員数削減の対象は、団体の行革努力をより反映できる一般行政職のみを対象とすべきである。

(4) 地域創生を総合的に支援する地方債の創設**【総務、財務、文科、文化】****① 戦略的な取組を支援する地方債の創設**

- ・緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付金算入率70%)に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること

【提案の背景】

- ・合併市町、過疎地域・辺地を有する市町以外にあっては、地域創生のための施設整備事業に対して、活用できる有利な起債がほとんどない。(過去には地域総合整備事業債があった)

② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること

新特に、閣議了解された国家的なプロジェクトについて、早急に財政措置を講じること**(5) ふるさと納税の適切な制度設計****【内閣官房、内閣府、総務】****主**① 過度な返礼品に対する対応の検討**新**ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求めない寄附であるため、返礼品制度は廃止すること**【提案の背景】**

- ・寄附金は経済的利益の無償の供与であることや、ふるさと納税は通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえて、適正に運用すべきであるため

② ふるさと納税ワンストップ特例制度の廃止

- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除され、本来地方の財源となるべき税収が損なわれているため、廃止すること

【国制度の問題点】

- ・ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる。
- ・ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分については、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されるが、ワンストップ特例制度では、全額が住民税から控除されることになっており、国が負担すべき所得税控除分相当額まで地方の負担となっている。

【兵庫県へのふるさと納税における控除額の内訳（平成30年度）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	130.1億円
うち ワンストップ特例制度分控除額	34.3億円
うち 所得税控除分相当額	6.3億円

③ 個人住民税からの税額控除の見直し

- ・個人住民税の特例控除の限度額（所得割額の2割）を見直すこと

【国制度の問題点】

- ・ほとんどの都道府県において都道府県民税の控除額が寄附額を大きく上回っている。

【ふるさと納税における控除の概要】

←控除外→		← 控 除 額 28,000円(B+C+D) →	
適用 下限額(A) 2,000円	所得税の控除額(B) (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率 (30,000円-A)×20% =5,600円	住民税の控除額 (基本分)(C) (ふるさと納税額-2,000円)× 住民税率(10%) (30,000円-A)×10% =2,800円	住民税の控除額(特例分)(D) ※所得割額の2割を限度 (30,000円-A)-(B+C) =19,600円

※年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合)が30,000円のふるさと納税をした場合のもの

④ 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善

主ア 制度の運用見直し

- ・地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど、弾力的に活用できるよう制度を簡素化すること
- ・本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること
- ・着手済みの事業に対する寄附を可能とすること
- ・地方負担分への寄附の充当が可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大すること

【国制度の問題点】

- ・地方版総合戦略は、有識者の意見聴取やパブリックコメントを実施し、議会の議決を経て策定されており、地方再生計画の認定基準を満たしているにも関わらず、企業版ふるさと納税制度の申請に当たり、地域再生計画の作成が義務付けられており、地方にとって二度手間となっている。
- ・寄附を通じて地方創生の取組に貢献するという事業目的を踏まえれば、寄附制度を活用する企業の裾野を広げるために、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすべきである。
- ・地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金に限り、国の交付金の対象となる事業の地方負担分への充当が可能となっているが、対象となる交付金等を制限せず、幅広く寄附の充当を認めるべきである。

イ 国税による税額控除への制度変更及び現行の減収相当分の財源補填

- ・現行制度の税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること

【国制度の問題点】

- ・地方法人課税は、①地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有すること、②法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、税額控除は国税で対応すべき。

2 地方税財政の充実強化

(1) 地方一般財源総額の充実・確保等

【内閣官房、内閣府、総務、財務】

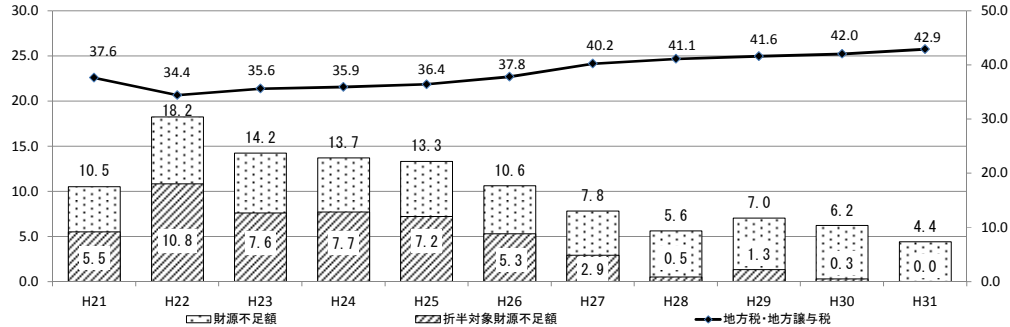
主① 常態化している地方の財源不足への対応

- ・ 常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しとあわせ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること

【提案の背景】

- ・ 今年度の通常収支分の地方財源不足額は、4.4兆円に上っている。

【地方財政収支の財源不足額の推移】



【平成31年度 地方の財源不足額の内訳】

(出典：総務省)

区分	金額
財源対策債の発行	7,900億円
一般会計加算	2,633億円
地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用	1,000億円
臨時財政対策債（既往債[H13～]の元利償還金分等）	3兆2,568億円
合計	4兆4,101億円

※ 折半対象財源不足額は解消

② 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

主ア 地方一般財源総額の確保

- ・ 骨太の方針2018において、地方の一般財源総額は、2019年度から2021年度まで2018年度と実質同水準を確保するとされたが、今後とも増加する社会保障関係費や地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を確保すること

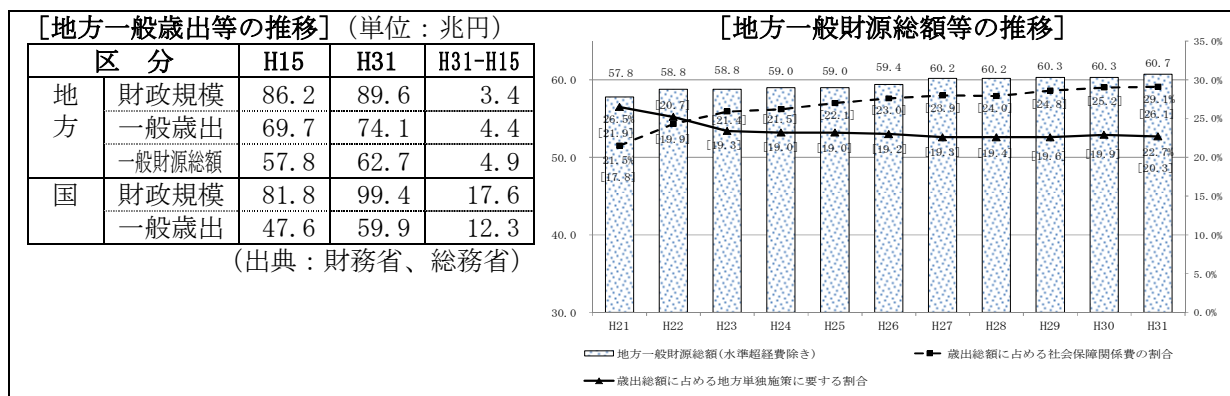
新消費税率等の引き上げに伴う歳入増については、その増加分に見合う歳出を地方財政計画に適切に積み上げること

【提案の背景】

- ・ H31年度地方財政計画では折半対象財源不足額が解消されたが、国の財政健全化を実現するために、地方の実情を無視した地方財政計画の歳出削減圧力が強まることが予想される。
- ・ H31年度地方財政計画では、消費税率等の引き上げに伴う増収分のうち、社会保障の充実、新しい経済政策パッケージ分や公経済負担増分として、少子化対策や医療・介護等の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

【経済財政運営と改革の基本方針2018（地方の歳出水準）】

- ・ 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、H30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質同水準を確保



イ 給与関係費の適切な積み上げ

新 給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにもかかわらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること。

[30年度給料月額と比較] (単位：円、%)

区 分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般職員	都道府県	256,914	321,058	△64,144	80.0
	市町村	247,812	306,452	△58,640	80.9
警察官		286,900	313,535	△26,635	91.5
教職員	小学校	329,136	350,185	△21,049	94.0
	中学校	328,884	350,044	△21,160	94.0
	高等学校	321,612	369,009	△47,397	87.2
	特別支援学校	320,326	386,089	△65,763	83.0
消防職員		253,900	302,229	△48,329	84.0

主ウ 地方が保有する基金の残高の適正な評価

- 財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論がある。しかし、基金の増加理由は各自治体によって異なるため、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切であり、安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること

[財政制度等審議会の議論への本県の見解]

- 地方の財政調整基金を含めた基金残高の増加は、国の制度の枠内でしか赤字国債の発行が認められない中、災害はもとより、今後増加する公共施設等の老朽化対策等の将来への備えとともに、合併算定替終了後への対応など、歳出抑制努力等の地方の適切な財政運営の結果として評価すべきである。

[地方税収等の決算と地財計画との乖離額及び基金残高等の推移] (単位：兆円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H18
地方税収等の決算と地財計画との乖離額	0.9	△0.8	△1.6	△2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.8	△0.3	△1.2
基金残高合計	13.6	13.9	15.3	17.2	17.9	17.7	18.0	19.5	19.8	21.0	21.5	+7.9
兵庫県(億円)	200	208	454	1,211	1,142	997	838	834	549	464	434	+234
財政調整基金残高	4.1	4.2	4.4	4.5	5.2	5.6	6.0	6.7	7.1	7.5	7.5	+3.4
兵庫県(億円)	0	0	0	0		3	6	9	12	16	20	+20

※ 総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」。基金残高には、減債基金(満期一括償還分)を含まない

エ 地方単独事業費の確保

- 地域密着型の施策を推進できるよう地方単独事業費を確保すること
 - 経済雇用対策
 - 子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実

- 女性の活躍促進
- シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策
- 再生可能エネルギーの導入支援
- 自然環境の再生 等

【提案の背景】

・地方一般財源が2018年まで2015年と実質同水準となっているなか、社会保障関係費の伸びている一方で、一般行政経費の地方単独分は、この10年間、ほぼ横ばいとなっていることから、地方密着型の施策を推進できるよう地方単独事業費の確保が必要である。

【地方の一般行政経費】 (単位：兆円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H31-H21
一般行政経費	26.1	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	9.6
うち補助分	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	9.2
うち社会保障関係費	11.6	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	7.9
うち社会保障関係費以外	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	1.3
うち地方単独分	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	0.4
うち社会保障関係費※	6.2	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	0.4
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	0.0
【参考】 投資的経費	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	▲1.1
うち地方単独分	8	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	▲1.9

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

オ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- ・地方単独事業である福祉医療費などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として、臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること

【提案の背景】

- ・消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会保障の充実や安定化に要する経費に充てることになっている。
- ・平成31年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

【平成31年度地方財政計画における一般行政経費】

(単位：兆円)

区 分	H30	H31	H31-H30	備 考
補助	20.2	21.5	+1.3	社会保障の充実分 +39.1% (国費等を含む)
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	△0.0	
単独	14.1	14.2	+0.1	伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が、明示されていない
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
計	37.1	38.5	+1.4	

【令和元年度における社会保障の充実等】

(地方)

区 分	R1	構成比
消費税増収額等 ①	3.08	-
地方消費税引上分	2.05	66.6%
交付税法定率分	0.80	25.9%
子ども・子育て臨時交付金	0.23	7.5%
歳 出	3.08	-
社会保障の充実分 ②	0.76	24.7%
新しい政策パッケージ分 ③	0.28	9.1%
公経済負担増分 ④	0.12	3.9%
差引き(安定化) ①-②-③-④	1.92	62.3%
<臨時財政対策債H25→R1増減>	△2.96	-

(国)

(単位：兆円)

区 分	R1	構成比
消費税増収額 ①	7.22	-
歳 出	7.22	-
社会保障の充実 ②	0.93	12.9%
新しい政策パッケージ分 ③	0.20	2.8%
公経済負担増分 ④	0.35	4.8%
基礎年金 ⑤	3.30	45.7%
差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	2.44	33.8%

※安定化に要する経費は明示されていない

カ 地方の投資的経費の確保

- ・今後30年以内の発生確率が70%～80%程度と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等が急務となっていることから、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対応するための地方負担について、来年度も確実に措置すること

【防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応】		
対象事業	充当率	交付税措置率
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	100%	50%
緊急自然災害防止対策事業債		70%

主キ 幼児教育の無償化・高等教育の無償化に必要な財源の確保

- 新** 幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化の地方所要額を地方財政計画に計上するにあたっては、その他の歳出を削減することがないように、財政措置を確実に講じること
- 新** 個別団体の地方交付税の算定にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること

【提案の背景】

- ・幼児教育の無償化や高等教育の無償化に関する地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し一般財源総額を確保するとされているが、地方交付税総額の充実がなければ、その他の歳出の削減により補填される懸念がある。

③ 追加財政需要への適切な措置

- ・給与改定はもとより、国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと

④ 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保

ア 財源保障機能の確保

- ・地方交付税を国の政策誘導の財源として活用しないこと

【提案の背景】

- ・地方交付税は地方固有の財源であり、どの地域においても一定の行政サービスを行うために必要な財源を保障するものである。

イ トップランナー方式の見直し

- ・地方交付税の算定にあたっては、財源保障機能の観点から標準的な行政サービスを遂行するために必要な経費を基本とすべきであり、個々の団体の地方税の徴収努力や歳出削減努力をもって地方全体の地方交付税の削減を行うトップランナー方式を見直すこと。また、その拡大は厳に慎むこと

ウ 包括算定経費（人口算定分）の算定に用いる段階補正の見直し

- ・包括算定経費（人口算定分）の算定に用いる段階補正について、市町村分がほぼ据え置かれている一方、都道府県分は標準団体規模以外の団体で全て割落とされており、特に小規模団体と比べ大規模団体の割落率が大きくなっていることから、これ以上の割落の拡大を慎むとともに、標準団体規模以上の団体の割落率を縮小すること

【国制度の問題点】

- ・H27からH30年度の段階補正係数を比較すると、市町村分はほぼ全ての団体で割落とさされていないが、都道府県は標準団体規模を除く全ての団体で割落とされている。
- ・都道府県の中でも、特に標準団体規模以下の小規模団体と比べ、大規模団体の割落率が大きくなっている。

[段階補正係数の状況]

[都道府県分]		↓標準団体規模 (単位:千人)								
区分	800	1,100	1,400	1,700	2,100	2,500	3,500	5,000	兵庫県 (5,534)	6,000
H27年度	2.024	1.488	1.201	1.000	0.956	0.920	0.746	0.654	0.618	0.597
H30年度	1.994	1.469	1.193	1.000	0.914	0.870	0.687	0.616	0.586	0.564
H27/H30	▲1.47%	▲1.29%	▲0.70%	0.00%	▲4.41%	▲5.43%	▲7.87%	▲5.81%	▲5.18%	▲5.48%

[市町村分]		↓標準団体規模 (単位:千人)									
区分	0.5	2	4	8	12	20	30	100	250	400	1,000
H27年度	8.790	4.380	3.400	2.175	1.730	1.370	1.210	1.000	0.850	0.771	0.705
H30年度	9.090	4.530	3.520	2.260	1.737	1.350	1.257	1.000	0.844	0.779	0.696
H27/H30	3.41%	3.42%	3.53%	3.91%	0.40%	▲1.46%	3.88%	0.00%	▲0.71%	1.04%	▲1.28%

エ 警察官・教職員給与の確実な財源確保

- ・警察官や教職員の給与費について、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げた上で、適切な財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・警察官や教職員は関係法令に基づき配置されており、その給与費については地方にとっていわば義務的に発生する財政需要であるにも関わらず、地方財政計画上の積算単価より地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため。

[30年度給料月額と比較]

【単位:円、%】

区分	交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B	
警察官	286,900	313,535	△26,635	91.5	
教職員	小学校	329,136	350,185	△21,049	94.0
	中学校	328,884	350,044	△21,160	94.0
	高等学校	321,612	369,009	△47,397	87.2
	特別支援学校	320,326	386,089	△65,763	83.0

⑤ 地方単独事業と地方負担への財源措置

- ・補正予算による臨時的措置などを含め、地方単独事業及び国庫補助事業の地方負担に対し、必要な財源措置を行うこと

主⑥ 会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置

新 地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査を踏まえ、標準的な団体における必要な人員の所要額を確保したうえで、制度導入に必要な地方所要額を全額地方財政計画に計上すること。また、制度創設の趣旨に沿って任用制度等の整備や処遇改善を図ることができるよう、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること

新 個別団体の財政措置にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を反映すること

【提案の背景】

- ・国の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を通知（技術的助言）に基づく対応を図れば、常勤職員との均衡を考慮した期末手当の支給をはじめ、給料水準の引き上げ、退職手当の支給、社会保険料の負担など財政運営に大きな影響を及ぼすこととなる。

【法案審議における高市前総務大臣の発言内容（平成29年5月9日衆議院総務委員会）】

- ・「今回の制度改正により必要となる地方財政措置については、地方公共団体の実態も踏まえつつ、しっかりと検討をまいります」

【財政措置に係る国の方針（平成30年10月総務省自治行政局公務員部事務処理マニュアル）】

- ・「新たに支給すべき期末手当の所要額の調査（制度改正による影響額の調査）を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定」

(2) 国・地方を通じた税制改革の実施

【内閣官房、内閣府、総務、財務】

① 税財源の充実を図る税制の抜本改革の実施

ア 国・地方間の税源配分のあり方の見直し

- ・地方は福祉や教育などの内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を見直すこと

【提案の背景】

- ・社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引き上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。
- ・国と地方の税源配分は6：4、歳出費は4：6であり、比率が逆転している。
- ・令和元年度の地方の財源不足額は4.4兆円であり、地方財政計画総額の約4.9%に達する。
- ・地方が担うべき事務と責任に見合う国と地方の税源配分の見直しが必要であり、増大する社会保障等の行政サービス需要に対応するため、税源の偏在性が少なく、安定的な税収確保が必要である。

イ 地方共有税の創設

- ・法人税等のうち交付税原資となる税収を特別会計に直接歳入するなど、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること

【提案の背景】

- ・税源交換などの新たな措置を講じた場合でも残らざるを得ない地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能の充実強化が必要である。
- ・地方交付税は本来地方の固有財源であり、地方団体全体で共有している財源であることから、地方交付税が自治体の「連帯」と「自立」の精神に基づくセーフティネットであることを制度上明確化させることが必要である。
- ・地方の固有財源である地方交付税が国による政策誘導に用いられる事態を防ぐためにも、地方交付税を国の一般会計を通さず、「地方共有税」として特別会計に直接繰り入れる等の方式（地方交付税の地方共有税化）を検討すべきである。

② 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

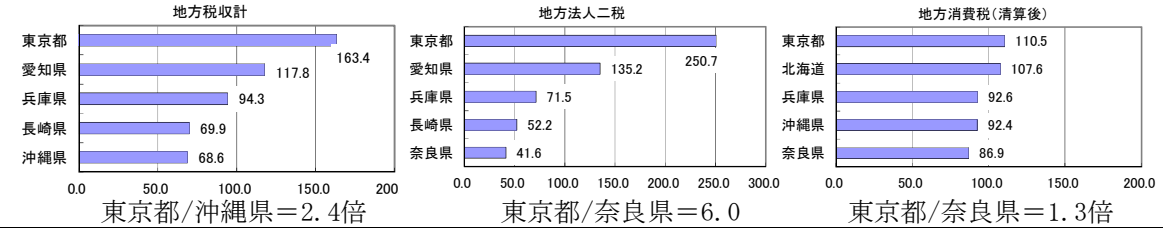
主ア 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- ・地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと

【提案の背景】

- ・平成31年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置（特別法人事業税・譲与税の創設）が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。

【人口一人当たりの税收額の指数（平成25～29年度決算）】



主イ 事業活動の実態を反映した法人事業税分割基準の抜本的見直し

- ・税制の抜本的な改革が行われるまでの間、法人事業税の応益課税の原則や税源の適切な帰属の観点から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと

【国制度の問題点】

- ・現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や、本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。
- ・分社化・子会社化の進展により、親会社への利益の移転が進むなど、事業活動の実態が適切に反映されていない。

ウ 法人事業税交付金を拡大しないこと

- ・法人事業税交付金について、むやみに拡大しないこと

【提案の背景】

- ・当該交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税(都道府県税)の一部(5.4%)を都道府県から市町村に交付する制度として創設(平成29年度～)されたが、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わずに創設されたもの。

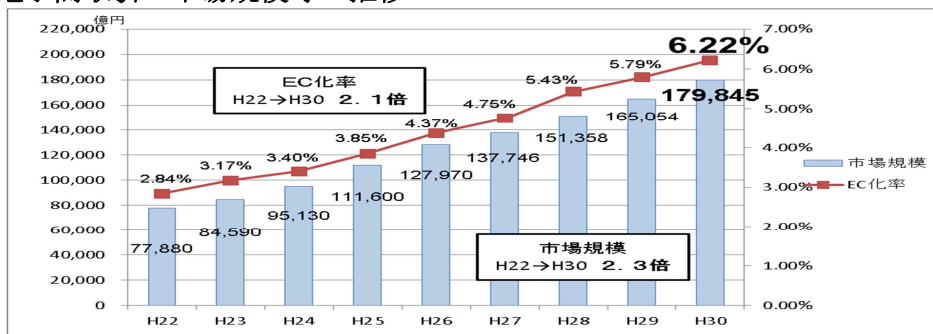
主③ 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

新情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適正に税收を帰属させるため、例えば電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人についてはサービスの提供を受けた者の所在地において課税を行う等、より事業活動の実態を反映した制度について検討を行うこと

【提案の背景】

- ・経済の国際化・電子化により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税收が本店所在地等に集中している状況が生じている。
- ・消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

<電子商取引の市場規模等の推移>



※EC化率…すべての商取引のうち電子商取引が占める割合
経済産業省「平成30年度電子商取引に関する市場調査」

④ 格差拡大に対応する累進性を高めた税率構造の構築

- ・所得税が有する再分配機能を更に高めるよう、累進性の高い税率構造への見直しを図ること

【提案の背景】

- ・現行所得税は5%～45%の7段階であるが、昭和61年分は10.5%～70%の15段階。
- ・これまでの大幅な累進緩和の結果として税率のフラット化が進み、経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得再分配機能が低下している。
- ・平成25年度の税制改正で、格差是正に向けて一定の見直しが行われたが、所得税が有する所得の再分配機能が高まることにより、税の公平性の拡大につながり、社会全般の活性化が期待される。

⑤ 法人税率引下げに伴う税収減の代替財源の確保

- ・法人実効税率の引下げの一部を法人税率の引下げで対応することにより、法人税額を課税標準とする地方税の法人住民税法人税割が減収となる場合には、代替財源の確保や地方交付税の法定率の引上げ等の恒久的な措置により、必要な地方税財源を確保すること

【提案の背景】

- ・平成28年度税制改正において法人実効税率が20%台まで引き下げることとされた。
- ・国税である法人税は、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念される。

(3) 地方税体系の充実強化

【内閣官房、内閣府、総務、財務、農水、経産】

① 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討

- ・平成31年度税制改正において自動車関係税の抜本的な改正がなされたところであるが、同年度税制改正大綱では今後も中長期的に検討することとされており、自動車関係税は地方の重要な財源であるため、環境変化の動向等を踏まえた検討を行う際は、地方税財源の安定的な確保を前提に検討を行うこと

【提案の背景】

- ・自動車税は、自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格を有しており、その税収は都道府県税全体の1割を占め、道路の整備や維持を行う都道府県の主要な財源である。
- ・平成31年度税制改正により、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用自動車から、自動車税の税率が引き下げられることとなった。
- ・平成31年度税制改正大綱の検討事項において、自動車関係諸税の課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うとされた。

② 地球温暖化対策のための税における地方税財源の確保

- ・石油石炭税の税率上乘せ分に限らず地球温暖化対策のための税を充実し、地方の役割に応じた税財源を確保すること

【提案の背景】

- ・環境施策の推進は、地方公共団体が大きな役割を担っているが、「地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率上乘せ分）」による財源は、国策にのみ充てられ、地方への措置がない。

【「地球温暖化対策のための税」の概要】

- ・全化石燃料（原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭）に対してCO₂排出量に応じた税率（289円/CO₂トン）を上乘せ
- ・税収（初年度391億円/平年度2,623億円）は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO₂排出抑制施策に充当
- ・リチウム電池などの革新的な低炭素技術集約産業の国内立地の推進、中小企業等による省エネ設備導入の推進、再生可能エネルギー導入の推進等を国が実施

③ 森林環境税及び森林環境譲与税の導入・創設に伴う対応

ア 国民の理解の促進

- ・森林環境税の導入に当たっては、以下の点などについて国民に丁寧に説明し十分な理解を得ること
 - 地方の基幹的税目である個人住民税に国税を附加すること
 - 森林整備により、防災や地球温暖化防止等という森林の公益的機能を回復させ、その効果は、地方部はもとより都市部にも及ぶことから、幅広く負担を求める制度であること

イ 都道府県の役割に応じた十分な配分額の確保

- ・森林環境譲与税について、これまで森林整備を実施してきた都道府県が県域で実施する間伐促進等の取組に対し、十分な配分額を確保すること

[森林環境譲与税における用途における県と市町の役割]	
主体	役割
市町	主として非経済林の間伐、主として里山林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用促進、普及啓発
県	市町に対する事務的技術的支援、県域で実施する取組(人材育成、担い手の確保、木材利用促進、普及啓発)

※各都道府県へは税収の1割が、私有林人工林面積(50%)、林業就業者(20%)、人口(30%)の割合で配分される(令和6年度までは税収の2割を配分、段階的に1割に移行)

ウ 造林事業の推進に関する予算の確保

- ・地域材の安定供給等に必要の間伐、路網整備などの造林事業を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算を確保すること

【提案の背景】	
・植林・保育・伐採・利用のサイクルが実現する「資源循環型林業」の構築に当たっては、森林全体の整備が必要である。	
・造林事業については、森林環境保全直接支援事業により推進しているが、引き続き十分な予算の確保が必要。	
[森林環境保全直接支援事業の概要]	
事業内容	間伐(伐捨・搬出)、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等
事業主体	森林経営計画作成者 等
補助率	68%(国51%,県17%)ほか

エ 森林環境譲与税の先行実施に必要な財源の確保

- ・森林環境譲与税は今年度から実施され、財源は譲与税特別会計からの借入で対応(H31～R5)されることとなっているが、他の譲与税に影響がないよう確実に財源を確保すること

オ 森林環境税の導入に伴う適切な財源措置

- ・森林環境税導入に伴い発生する、市町村の賦課徴収費用、市町村及び都道府県のシステム改修費用等について、森林環境税の用途に追加するなど適切な財源措置を行うこと

[賦課徴収事務の流れ]	
・森林環境税は、市町村が賦課徴収し、都道府県を経由して国へ払い込むとされている。	

④ 応益性を反映する外形標準課税の拡充

- ・応益性を反映する法人事業税の外形標準課税をさらに拡大すること
- ・適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること

【提案の背景】

- ・外形標準課税は、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人が対象である。
- ・法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、法人事業税の応益性を反映した外形標準課税の拡充や、法人事業税が法人の事業活動の経費としての性格を持つことを踏まえた外形標準課税の対象拡大の検討が必要である。

⑤ 法人事業税における収入金課税制度の堅持

- ・電気・ガス供給業等に対する収入金額課税のうち、ガス中小事業者分が所得課税に改められたが、収入金額課税は外形課税として定着し、地方税収の安定化に貢献しているため堅持すること

【提案の背景】

- ・平成30年度税政改正により、設備の規模が相対的に小さい(20万kℓ以上のLNG基地を有しない)ガス中小事業者に対し、課税方式が収入金額課税から所得課税に改められた。

⑥ 法人住民税均等割の拡充

- ・法人住民税について、赤字法人が多いという実情に鑑みても、それらの法人にも応分の負担を求める観点から、均等割を拡充すること

【提案の背景】

- ・法人住民税は、地域社会の費用をその構成員でもある法人にも幅広く負担を求めるため、均等割(資本金等の額によって一定額)と法人税割(法人税額×税率)により課するものである。
- ・法人の7割が赤字法人であるが、赤字法人には法人税割は課せられず均等割のみ課せられている。
- ・均等割は、様々な行政サービスに対する会費的な性格を有することから、赤字法人にも応分の負担を求める必要がある。

主⑦ ゴルフ場利用税の堅持

- ・ゴルフ場利用税は、ゴルフ場特有の行政需要に対応するため、利用者に一定の負担を求めるものであり、その廃止又は縮小は多くのゴルフ場が所在する本県及び市町の財政運営に重大な影響を及ぼすことから、ゴルフ場利用税を堅持すること
- ・70歳以上に対する非課税措置を担税力の観点から廃止すること

【提案の背景】

- ・ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用する人に課税する都道府県税で、収入額のうち10分の7は、ゴルフ場が所在する市町村に交付しており、重要な財源である。
- ・文部科学省やゴルフ業界団体は、消費税との二重課税の解消、オリンピックの正式競技となったゴルフに対する課税の解消、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、廃止を要望している。

【兵庫県におけるゴルフ場に関連する予算額】

項目	主な事業	R元年予算額(百万円)	
		一財	二財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,493	1,197
環境対策	水質調査、安全指導等	55	8
消防・救急	ドクターヘリ運営等	21	21
道路	アクセス道路維持管理等	2,719	2,619
スポーツ振興	団体・競技者支援等	4	4
地域振興	観光利用促進等	21	21
合計		4,313	3,870

参考: 本県のゴルフ場利用税収(H29) 3,583百万円

【兵庫県における交付額上位団体】

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金(単位:千円)
1	三木市	555,833
2	神戸市	375,657
3	加東市	313,226
4	宝塚市	181,508
5	西宮市	131,864

(平成29年度決算)

【提案の背景】

- ・税負担が担税力に即して公平に配分されるべきとの租税原則から鑑みると、現在非課税である70歳以上には十分に担税力があると見なされる。

【世帯主の年齢階級別の所得・貯蓄の状況】 ※出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

世帯主の年齢	1世帯あたり所得	1世帯あたり貯蓄
70歳以上	393.8万円	1,260.1万円

⑧ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・償却資産に関する固定資産税について、現行制度を堅持すること
- ・平成30年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置については、期限到来による確実な廃止を行うこと

【提案の背景】

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税される市町の基幹税であり、市町への影響が大きい。

【固定資産税(償却資産)の状況】 ※H30年度地方財政計画等を基に算出 (単位:億円)

税 目	全 国		うち本県		
	都道府県	市町村	県	市町	
固定資産税 (償却資産)	16,942	—	16,942	767	—

⑨ たばこ税の税率引き上げの際の地方分の財源の堅持

- ・たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合を従来どおり1:1として地方分の財源を堅持すること

【提案の背景】

- ・税率引き上げは売上減少に繋がる傾向にあり、国のみ上げると地方分の税収が減少する。

⑩ 消費税率引き上げへの対応

ア 消費税率引き上げに伴う中小企業者への配慮

- ・消費税率引き上げを目前に控え、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、国における転嫁拒否の行為等に対する監視や取締り、総合相談窓口の設置等の強力かつ実効性のある転嫁対策を引き続き実施すること

イ 軽減税率制度導入に当たっての適切な準備

- ・軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、インボイス制度を含めた軽減税率制度の概要の十分な周知や指導、軽減税率に対応したレジや受発注システムの導入支援など、制度導入に向けて万全の準備を行うこと

【平成30年10月15日 臨時閣議における総理発言】

- ・軽減税率を導入し、家計消費の4分の1を占める飲食料品について、8%のまま据置きする。準備に遺漏なきよう、よろしく願います
- ・中小企業が取引先に対して、消費税を円滑に転嫁できるよう、対策を講じる

⑪ 地方消費税の清算基準の見直し

- ・支出側の統計調査が活用できるよう「全国消費実態調査」等の充実を図ることなども含め、より適切な清算基準となる統計指標について十分に検討すること

【国制度の問題点】

- ・現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費地等の消費の実態を十分に反映できていない。
- ・消費を的確に把握する観点から、調査対象数増など調査内容を充実した上で「全国消費実態調査」等を基にした「県民経済計算」の最終消費支出といった支出側の統計指標の活用が検討が必要。

【現行の基準】

統計基準	小売年間販売額(商業統計)	50%
	サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)	
人口基準(国勢調査)		50%

【現行の統計資料】				
	統計名	頻度	調査対象	内 容
支出側	県民経済計算	毎年	—	「国民経済計算」(GDP統計)の基礎として、各都道府県が計算。消費側の指標として民間最終消費支出や政府最終消費支出を調査。「家計調査」や「全国消費実態調査」から推計
	家計調査	毎月	約9,000世帯 (本県266世帯)	家計の収入・支出、貯蓄・負債などの実態を調査
	全国消費実態調査	5年	約56,400世帯 (本県2,244世帯)	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を調査

(4) 地方税の充実に向けた諸制度の改善 【内閣官房、内閣府、総務、財務、農水】

① 税制の公平性の確保

ア 事業税の課税方法の見直し

- ・事業税について、以下のような取組により簡素で公平な仕組みへ抜本的に見直すこと
 - 社会保険診療報酬の所得計算特例及び医療法人軽減税率の見直し
 - 課税所得の算定上損金扱いとされている日本銀行の国庫納付金の課税対象化
 - 付加価値割の算定における報酬給与額の算定方法の見直し
 - 個人事業税の対象業種限定の廃止及び対象事業の認定基準を外形基準（不動産貸付業の場合、戸建て住宅10棟以上など）から収入基準へ

【提案の背景】

- ・社会保険診療報酬関係は、税制改正大綱において、実質的非課税措置及び医療法人の軽減税率のあり方について検討することとされているが、見直し等への動きが確認できない。
- ・税制の公平化を図るとともに、都道府県の貴重な財源の安定的な確保のため、日本銀行の国庫納付金の課税対象化が必要である。
- ・労働者派遣法に基づく労働者派遣料は派遣元への支払額の75%を報酬給与額に計上しているが、業務委託料、外注費等で計上し、実質、労働者派遣に該当する場合の規定がない。算入率の適否を含めた取扱いの検討が必要である。
- ・個人事業税の課税対象は、限定列举されている業種に限られており、第1～3種の事業区分に応じて3～5%の異なる税率を適用するが、事業形態が多様化し、業種認定に多大な労力とコストを要している。
- ・不動産貸付業と駐車場業について、所得税では同じ不動産収入として申告しているにも関わらず、個人事業税では両者を区分して外形基準（室数・駐車台数等）により課税対象か否かを判断した上で所得計算する必要があることから、課税実務が煩雑であり、課税の公平性からも問題である。

イ 不動産取得税の特例措置の見直し

- ・不動産取得税の宅地評価土地の特例及び土地・住宅の軽減税率を見直すこと

【提案の背景】

- ・宅地評価土地及び住宅の取得に対し、不動産価格の3%（本則4%）を特例課税（S56～）。
- ・宅地に対し、その課税標準である固定資産税評価額を1/2に軽減（H8～）。
- ・税制の公平性を図るとともに、都道府県の貴重な財源の安定的な確保のため、延長が繰り返されている不動産取得税の宅地評価土地の特例及び土地・住宅の軽減税率について、税率を本則に戻すなど恒常的な制度としての抜本的な見直しが必要である。

ウ 軽油引取税の免除対象の更なる限定

- ・軽油引取税の一般財源化に伴う課税免除対象の更なる限定を行うこと

【提案の背景】

- ・軽油引取税は平成21年に道路特定財源制度の廃止に伴い一般財源化されたが、エチレンなどの石油化学製品の原料の用途を除き、平成33年3月まで農業・林業・漁業・鉱物の採掘事業など法令で定める用途に供する免税が継続されている。

② 賦課徴収事務の効率化

ア 自動車税の延滞金計算の見直し

- ・自動車税の納期内納付の推進の観点から、全額切り捨ての対象となる延滞金額を千円未満から引下げる

【国制度の問題点】

- ・地方税法において、延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるとの規定がある。
- ・自動車税の納期である5月末が過ぎても、延滞金の計算上、千円未満を切捨てるため、延滞金の発生は数ヶ月後となる。

イ 自動車税の納税確認制度等の導入

- ・自動車税の抹消・転出時の納税確認制度等を早期に導入すること

【国制度の問題点】

- ・地方税の徴収率向上のため、継続検査時に加えて移転登録・抹消登録時の納税確認の義務付けが必要である。
- ・割賦販売代金完済後、所有権は滞納者にあるにも関わらず、登録上の所有者が滞納者ではないため差押が困難になる場合があることから、所有権留保付き自動車の所有権移転の代位登録制度の導入が必要である。

ウ 督促状発付期限の条例委任化

- ・地方税法で一律に規定する督促状発付期限について、各地方公共団体がその置かれた状況に応じて適切な発付日の判断を行えるよう条例委任化すること

【国制度の問題点】

- ・督促状は、地方税法上、納期限後20日以内に発し、特別な事情がある場合のみ、条例で上記と異なる期間を定めることが可能である。
- ・上記規定は地方税法制定(S25)以来改正されていないが、国税通則法ではマンパワー不足を理由に20日→50日以内に延長(S59)されている。
- ・督促状発付期限の変更は特別な事情がある場合に限定されているが、各地方団体の置かれた状況は異なっており、それぞれの団体において最も効率的・効果的な発付期限を条例で規定可能とする必要がある。また、国税で50日以内に延長しながら、地方税で20日以内とする合理的理由はない。

エ 税務手続のオンライン化の推進

- ・税務手続のオンライン化等への支援及び税務署・登記所等からの電子データによる情報提供を促進すること

【提案の背景】

- ・利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素効率化・標準化、行政の見える化を実現するため、税務署からの所得税情報、登記所からの不動産登記情報等の電子データによる提供促進が必要である。

【現在の状況】

- ・不動産取得税の課税のため、登記所で職員が不動産登記情報等を閲覧・転写しており非効率
- ・個人事業税の課税にあたり、確定申告書の一部情報は、電子データで提供されているものの、添付書類などについては、税務署で職員が転写しており非効率。

③ 個人住民税の見直し

ア 各種控除の見直しの慎重な検討

- ・所得再分配機能の回復に向けた税額控除方式の導入など各種控除の総合的な見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼさないよう、慎重な検討を行うこと

【提案の背景】

- ・個人住民税が広く住民が負担を分かち合う性格や応益的性格を有することを踏まえつつ、地方公共団体の行政サービスを支える基幹的な税目としての位置づけから、慎重な検討が求められる。

イ 特別徴収の確実な実施に向けた地方税法の改正

- ・ 個人住民税の特別徴収の確実な実施に向け、以下のように地方税法を改正すること
 - 給与所得者を定義する規定の明確化
 - 特別徴収の例外規定の削除

【提案の背景】

- ・ 兵庫県と県内市町は、平成30年度から原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収（天引き）の完全実施に向けた一斉指定の取組を行った。
- ・ 短期雇用者等について、4月以降の雇用が確実でないとの理由で事業者が特別徴収を行わない等の事例が見受けられるため、前年中において給与の支払いを受けた者については特別徴収の方法によって徴収する原則を徹底する等、法令を改正する必要がある。

ウ 徴収取扱費市町村交付金の算定方法の見直し

- ・ 個人県民税徴収取扱費市町村交付金の算定に当たっては、市町村の徴税費用・徴収努力を反映する方法へ見直すこと

【提案の背景】

- ・ 平成19年度から、税源移譲に併せて、算定方法が納税義務者数を基礎としたものに改正された。
- ・ 納税義務者数を基礎とした場合、賦課徴収を法定委任している市町の徴収努力に関係なく交付金が算定されることから、市町の徴収努力を促すため、徴税費用に見合う交付金額となるような算定方法への見直しが必要である。

(5) 社会保障・税番号制度の効果的・効率的な整備【内閣官房、内閣府、個保委、総務、財務、厚労、国交、文科】

① 円滑な制度運用に向けた一層の周知

- ・ 制度の概要やメリット、マイナンバーカードの取得手続等について、若者から高齢者までの各階層、民間事業者等に対しても引き続き周知・広報を強化すること

② システム運用等に関する問題への対応

ア 円滑な運用に向けた対策

- ・ 情報連携の運用を円滑に実施できるよう、システム面及び運用面で発生する問題点に対して適切な措置を講じること

イ システム運用等の国による負担

- ・ 番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム運用及び国システムの仕様変更に伴う改修に要する経費は国が負担すること
- ・ 中間サーバー及び宛名管理システムなど情報連携のためのシステムの運用及び更新等に必要経費についても、国において責任をもって財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 令和2(2020)年度以降も番号法や関連法の改正及びデータ整備ルールの改訂等が予定されており、自治体においてはこれに伴うシステム改修等の対応が必要であるため、国の適切な措置および経費負担について引き続き要望する。

③ 効果的・効率的な制度への改善

ア マイナンバーカードの利活用促進

- ・ マイナンバーカードに新たな機能を導入する際には市町に負担や混乱が生じないよう早期に概要や具体的なスケジュールを提示すること
- ・ マイナンバーカードが社会保障・税番号制度の有効なツールとして定着するよう、引越しや死亡等に関する住民票や健康保険の異動届をオンラインで一括手続を可能とするなど、手続の簡素化を早急に導入すること

【提案の背景】

- ・マイナンバーカードの取得を促進し、国民の利便性向上や行政運営の効率化等を実現するためには、新たな利活用策の導入が欠かせない。
- ・令和2(2020)年度に健康保険証としての利用が開始されるとされているが、具体的なスケジュール等が示されておらず、市町の負担や混乱が生じないよう進める必要がある。

イ 交付事務経費の国による負担

- ・市町のカード交付事務に必要な経費は、市町に負担が生ずることがないように国が負担すること

【国制度の問題点】

- ・カード交付事務に要する経費について、補助金があるものの一部の市町で負担が生じている。

- ・マイナンバーカードへの旧氏記載に伴う住民基本台帳システムの改修について、改修に要する費用に加え、今年度に制度が開始することに伴う同システムの本番移行作業等に要する費用についても、市町に負担が生ずることがないように国が負担すること

【国制度の問題点】

- ・改修費用は一定措置された上で、平成30年度で終了しており、今年度に本番移行作業が生じるがその費用が措置されておらず作業費用が発生する市町があるが、これに対する補助金は現在のところ予定されていない。

- ・コンビニ交付サービス導入に要する経費について財政措置を継続・拡充すること

【国制度の問題点】

- ・コンビニ交付サービスに要する経費については、今年度までに導入した場合に限り、特別交付税で措置されるが、対象経費の1/2で導入当初の3年間のみであり、コストの高さが導入しない一番の理由となっている。

ウ 安定的なシステム稼働

- ・マイナンバーカードの円滑な交付のための安定的なシステム稼働について引き続き必要な措置を講じること

エ カードの電子証明書更新手続きの簡素化

- ・マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期間（原則発行の日から5回目の誕生日）を延長すること
- ・電子証明書の有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方策を検討すること

【国制度の問題点】

- ・電子証明書は、e-TAXや証明書のコンビニ交付など、事務手続を行政の窓口に行かずにできることがメリットであるが、電子証明書の更新のために5年に1回窓口に行く必要がある。
- ・そのため、更新されないまま失効し、マイナンバーカード（多くの場合、有効期間は発行から10年）は有効であるのに、コンビニ交付等のサービスが使えないという状況が発生することで、カードの利用価値が下がり、取得率・利用率が低迷することが懸念される。

④ セキュリティ対策の徹底**ア 再点検と安全対策の提示**

- ・セキュリティ対策を再点検し、国民の信頼が得られる安全対策を示すこと

イ セキュリティ対策への財政措置

- ・セキュリティ対策に必要な経費について、引き続き財政措置を講じること
- ・機器のリースに要する経費についても補助対象とすること
- ・自治体情報セキュリティクラウドについて、初期構築だけでなく、維持・運用に必要な経費についても、財政措置を講じること

3 地方分権改革の推進

(1) 地方分権型の行政システムの確立【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

主① 日本国憲法における地方自治に関する規定の改正

ア 地方自治の本旨の明確化

- ・国民である住民から直接負託されている地方自治体の固有の権能が明確になるよう地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に規定すること

【現行憲法の問題点】

- ・現行の憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されているのみであり、抽象的で分かりにくいいため、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することが不可欠である。

イ 国の事務を限定する規定の追加

- ・地方分権を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、その他の事務は地方が幅広く担うことを規定すること
- ・地方の統治機構のあり方等については、地方制度調査会を活用して検討すること

【提案の背景】

- ・地方自治に関する規定の検討に当たっては、現行の地方制度に関して全般的な検討を加えることを目的として設置された地方制度調査会において、国と地方の役割分担の見直しを前提として地方の統治機構のあり方等も併せて検討する必要がある。

ウ 地方自治の根幹に関わる規定の追加

- ・地方公共団体の定義及び役割を明確化し、条例制定権、自主財政権、自主課税権等の具体的な権限に関する規定の追加を検討すること

【現行憲法の問題点】

- ・国による地方自治の侵害を防ぐため、法律に違反しない限り、地方が独自に立法権、財政権、課税権を有することを記載すべきである。
- ・地方公共団体の種類については憲法上規定がないことから、地方公共団体の種類（基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県）を明記する必要がある。

主② 関西広域連合への事務・権限の移譲等

国の事務・権限の受け皿となることを設立目的とする関西広域連合の発展・充実を図るため、以下の措置を講じること

ア 府県域を超える大括りな事務・権限の移譲

- ・広域地方計画の策定権限など中央府省の事務・権限も含め、府県域を超える広域的な調整が必要となる大括りな事務・権限を、関西広域連合へ移譲すること

イ 規約の一部変更の際の許可を届出制に変更

- ・広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること

ウ 幅広い事務の移譲の要請を可能とする法改正

- ・広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲について、広域連合に密接に関連する事務のみに限定されている地方自治法の規定を改正し、幅広い事務の移譲を要請できるようにすること

(2) 地方分権改革に関する提案募集方式における地方意見への真摯な対応【内閣官房、内閣府、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 「提案募集方式」の更なる充実

ア 国から地方への事務・権限の移譲の提案に関する支障事例の不要化

- ・国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との調整を行うこと

【国制度の問題点】

- ・現行の提案募集方式では、地方が支障事例を提示する必要があるが、現状で権限を持っていない地方が、国から事務・権限を移譲された際の支障事例を提示することは困難である。
- ・権限移譲に当たっては、国と地方の役割分担を進めるという観点から具体的な支障事例がなくとも関係府省との調整を行うべきであり、移譲が不可能であれば、国が地方に権限移譲を行うに当たっての支障を立証すべきである。

イ 複数団体から再提案があった場合の再検討要請

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、複数の団体から提案があった場合は、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すること

【国制度の問題点】

- ・複数の団体から支障事例の提出があるものは、国の制度そのものが現状に沿っていないことの証左であるため、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すべきである。

ウ 提案募集検討専門部会における提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において、地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言する機会を付与すること

【国制度の問題点】

- ・提案募集検討専門部会においては、提案団体は陪席できるものの、発言機会がないことから、直接関係府省や有識者に地方の現状を説明することができない。

② 国から地方への事務・権限の移譲を推進する実証実験方式の導入

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に国から地方に移譲する「実証実験方式」を実施するため、地方分権有識者会議に新たな専門部会を設置すること

【国制度の問題点】

- ・行政実務上の支障事例の解決を主な目的とする提案募集方式では、大括りの権限移譲が進まない現状を踏まえ、地方が求める場合に試験的に事務・権限の移譲を行う仕組みの創設が必要である。

③ 提案の実現に向けたフォローアップ

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと

【国制度の問題点】

- ・引き続き検討を行うとされた提案については、内閣府と関係府省との間で検討が進められているものの、提案団体へはその検討過程や理由は知らされず、○×等の結果のみが知られることが多いことから、地方の意見を適切に反映できるような仕組みが必要である。

(3) 国と地方の協議の場の運用【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 国と地方の協議の場の積極的活用

ア 事前協議の義務付け

- ・地方との十分な協議がない状況で成立した高校無償化法の改正のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること

イ 適時適切な協議の場の開催

- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、閣議決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること

【現行の問題点】

- ・地方自治法第263条の3第5項の規定の趣旨に基づき、事前に情報提供されるが、閣議決定まで時間がなく、十分な協議を行う期間が形式的なものとなっている。

② 分科会の設置

- ・地方自治にとって重要なテーマについては、分科会を設置し、十分に活用すること

【提案の背景】

- ・社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に地方自治にとって重要なテーマである、「地方財政対策」「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」などは、それぞれの分科会を設置して議論をすべきである。

(4) 地域の実情を踏まえた圏域行政の検討

【総務、国交、経産】

主① 新たな「圏域行政」のあり方についての十分な検討

- ・地方制度調査会において、圏域行政に関する法制化が議論されているが、基礎自治体である市町や広域調整機能を有する都道府県の意見を十分踏まえるとともに、連携中枢都市など現行制度の課題を十分踏まえた上で、議論を進めること

【第32回地方制度調査会 諮問】

- ・人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。

② 地域の実情に踏まえた都市機能の集約

- ・連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等、都市機能や行政サービスの集約により地域の活性化を進めるに当たっては、効率性のみを重視せず、それぞれの地域の実情に合わせて実施すること

③ 財政支援措置の拡充

- ・連携中枢都市圏及び定住自立圏の複数圏域に参加する場合、それぞれの制度において各市町が取り組む事務・事業に応じた財政需要が増加するため、各圏域での取組状況を踏まえた財政支援を行うこと

④ 中心市要件の緩和

- ・定住自立圏における中心市の要件である昼夜間人口比率「1以上」について、連携中枢都市と同様に「おおむね1以上」とすること

(5) 道州制に関する懸念への対応

【内閣官房、内閣府、総務】

- ・政府与党において検討されている「道州制」については、以下の懸念があることから、検討に当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえて慎重に対応すること
 - 道州制の議論は、国、都道府県、市町村という国のかたちを根本的に見直すもので、憲法に定める「地方自治の本旨」に基づく検討が必要
 - 平成の市町村合併の検証が必要
 - 広大な道州では地方自治の本旨に基づく住民自治が機能する地方公共団体になり得るか疑問
 - 現体制で何が欠けているのか不明のまま都道府県廃止を先決すべきではない

【提案の背景】

- ・広域行政を検討するに当たっては、国と地方が担うべき事務・権限のあり方や国、広域行政体、基礎自治体の関係などについて十分議論することが必要であり、国主導による中央集権型の道州制の導入が進まないようにすべきである。

(6) 政府関係機関移転基本方針の速やかな実施

【内閣官房、内閣府、総務、文科】

① 基本方針で決定した地方移転の着実な実施

- ・基本方針（H28.3.22 まち・ひと・しごと創生本部決定）で決定した地方移転を着実に実施するとともに、その効果が発揮されるように対応すること
 - 兵庫県関係：理研「科学技術ハブ推進本部関西拠点」

② 地方移転に関する実証実験の速やかな実施

- ・基本方針及び今後の取組（H28.9.1 同）において明記された政府主体による地方移転に関する実証実験について、全省庁が対象事務の選定及び実施期間を盛り込んだ工程表を作成し、速やかに実施すること

主(7) 選挙制度の整備

【総務】

① 地方議会議員選挙における選挙制度の見直し

新届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けるよう法改正すること

新立候補者に住所等の届出内容が真実である旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること

【提案の背景】

- ・県内に住所を有していないにもかかわらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生したが、候補者が必要書類を不備なく提出した場合、過去の判例から住所の記載内容に疑義があったとしても受理せざるを得ない。
- ・立候補届に必要な添付書類として、立候補届出書に記載された住所を確認できる書類の添付が法令上義務づけられていないことから、住民票の提出を義務付けるよう、法改正すべきである。
- ・また、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないためにも、立候補者に住所等の届出内容が真実である旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう、法改正すべきである。